

第百五十五回国
参議院内閣委員会會議録第十号

平成十四年十二月五日(木曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

十二月三日

辞任

羽田雄一郎君

補欠選任

松井 孝治君

十二月四日

辞任

神本美恵子君

補欠選任

川橋 幸子君

小池 晃君

筆坂 秀世君

十二月五日

辞任

川橋 幸子君

補欠選任

鈴木 寛君

筆坂 秀世君

畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小川 敏夫君

阿部 正俊君

亀井 郁夫君

森下 博之君

長谷川 清君

吉川 春子君

委員

阿南 一成君

竹山 裕君

西銘順志郎君

野沢 太三君

山崎 正昭君

岡崎トミ子君

鈴木 寛君

松井 孝治君

白浜 一良君

国務大臣

国務大臣

内閣府大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府政策統括官

総務大臣官房総括審議官

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省高等教育局私学部長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

国土交通省海事局長

国土交通省港湾局長

参考人

社団法人日本経済研究センター理事長

山口那津男君

畑野 君枝君

島袋 宗康君

黒岩 宇洋君

鴻池 祥肇君

木村 隆秀君

池坊 保子君

渡辺 具能君

鳴谷 潤君

中城 吉郎君

山本信一郎君

坂 篤郎君

板倉 敏和君

矢野 重典君

玉井日出夫君

岩田喜美枝君

金子賢太郎君

金澤 寛君

医療法人財団河北総合病院理事

河北 博文君

長 部教授

法政大学経営学

角瀬 保雄君

本日、角瀬参考人の順に、お一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

○委員長の御発言は着席のままで結構でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

○参考人(八代尚宏君) 八代でございます。

を、国際化する経済体制の下で日本についてもセーフティネットをきちっとするということを前提に市場競争をできるだけ導入する、そのために構造改革、規制改革というものが必要であるというのが私の認識でございます。

そういう規制改革というのは、ともすれば単に規制を緩和するだけだという見方もございますが、必ずしもそうではなくて、規制を阻害する制度を極力撤廃あるいは緩和する、同時に規制を促進するような制度を強化するという形で、ともかくも事業者間、企業間の競争をできるだけ活性化することによって消費者、利用者の利益を守るというのが一つの考え方でございます。これは同時に、過去の経済社会に見合って作られた制度を新しい社会の中に見合うように効率的な制度へと改革する、制度改革という視点もございまして。それから、小泉総理がいつも言っておられますように、官から民へ、民のできることは民へということ、あるいは国から地方へ、地方ができることは地方にゆだねて国はもっと国際化対応を進めなければいけないと、そういう制度改革の考え方とも整合的でございます。

そういう規制改革の必要性ということは多くの方は賛成していただいているわけなんです。問題は、それがなかなか進まないということでありまして。非常に、二歩前進一歩後退という形で、せっかく規制緩和ができて、それを妨げるような詳細な別の規制というものが同時に生まれることによって、なかなか急速に変わる国際化の波に、スピードに付いていくことができないわけでありまして。国際化というのは、必ずしも欧米だけではなくて、韓国、中国を始めとする日本の近隣のアジア諸国は日本以上のスピードで急速に改革を進めているわけですが、日本だけがいつまでも慎重に慎重にということでは緩やかな改革しかできないわけでありまして。

なぜそういう緩やかな改革しかできないかというと、やはり全国一律に制度を変えるためには様々なリスクを考慮しなければいけない。神学論

争が繰り返されてなかなか大胆な改革ができないわけでありまして。そういうボトルネックを克服するための一つの方法がこの特区でありまして、全国一律ではなくて特定の地域に限って新しい制度を試み、それによって制度の効果を確かめた上、全国に適用するという、そういう一つの社会的実験であります。

こういう社会的実験というのはこれまででも国のモデル事業という形で行われていたわけでありまして、それはあくまでも国主導でやる、あるいは特定の優れた地域を進展させるための政策として行われていたわけなんです。そうではなくて、この特区の考え方というのは、地域の主体性に基づいて、国の押し付けではなくて地方が正に自分たちがこういう改革をすることで地域を活性化したいという意図をくみ上げるという形で行うということ、それから必ずしも優れた地域だけではなくて、むしろ地域間競争という形で進めていくということが大事ではないかということでありまして。

これは、中国が沿岸地域について特区というものを作って、それが見事に成功し現在の中国の繁栄に至っているわけですが、必ずしもそういう中国型の特区ではなくて、私が思いますには、むしろ米国の型でやる。米国というのは五十の特区が常に存在するわけで、五十の州がそれぞれ独自の制度を持っていていろいろな新しいことを試す、それによって良い制度はほかの州によってまねをされ悪い制度は廃れるという形で絶え間のない制度間競争が行われている、これがやはり米国の経済社会が非常に活性化していることの一つの原因ではないかと思えます。残念ながら連邦制ではない日本では米国のようなことはできませんが、せめてその一つの、一部でも取り入れるということがこの特区の最大の意味ではないかと思えます。

かつてのようにキャッチアップ時代であれば外国のまねさえしていればよかったわけでありまして、もうこれだけ大きくなった日本経済は自ら試

行錯誤を通じてより良い制度を求めていかなければいけない、そのために、やはり特区というものは非常に有力な一つの手段ではないかと思えます。

一枚めくっていただきまして、「通則法としての特区法案」というのがございまして、こういう特区のアイデアが最初に総合規制改革会議あるいは経済財政諮問会議で出てきたときに、各省がそういう特区を作るのは結構だけれども、当然その場合は各省の法律を改正してやらなければいけないということなんです。それではやはり同じような問題が起る、このために内閣府で一括して通則法を作り、それに基づいて各省の法律を横断的に改革するというようなアイデアが出たわけでありまして。当初このアイデアが出たときは、極めて非常識な考え方であるというふうな非難されたわけですが、結果的に閣議決定に至って、今日こういう参議院の場で審議していただくような状況になったということは非常に大事なことでないかと思えます。

こういう特区法案の考え方というのは、あくまでも地方自治体の自発的な立案ということに基づいて、できる限り幅広い内容を対象とするということが基本だと思えます。それから、決して法律だけではなくて、規制は細部に宿ると言われますように、法律自体よりも、むしろ各省の政令であるとか通達というものが競争を妨げている面も多い。そういう意味では、省令、通達にかかわらず、細かい点にも含めて、行政指導的なものも含めて改正するというのが一つのポイントであります。

それから、しばしば言われることとして、特区は結構だけれども、例えば生命、身体にかかわるような規制というのは外すべきであると。特定の地域の住民を言わば実験台にするようなことは許されないという考え方がございまして。

ただ、こういう考え方の前提というのは、あくまでも現状が最適であるという強い前提に基づいているわけでありまして、その場合は当然ながら

実験する必要もないわけでありまして、そうではなくて、やはり今の社会的規制、医療、教育、農業、あらゆる分野について多くの問題点があるということであれば、より良い医療制度、福祉制度を考えるために何らかのやはり実験というものが必要ではないかということでありまして。

医療の世界は、後でまた河北先生がお話しになると思いますが、私はむしろ特区に向いている分野ではないかと思えます。それは、結局、医療自体が絶え間のない実験の中でこれまで医療技術の進歩、新薬の開発をしてきた分野であるわけでありまして。例えば、新しい薬を承認するときには、当然ながら有益性と有害性のジレンマというのがある可能性は、しかし同時に、それを恐れて一切新薬を作れなければ、それで救えたかもしれない患者の命が失われるという正にジレンマがあるわけでありまして。そうした中で、治験という手段を通じて、管理された病院あるいは製薬会社の中で実験を繰り返すことによって新しい薬を作っていくわけでありまして、この考え方は正に医療制度にも適用できるのではないだろうか。医療制度についても様々な提案がありますが、それに対する懸念もあるわけでありまして、それは結局、何らかの十分な安全措置、代替措置という言い方を取りますが、その下で実験するより仕方ないのではなからうか。古い制度が良い制度といふ今までの社会的規制の考え方というのは、急速に変化する世の中では、ある意味で国民生活の多様性あるいは質の向上を妨げる一番大きな要因ではないかと思えます。

それから、特定の地域に限った特区であったとしても、そこに全国から言わば利用者が来る可能性があるわけですから、それは全国ベースの改革と変わらないんじゃないかというお考えもあるかと聞いておりますが、それは逆に言えば、そういう決してクロージョの特区ではなくて、全国どこでも利用できるよという特区を作ることによって、正に地域間競争が起るわけでありま

す。現在は、例えば日本では認められていないような医療システム、新薬とか手術法を受けるためには、例えば米国とかヨーロッパに行かなければいけない。そうではなくて、同じ日本の中でも、例えば米国並みの技術を持ったような病院があれば、これは国民にとって非常に大きなプラスではなからうか。そういう意味で、正にその地域の人以外を排除するような特区というのは本来の特区の意味をなしていないのではないかといいたいです。

あとはちよつと特区法の具体的内容で、これは皆さんもつくにも御承知のことです。省から省ですが、五ページ目の特区法の具体的成果の例示としましては、規制改革会議等で各省と協議した結果、幾つかの新しいアイデアが認められていたわけでありました。

教育関係では、御承知のように、長年の課題でありました教育カリキュラムの多様化とか、大学設置の校地面積基準の緩和とか、あるいは農業でいいますと株式会社への参入が、賃貸方式という制約はございますが認めていただいた。それによつて、例えば耕作放棄地がどんどん増えているような地域において、新しい血を導入することによつて農村の活性化を図るような手段が生まれたわけでありました。福祉関連でも、長年の課題となつておりました施設介護の分野において株式会社が公設民営方式という形で特養を運営することが特区では認められたということでもあります。

医療関係の特区というのは認められなかったわけですが、実質的に、例えば高度先進医療病院の適用基準の弾力化という特区要望というのは、全国対応という形で認めていただいたわけでありました。必ずしも特区でなければいけないということはないわけでありまして、正に特区を飛び越して一挙に全国対応の規制改革を進める一つの契機になったというのもこの特区法案の一つの成果ではないかと思ひます。

株式会社の問題は後でまた御質問があればお答えするということで、今回は特区法案の審議でこ

ざいますので、全部飛ばしまして、最後に九ページのレジメを見ていただきたいと思います。

それは、今後、内閣府と総合規制改革会議との連携ということでありまして、これは基本プログラムにも明記されております。

それから、現に今回の法案を作成するに当たつて、具体的な特例措置の内容とか規制改革の在り方について各省と規制改革会議と特区推進室が協力して意見交換をし、かつその意見交換の内容は完全に外部に公開する、傍聴も可能で話し議事録も完全に公開する、そういう中で、国民環境の中でその規制改革の議論が行われたというのは非常に大きな成果ではないかと思ひます。

最後に、一つだけ問題点がございまして、これは特例措置の評価ということでありますが、これが実は非常に大きな重要性を持つてゐるわけでございます。

やはりこの特区というのの最大の目的というのは、地域を限つて行う実験というものの、新しい試みというものが最終的には全国ベースで広がるということを意図してゐるわけでありまして、そのときはやはりこの評価というものが極めて重要であります。だが、この評価をするのかと。関係各省だけではなくて、やはり第三者、民間のシンクタンクあるいは内閣府、いろんなところで評価することによつてそれが速やかに全国ベースの規制改革につながる、そういうことが極めて重要であつて、これをいかに担保していくかというのが今後の特区法案の大きな課題ではないかと思ひます。

以上でございます。

○委員長(小川敏夫君) ありがとうございます。次に、河北参考人をお願いいたします。河北参考人。

○参考人(河北博文君) おはようございます。私が本日使います資料が二枚ございまして、一つはこの色の付いた資料でございまして、これは私

今日朝持つてまいりましたのは、これは日経新聞、三日の日経新聞夕刊だと思ひますけれども、こういう意見が載つていたのでお持ちをいたしました。これは後ほど御説明をしたいと思います。

初めに、私がこちらの方にお呼びいたいただいて参考人としてお話をさせていただく理由を御説明したいと思ひます。私が所属をしております医療法人財団河北総合病院というのは財団でございます。社団ではございません。医療法人には医療法上二つの種類がございまして、財団と社団がございまして、持ち分のないという意味で私は非営利に属するのではないかといいふに常々思つております。ですから私は非営利でございます。医療法の中で株式会社への参入を、排除する理由がないということでも認めてゐる立場でございます。

それから、私自身は病院の医療法人財団の最終責任者であると同時に、約二十年間医療政策にかかわつてまいりました。その以前から、武見太郎元日本医師会会長に私のアメリカに留学をしたときの推薦状を書いていただきましたし、それから、帰つてまいりまして、村瀬敏郎先生、日本医師会長をされた方ですけれども、非常にかわいがつていただきました。それから、日本病院会の副会長を六年いたしましたときに諸橋芳夫先生という方にもかわいがつていただき、その間に、特に厚生省では寺松元健康政策局長と一緒に、医療の評価、第三者評価をいかに日本に導入するか、それから医療の資本的な費用としての病院の建て直しの資金等を考へて、施設近代化施設整備事業というものを、一九四六年に作られましたアメリカのヒル・バートン法というのになぞつて作つてきたことがございます。

今、私が医療の中にいて非常に大きな矛盾を感じるといふことを特に今日はお話をしたいといふふうに思ひます。ですから、私は思ひ付きで今日お話をすることではなくて、約二十年間のいろいろなことを通じて先生方に御理解をいただきたいといふふうに思つております。

もう一つ、私は医師でございます。医師がよく、発言をするときにプロフェッショナルフリーダムという言葉を使ひますけれども、私はプロフェッショナルフリーダムの前に、プロフェッショナルコミットメントという言葉を使ひます。説明をするようにいたしてあります。コミットメントというものは、自分の命に懸けて使命を遂行することを神に誓ふということであつて、よく、プロフェッショナルスクールというのは三種類しかない。これは法学、神学、医学。神学、法学、医学でしようか、この三つに共通することは、人の命の判断を神にゆだねられるという立場でございます。ですから、コミットメントして、自分の命を懸けて使命を遂行することを医師は神に誓つてゐるということを私は常々考へております。

ですから、そういう意味で、やはり日本の医療を良くしたい、社会が許容する範囲の中で、日本の医療を、最善の医療を作りたいといふことからいろいろ活動をしてきてゐるわけでございます。

それで、患者さん個人にとつて医療の質というものには必要な医療が適切に得られること、何が必要であるのか、必要な医療といふのはどういふものであるのか。適切にといふその方法論でありまして、適切な説明がなされてゐるのか、あるいは社会が許容する範囲のことをすべてそこに網羅されてゐるのかどうか。得るといふことは、与えられるということではなくて、患者さんが参加をして自分で選択をするということであるといふことが基本であります。

そこで、私の今日の主題は「選択の自由」といふことを持つてまいりました。

規制改革委員会等でも市場競争原理という言葉は何回も聞かれましたけれども、医療の中で余り競争原理という言葉はふさわしくないのではないかと。ですから、選択の原理とか、あるいは選択の自由といふ言葉の方がふさわしいといふふうに思つて選択の自由といふ言葉を使つております。今、日本の社会といふのは非常に経済を含め

て閉塞感がある。閉塞感を打破するというのは、やはりこの選択を自分でできるということが大切なのではないかというふうに思います。

少し生意気なように感じますが、この資料の右の上の方に「社会システムはバランスである」、絶対正しいという事はございません。ですから、常に社会を見ながら、右なのか左なのか、どこにその調整をしていくかというバランスを大切にしなければいけないだろうというふうな思っております。その中で、バランスを考えたときに、ある一点だけ考えるということではなくて、総合的な視野を持つということは極めて大切でございます。

それから、フェアとリーズナブルとシンプルというのは私の政策の三つの基本でございますけれども、フェアというのは公平ではありません。公正であるということでありまして、公平というのは、すべて一律に同じであるはずだということを認めない言葉であります。公正ということは、違いを前提にして、それを正しく評価をして、その評価の結果に対して適切に対応するという言葉が公正という言葉でございます。これがフェアであります。リーズナブルというのは、合理的という言葉よりは理にかなっている、多くの人たちが納得できるということなんだろうと思います。全員一致ではございません。それから、シンプルというのは、分かりやすいということであります。パブリック・プライベート・パートナーシップというのは、公と私、官と民という言葉の違いを先生方御存じでいらつしやると思いますが、民間であっても公の仕事をしなればいけないということがございます。

それから、ネガティブリストの社会というのはどういうことかといいますと、ポジティブリストの社会ではないと。ポジティブリストの社会というのは、やっていいことをいわゆる行政あるいは政治の判断にゆだねて、やっていいことを増やしていく、リストを増やしていくという社会であつて、それ以外は原則禁止という社会であります。

ネガティブリストの社会というのは、やっていけないことを最小限にリストの中にとどめて、あとは自己責任で原則自由にするという社会であります。そういう社会にしなければいけないというふうな思っていて、これが私の社会に対する基本的な考え方でありまして。

その次に、医療でございますけれども、この円をごらんいただきたいんですが、「社会保険」という黄色い部分、この中に閉じ込められている。閉じ込められている中で、左側の「多くの矛盾・分配論」と書きしました。

日本の医療には非常にたくさん矛盾がございます。例えば医療費、これは全国一律の制度であつて、コストは全く地域によつて違う。それから、コストとエクスペンズの違い。日本の医療を、現在の医療を支えるためにもコストが三十五兆円ほど掛かっていますけれども、医療費として支払われているのは、三十兆円か三十一兆円ぐらいが医療費であります。その差額は何なのか。例えば、会計からの繰入金、これは一兆数千億円毎年ございます。それから、表に出ない患者さんの御負担、そういうものを含めてコストをようやく支払の方でカバーしているというふうな形であつて、コストとエクスペンズが一致していない。それからさらに、診療報酬体系というのは、医療の、あるいは診療の質を問わない体系になつてしまっているということに問題があります。

それからさらに、開設主体というのは、これは株式会社の問題は後ほど触れたいと思つたけれども、開設主体は既に二十数種類あります。非常に多くの矛盾を抱えています。あるいは、医学あるいは医師の教育に關しての医局の問題、こういったものも考えなければいけないというふうな思っております。

それから、その黄色の中で、分配論をする、分配論というのは堺屋太一さんが昔おっしゃつていらつしやいましたけれども、分配論というのは嫉妬の経済学しか生まないというようなことで、だれが幾ら持つていったかということであつて、枠

を拡大する議論をしなければいけないのではないかとこのように思います。

その周りにはこの緑色の「医療・保健」と書きしましたのは、これはいわゆる衛生法規に關して、社会保険に収載されていなくても医学的見地からこれは効果があるのではないかとこのように認められているものを含めて、この衛生法規の部分でありますけれども、この部分は私はやはり医療では外してはいけないことだろうというふうな思っています。これを中から何とかこの矛盾を解決し、分配論ではなくて枠を拡大したいという力がございます。私だけではございません。それから、外からは、新しいビジネスチャンスとしてそれをとらえている人たちは決して少なくはないというふうに思います。

この二つの力を考えてみて、この枠を拡大しなければいけない。拡大するためには点線のこの青い部分を膨らますということであつて、現在日本の医療費、先ほどのコストの部分で考えれば三十兆円あるわけでありまして、これはGDPの中でも既に第四番目ぐらいの大きさの産業として位置付けられるのではないかと思います。これからの日本のGDPあるいは経済を考えたときに、確実に拡大できる可能性を持つものの、これはもう私はその最たるものではないかというふうに思っております。

そこで、現在の日本の医療でありますけれども、これは左の上に書きました。「貧困からの救済」という、まだ一九四五年当時の基本理念が残つていて、先ほどの公平、すべて一律に同じであるはずだという公平と、量を拡大してきた医療でございました。これは同質性の社会というものを意味して、この中に、異質であるということに前提にした第三者機能評価を導入するというのは非常に時間が掛かります。約十五年掛かりました。

国民皆保険制度、これは将来的にも確保していかなければいけないことだと思います。フリーアクセス。フリーアクセスには大きな問題がございます。

ます。適正なアクセスを確保するということがあつて、どこに何回行つても構わないというものでは私はないというふうに思います。それから、自由標榜制。開業するときにどんな標榜科を選ぶかということ、自分が選ぶことができるということ、これにも多くの矛盾があると思います。それから出来高払にも矛盾があると思う。支払制度、幾つかの支払制度がございます。

そこで、それをどういうふうに見直すかということがその下でございますけれども、「制度見直しの目標」というのは、患者さんが選択できる制度にする、それから医療の質を向上させるような方向に持つていかなければいけない、医療の枠の拡大、それから提供者側も選択肢を持ちたいというふうな気持ちがございます。

右側に参りますけれども、「活力ある経済社会に向けて」。

今と同じような問題ありますけれども、選択原理それから質の向上とともに、産業、内需そのものであるということ、それから技術政策、いろいろなテクノロジあるいはバイオその他を含めて、可能性はもう本当に無限にあるというふうな考えております。雇用政策、まだまだ数十万人あるいは百万人を超える雇用が、医療が拡大する、これは無限に拡大をするということではなくて社会が許容する範囲で拡大をする、社会保険とその周辺の部分を含めてでありますけれども、ことが可能であるというふうに考えます。

それから、国際的視点。ここに「国際貢献」と書きましたけれども、国際的にその国に出掛けていつてということではなくて、教育を含めて、いろいろな途上国の人たちの教育を日本で引き受けるといふことが国際貢献の私はもう基本であるというふうに思っております。

それから、保険制度、医療提供体制も、基本的には私は民営化をすべきであると。アメリカのメディケア、メディケイドの支払が、公的保険の支払がもう既に五〇％を超えております。アメリカの医療費というのは、日本円に直すと現在でも百

五十兆円ほどお金が掛かっていて、全世界の二分の一以上のお金をアメリカ一國で医療費として使っています。

それでも、その下でございませうけれども、アメリカの医療を見たときに、まずアメリカの医療制度、勉強すべきことがたくさんあります。制度として、マネージドケアを含めて、我々が導入する

かしないかは別にしましても、非常に参考になる制度がございませう。それから、マネージメント。病院のマネージメント、医療政策のマネージメントというの

のははるかにアメリカの方が進んでおります。医療の評価、あるいは医学教育、それから医師、看護婦その他、看護師でございませうか、専門職が直接日本に来て

ても十分な診療ができるということ。それから、物。薬でもそうだし、あるいはその医療材料、医療機器、そういったものもアメリカからの輸入がかなりたくさんあるというふう

に考えておりました、お金を掛けるということ。こういうものを貿易財として国際的に流通できると。

我が国は一体何があるでしょうか。我が国に以前、国民皆保険制度を勉強するために来た人たち、アジアからたくさん来られました。今は全くありません。我々が掛けていって、アメリカに行き、オーストラリアに行き、韓国が今すばらしく変化を

が果たせるというふうに出てくる。これが競争なのか選択になるかということでありませう。それから、こちらの方の資料でございませうけれども、日本にいる外国人は日本の医療を選ばない

と。非常に残念なことではございませう。後ほどお目を通しただけだと思ひます。以上でございませう。

○委員長(小川敏夫君) ありがとうございます。次に、角瀬参考人をお願いいたします。角瀬参考人。

○参考人(角瀬保雄君) 法政大学の角瀬と申しませう。今回の構造改革特区法案に対する参考人意見の依頼が

ありましたのがちょうど一週間前のことで、時間的にもかなり押し詰まった時期でありました。早速、法案等、資料を送っていただき、目を通したところでありませうが、限られた時間でもあり、法律の条文や個々の提案の内容を検討することは不可能でありませう。そこで、構造改革特区構想の背景と本質に関する私なりの考えを取りま

とめてお話しするのが最も適切と考えて参りました。かつて、私は、規制緩和が大きな問題となり始めました一九九三年当時、衆議院の規制緩和に関する特別委員会に参考人として出席する機会があり、以来、規制緩和問題については著書等を通じて発言を

してまいりました。当時は細川内閣の時代で、以来、内閣は次々と変わりましたが、政府の規制緩和促進の政策は一貫して

た。グローバル化の結果、富める者と貧しい者への社会の二極分化と弱者の社会的排除が進みました。規制緩和とIT革命がもたらされたアメリカの九〇年代の好景気も、エンロン、ワールドコム事件で証明されましたように、IT・株式バブルによるものでありませう。今日ではその崩壊が明らかとなつております。

我が国では、九〇年代のバブル崩壊後、経済不況が深刻化する中で、細川首相の私的諮問機関でありました経済改革研究会から平岩リポートが発表され、公的規制について、経済的規制は原則自由、社会的規制についても、経済的規制の機能を

持つとして必要最小限に縮小するというスローガンが打ち出されました。こうした中で、景気回復のために規制緩和という大合唱が繰り広げられたわけでありませうが、私は規制緩和による競争の促進、効率化の追求は、弱肉強食による大企業は栄えても、中小企業の整理淘汰と働く者の失業の増大を

もたらさずにはおかず、景気回復に逆行するものであるという意見を申し上げました。その後、約十年間の事態の推移は私の危惧が正しかったことを証明したものと考えております。

その後も景気は一向に良くならないばかりか、リストラによって完全失業率は五・五%と高い水準で続いております。今後、小泉内閣の構造改革が進められていくならば、さらに中小企業の倒産や失業者が増大するであろうことは多くの識者の一致して見るところとなつております。

必要であるという考え方を持っておりますが、その内容は政府が考えているところとは大きく異なっております。それは、あるべき日本の姿、日本の将来像をどう考えるかによつて大きく変わってくるからであります。利潤の追求と効率優先の弱肉強食がまかり通る社会が望ましいのかどうか、そうではなく、弱者に優しい福祉社会、協同と共生の社会が望ましいのかによつて大きく分かれて

きます。私は後者の立場に立つております。また、規制について言いますと、それはすべて維持すべきものとも考えておりませう。国民の生活向上にとつて必要でない、邪魔になる官制的な規制は

なくすべきであると思ひますが、国民生活にとつて必要欠くべからざる社会的規制は強化する必要があると考えております。したがつて、規制一般が是非かと言うことはできず、個別具体的に検討し、その必要性、問題点を検討すべきものと言ひませう。国の規制緩和と政策に対し、地方自治体が住民の生活の立場から地方独自の規制を強化することも必要と

考えております。現在の小泉内閣は、これまでの歴代の内閣と同様に、構造改革なくして景気回復なしと叫び続けて

おりますが、景気は一向に良くならず、国民の将来の生活に対する不安は増大するばかりであります。それに対して、規制緩和と政策が悪いのではなく、与党内のい

せようとするものと言われております。そのために、地方からの申請を基に内閣がそれを承認するという手法をもってするところに特徴が見られます。しかし、地域間の公平性が崩れたり、適用を受ける地域、人の間での平等性の確保などが問題点として指摘されてもおります。

第一次緩和要望として示されたものは九百三項目に上り、そのうち特区として認められたのは約一割の九十三項目とされておりますが、その内容は様々であります。さらに、総合規制改革会議の第二次答申で検討されるものから、平成十五年の一月十五日を期限とする新たな提案の受付も予定されており、その全体像は必ずしも明確になってはおりません。

大きな問題となりました農業、医療、教育への株式会社への参入について見ますと、医療、教育については見送られたこととありますが、総合規制改革会議の第二次答申では、教育研究分野への株式会社への参入が目玉として再度浮上してくるものの報道もあります。

個別の事例として挙げられているものについて見ますと、国際交流から産業競争力の強化、新産業の創出、技術開発、産学官連携から町おこしに至るまで様々なものが見られ、その中には煩雑なお役所形式の形式主義の簡略化、廃止など国民の要求にこたえるものも見られますが、公共的な分野への株式会社への参入解禁など、規制緩和によるビジネスチャンスを追求める大企業の要求にこたえるものについては問題と言えます。そうした点からも、総合規制改革会議の中間取りまとめに見られる、生命・身体・健康、公序良俗、消費者保護等に関する規制であるという理由によって対象外とすべきではないという発想には大きな問題があります。生存権よりも経済効率を優先させようという発想が見られるからです。

今大きな問題となっているところについて見ますと、まず農業ですが、食糧自給率の低下はとどまるところを知らず、憂うべき状況にあることは広く知られております。さらに、最近では、食の

安全性が大きく脅かされてきております。こうした中、国内農業の振興が求められておりますが、政府は米の生産調整から手を引こうとしております。こうした中で株式会社の農業参入と農業を市場原理にゆだねることは、農業保護に取り組んでいる欧米諸国の動向にも逆行するもので、日本農業の再生に資するものとは思われません。

さらに、国民の命と健康にかかわる医療について見ますと、医療改革によって国民の負担は増大するばかりで、受診抑制が広がってきております。病気になるっても医者に掛かれない深刻な状況も生まれております。また、医療機関に対する診療報酬の引下げは病院経営を直撃しておりますが、こうした中、医療分野への株式会社への参入と先端的治療に関する混合診療の容認など、私費診療の拡大が進められようとしております。しかし、そうした医療の公共性を顧みない市場化、公利化では、金持ちにはいいかもしれないが、公的医療に頼るしかない低所得者にとっては命を守る医療の機会が失われることとなります。非営利の無差別平等の医療制度が守られなければならないゆえんです。

高齢者の介護の問題についても、介護保険の導入は二面的な影響をもたらしています。高額所得者にとってはこれまでよりも負担が軽減する良い制度であるとしても、低所得者にとっては選択の自由はなく、サービスの抑制をしなければ負担し切れないものとなっております。ここでも株式会社への参入は様々な問題を引き起こしております。

また、地域の公共施設についても、公設民営方式やPFI方式により株式会社が施設運営を行うことを認める特区や、図書館、体育館、学校などの第三セクター以外の民間企業へのアウトソーシングを解禁するなど、株式会社の参入を認め、営利企業の利益追求にゆだねることに問題があります。

また、教育について見ますと、教育の高度化、多様化推進の名の下に競争が奨励され、教育の機会均等が破壊されたり、株式会社の学校経営への

参入など、教育が営利企業の利益追求の対象とされることには問題があります。これまでの官僚的規制にも様々な問題がありました。公的責任が放棄され、市場原理による規制へゆだねられることには別の問題が伴います。適切な計画と規制が必要と思われまます。

最後に、労働の規制緩和について触れますと、労働者派遣関係の緩和などによる労働力の流動化が更に進められようとしております。これは、リストラの受皿作りとして人件費の切下げによる企業の競争力の強化には役立っても、働く者の賃金水準の引下げに拍車をかけるもので、景気回復の足を引っ張るものと言えます。また、特区内に派遣労働者と非正規雇用の労働者ばかりという労働法制的規制緩和特区になるようなことでもなければ、人権保護の見地からいっても問題となりまます。また、障害者雇用の促進などは規制の強化が必要になっていきます。

以上、見てきましたように、構造改革特区の構想は、個々の提案の中には評価されるべきものも含まれ得るとしても、その背景と本質に立ち返ってみると、全体としては規制緩和の持つ否定的な影響を拡大するものであり、受け入れることができないというのが私の意見であります。

以上で終わります。

○委員長(小川敏夫君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑時間が限られておりますので、簡潔に御答弁いただくようお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○森下博之君 おはようございます。自由民主党の森下博之でございます。

構造改革特区法案につきまして、三人の先生から大変貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございます。

時間が限られておりますので、早速まず八代先生から御意見を承りたいと存じます。

八代先生は、平成十年から政府の規制改革緩和委員会の委員をされ、また昨年四月からは内閣の総合規制改革会議の委員を歴任をされておられるところでありまます。先生は構造改革特区構想の具体化に深くかかわられてこられた方と思うわけがあります。

まず、大変素朴な質問で恐縮でございますが、以前は規制緩和と言っておったものが最近では規制改革というふうに言われておるところであります。また、規制改革特区と呼ばれたものが構造改革特別区域と、こういうことに相なっておるわけでありまます。この言葉の変遷といいますが、そういうものに何か特別の差異があるかということが一点。

それから、先生率直に、この国会に法案が出てくるまでいろんな経過をたどるわけでございますが、最初に予定された法案の理念というものが必ずしも十分かどうかという問題もあるわけでありまます。この点につきまして先生の率直なこの法案の採点といえますか、というものをちょっと併せて承れば有り難いと思っております。あるいは、この点がちょっと抜けておるんじゃないかというような御感想がございましたらお聞かせ賜りたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○参考人(八代尚宏君) どうも貴重な御質問をいただきましたありがとうございます。

まず、言葉の定義でございますが、私は基本的に、規制改革特区も構造改革特区も、あるいは規制緩和も規制改革も、基本的には変わることはないと思っております。

ただ、規制緩和という言葉自体が非常に誤ったイメージを持たれる、つまり新自由主義であるとか、市場万能であるとか、弱肉強食であるとか、そういう誤解を生むために、そうではなくて、古い制度を新しい制度に変える規制改革であるというところを、内容は変わらないんですが、誤解を受

けない表現に変えているというのが一つの解釈だ
と思います。すなわち、アダム・スミスでさえ市
場万能ということは言っていないわけでありま
す。アダム・スミスの国富論の本を読んでいただ
ければ、その四分の一のページは財政論に触れら
れているわけでありまして、いかに自由放任の市
場というものには存在しないのかということであり
まして、政府の適切な介入は常に必要でありま
す。

問題は、何が適切な介入かというときに、個々
の消費者とか企業の行動自体に介入するとこれは
社会主義になってしまうと。そうではなくて、独
占とか不当な競争制限とか、あるいは大企業に対
する、中小企業の不公平な取引であるとか、そう
いうものを政府が規制して、できるだけ自由な取
引を行う。それによって企業も消費者もできるだ
け選択の自由を得ると、それが人々の生活を向上
させるために大事な点である。これを強調するた
めに規制改革という言葉を使ったわけで、元々規
制緩和もそういう思想を持っていたという点では
変わりはないと思います。

それから、構造改革特区というのは経済財政諮
問会議の方で言われた表現で、同時に、規制改革
会議の方では規制改革特区ということを書いてい
たわけですが、これは同時並行的に審議が進んだ
ためにこうなったわけでありまして、結果的に実
態は変わっておりません。

それから、御質問の、法案を作った経緯でござ
います。最初にこの規制改革特区の考え方を
出したときは、はつきり言って霞が関の非常識と言
われました。こんな法案が内閣法制局を通るはず
がないということと言われたわけですが、現に法
制局の合意もいただいたわけ、そういう意味で
は、当初の法案の考え方というのはかなり生かさ
れていると思います。

ただ、残念ながら、これが規制改革の突破口に
なるためには様々な問題点があるかと思ひます。
例えば、法案にございませうな、特区を認定す
るときに各省が同意するというものでありまし

て、この同意要件が余りにも厳しければ結果的に
各省の法律を変えるのと何の違いもなくなくなっ
てしまふわけでありませう。しかし、この同意とい
うものを、一つの構造改革特区というもののアイ
デアに対して反するようなもの、例えば住民の本
当の希望を踏みにじるような仕組みであるとか、
あるいはいかなる本来の、規制改革と言いつた
逆により強化になっていたり、特定の企業の利益
になるようなものであるとか、そういう特区の精
神に反するようなものであればこれを否定する
という非常にネガティブチェック的なイメージで
とらえるのであれば、これは当然必要なことでは
ないかと思ひます。

それから、同じように、特区の評価を関係各大
臣がやるということですが、当然ながら、第一
次の評価は関係各大臣がやられるのは当然であ
りませうけれども、そこで決めていただ
けではないわけでありまして、やはり全国総
合的な判断から決める必要がある。そのときは、
政府だけの判断ではなくて、当然ながら民間の見
識とか、民間の評価も受けるようなオープン
な仕組みにならなければいけない。

そういう意味では、これは今後の課題でありま
して、この法案がどう運用されるかということが
実は大事でありまして、現在の法案の段階ではこ
れは様々な可能性があるわけ、ですから、でき
るだけ悪い可能性を排除し、良い方向に向けてい
くというのが今後の運営の工夫次第でございま
す。採点せよということですが、私は基本的
に、一部不満は残っておりますが、全体的には良
いと思ひますか、つまり七十点ということでは
ないかと思ひます。

以上でございませう。

○森下博之君 大変、先生、ありがとうございます。
もう一点だけ承りたいと思ひます。
私、四国の片田舎の高知県選出の参議院議員で
あるわけですが、この法案の審議に当たり
ましては鳥袋先生のところの沖繩がいつも話題に

なるところであります。私の高知県も沖繩と県
民所得として変わらない、非常に厳しい条件下に
ある県であるわけでありませう。私は、高知県ある
いは四国全体を、一つの地域の活性化を図るた
めにこの特区として考えていただければなとい
うの願いを持つ者の一人でありませう。二次募集
もあるということとございませうので、私も大いに
力をしたいと思ひます。

考え方を若干異にするかも知れませんが、私
は、国土政策ということ考えた場合は、東京一
点集中ということとは私は排すべきではないと思
うわけでありませう。こういった、地方に大規模な
特区といひますか、規制改革区域を設けるとい
うことも大変必要ではないかと思ひます。

○参考人(八代尚宏君) おっしゃる点はよく分
かるわけですが、ただ、沖繩の金融特区は、ここ
で議論している構造改革特区以前に構想された、私
はやくも古い形の特区ではないかと思ひます。これ
はあくまでも国のモデル事業であつて、沖繩の地
域振興という観点から様々な規制緩和と、それか
ら一種の財政的な補助も含めて行われた、あくま
でも地域振興のための特区であつたと思ひま
す。

それ自体はもちろん大事なことでと思ひます
が、ここでの特区というのは、むしろそういう面
だけではなくて、やはり、例えば高知で全く新し
い仕組みを考えていただいて、そこで高知から日
本全体を活性化させるというような発想で考えて
いただく特区というのを、正に募集しているわ
けでございませう。そのときに、従来型の財政を、
国から財政面での補助をいただいてやるというこ
とでは、財源に限りもございませうし、やはり知
恵を出していただきたといひます。

例えば、米国が八〇年代に非常に長期停滞に
陥つたときは、米国の各州から例えば知事ある
いは政治家の方も日本にやってくる、是非工場を日
本からアメリカに誘致したいというような努力を

されたわけでありませうが、日本も正に今、同じ
ような状況にある。何も日本の企業だけじゃなくて
アジアの企業、大企業だけじゃなくて中小企業、
そういう企業の方に来ていただいて地域の活性化
を図る。そのためには、現在の様々な官僚的な規
制が邪魔になっているわけで、これを取っ払い、
かつ地方のアイデアで地域を活性化していただ
くということが大事だと思ひます。

私は、この規制改革というのは大企業より中小
企業にとって大きなメリットがある。つまり、そ
れは、大企業というのはどつちも優越的な地位
にあつて、今でも正に中小企業よりも逆に言へば
大きな優越的な立場にあるわけであつて、それと
十分に競争するためには中小企業の活力が大事で
あつて、ただ中小企業の場合は、様々な大企業と
比べてハンディキャップがあることによつて規制
に対して十分対抗できるだけの力がない。その意
味で、規制緩和というのは自由貿易と同じであり
ます。

自由貿易というのは正に弱者の論理でありまし
て、これは経済学で教えるように、賃金の安い国
が賃金の高い国に物を輸出することによつて、比
較生産費原理に基づいて貧しい国が豊かになる。
ですから、自由貿易を恐れているのはむしろ豊
かな国でありまして、それと同じように、規制緩和
というのは、正に中小企業あるいはこれまで貧
しかった地域が自由な貿易をすることによつてより
豊かな地域に接近するといひための重要な大きな
手段ではないかと思ひます。

そういう意味で、是非、地域に大規模な特区を
作っていただく、それによつて地域を活性化して
いただくといひことをぜひ御提言いただけれ
ば有難いと思ひます。

○森下博之君 先生、ありがとうございます。
河北先生に一点承りたいと存じます。医療分野
への株式会社参入の問題についてであります
が、一昨日の当委員会におきまして、山口先生
と局長のやり取りを承つておりまして、この問題
といひのは大変難しい問題をはらんでおるなとい

う認識であるわけであります。私も、株式会社恵玉論といいますが、そういうものにくみするものではもちろんないわけでありますが、特にこの東証一部上場会社にも消費者を欺いたというか、そういうことで大衆国民の糾弾を受けておる会社もありまじし、また一方では、医療機関や医療法人もいろんな問題を惹起をいたしておるわけであります。

先生の今日の御意見を承りまして少しは理解は深まったつもりでございますが、私も確たる一つの自分の意見をまだ正直持ち合わせていないわけであります。

この日本の医療改革というものは、今後とも当然のことながら進めていかなくてはならない問題であろうかと思うわけでありますが、この日本の医療改革というものと先生のお考えになつておられる特区というものの関係といえますか、そのことについてもう少し御意見を賜れば有り難いんですが、よろしく願います。

○参考人(河北博文君) 医療制度全般を取ったときに、やはり国民、すべての国民一人一人に関しましてセーフティーネットを張って、すべての人が利用できる制度を作るといことは私は基本だろうというふうには思っております。ですから、国家の政策として医療制度を構築するときには非常に幅の広いものでなければいけないと。

ただ、先ほど八代先生が言われたように、医療というものは新しいものを追求していく、あるいは患者さんの個別性に合ったものを考えていくということが必要であります。患者さんの個別性に対して医療の標準化という話がございすけれども、これも当然なされなければいけない。

今、私どもは診療情報の標準化とデータベース化というものを厚生科学研究の中でこの四年間、五年ですが、やってまいりましたけれども、それを含めてエビデンス・ベースド・メディスンと言われるような科学的根拠あるいは文献的根拠に基づいた標準化をなすというふうなことも当然必要であつて、その医療の診療の標準化の中で患者さ

んの個別性を考える。ですから、国家政策としてすべての人が利用できるシステムでなければいけないと同時に、患者さんの個別性を考えることも必要なだろうと思ひます。

それから、科学的根拠に基づいて診療をされるということであり、しかも我が国の社会生活あるいは経済力というものを考えたときに、国際水準、グローバルスタンダードではなくて、国際的に海外の人たちが見ても十分な水準を維持した医療でなければいけないというふうな思つておりまして、そういう意味では特区というところで新たなものに関して、あるいは患者さん個人が選択をするものに関しては、その特区というふうないわゆる実験の場というものがあつてもいいのではないかとこのように思ひます。

それからもう一つ、株式会社の病院経営の参入でございますけれども、先ほど私は排除する理由がないということ申し上げました。私は積極的に株式会社が参入してくれればよいとは思つておりません。ただ、排除する理由はない。

二十数種類の開設主体は、これはもう極めて矛盾に満ちています。それこそ国立病院あるいは自治体立病院と言われるようなところに多額の一般会計からの繰入金があるところ、あるいは他会計からの繰入金があるところ、それから、政策医療と称するものがその理由に使われているというふうなこともありますし、あるいは個人の病院、医療法人社団というふうな個人の持ち分を認めているところ。

これは、ちよつとごめんなさい、議論を整理する意味で、株式会社の参入に関しては、まず一つは資金調達の問題があります。それからもう一つは利益処分の問題があります。それからもう一つは診療の質ということなんだろうと思ひますけれども、資金調達に関しては、医療法人というものの、特に医療法人を取り上げた場合には、今までは金融機関からの借入れだけに頼るということになつてしまつていて、多様化した資金調達の道がないということがございすので、是非これは

拡大をする意味で株式会社の発想が必要であるというふうな考えております。

それから、利益の処分でありますけれども、この利益の処分は、私的所有を認めているということとは結果として一〇〇%配当をしてしまふことになるんですね。ですから、ここを変えない限りは、一〇〇%配当というのはいくら配当している株式会社に上にもそこに留保をしようというふうな考えます。

それから、診療の質ということでよくクリームスキミングというふうな言われますけれども、それは現在の医療機関がそれをしていないかといへば、やはり、これを不採算とは私言いません、採算がうまく取れない分野に関してはほとんど排除をしている医療機関が非常に多い。東京都内でも、やはり小児医療、小児救急に関してはほとんど手を出さなくなつてしまつたということ。小児科の、これは小児科病棟と小児科病棟とは違ひますけれども、そういうものを病院の中で解消してしまつたところがあると思ひます。

ですから、株式会社であろうと現在の医療機関であろうとさほどの差はないというふうなことで、先ほど私は医師のプロフェッショナルコミットメントというふうな言ひましたけれども、医師が本当にしっかりと患者さん個人個人にしっかりと診療がなされれば、私は開設主体を問ふ必要はないというふうな考えております。

○森下博之君 先生、ありがとうございます。角瀬先生にも御質問させていただきたいと思つておりましたが、ちよつと時間が参りましたので、私、先生の母校の出身でございますので、改めて学校へ参りまして教を請ひたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

以上で終わります。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。先生方におかれましては貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、八代先生に御質問をさせていただきます

と思ひます。

八代先生がこの特区構想の原案の部分をお作りになられて、ここまで御苦労されながら推進してこられたことに敬意を表したいと思ひます。

その上で、その御趣旨について十分私も理解したつもりでございますが、あえてそもそもの原案御提案者のお一人である八代先生に確認的にお伺ひしたいんですけれども、この特区の構想を規制改革の突破口にしようという思いはよく理解できたんですが、他方で、レントシーキング合戦といひまじしとか、特にこれだけ財政制約が厳しい中で、やもすると地域振興が行うためには、全国的な規制改革が行われるのではなくて、その地域に規制の特例措置が一定期間温存されることが確保されないと、例えば一定の産業集積が起これにくいか。したがって、地域振興のためには、平たい言葉で言うと、地域利権的なものにこの特区がなる可能性というのはやはり私あると思ひますね。それに対してどういう歯止めを掛けられたいのか。

先ほど八代先生は自由貿易になぞらえてお話をされておられましたし、先日、ある種これは最恵国待遇的なものでなければいけない、排他的な特許権的なものであつてはいけないというふうなお話も先生の御説を耳にしたところでございすが、その意味で、この特区というものをどういうふうな規制改革の中で位置付けて、それを全国展開すべきなのか。特区の性格について、八代先生から御意見を賜りたいと思ひます。

○参考人(八代尚宏君) ありがとうございます。

正にその点が非常に重要なポイントだと思ひます。

それから、最初に、この特区構想というのは決して個人的なものではなくて、若手官僚あるいは衆議院のこれと同じような委員会が参考人として呼ばれました福井政策大学院大学教授等、多くの方がかわつておられます。

それから、正におっしゃったように、この構造改革特区というのは、従来型の国のモデル事業とは違って、特定の地域だけに排他的な利益を与えるようなものであってはいけません。それは、従来の国のモデル事業は正に後れた地域の開発、振興、それから国土の均衡ある発展というために正に特定の地域に排他的利益を与えていたわけでございますが、今回はそういうものであってはいけません。

そういう意味で、例えば特定の地域だけが規制改革の恩恵を受けるとほかの地域が自動的にその分だけ損をしようというようなゼロサムゲームであってはいけません。これは強く認識しております。

ですから、今回の特区法案では必ずしも明確にはなっておりませんが、規制改革会議の中間答申ではカジノ特区のようなものは認めない。なぜならば、カジノ特区というものは、ある地域だけ認めて隣の地域で認めなければ明らかにほかの地域が損をしようという、ゼロサムゲームに近いようなものだからということでありまして、これは当然ながら、もちろん法律自体が完成されて全国どこでもできるようになればそれはそれで結構なわけですが、最初の特区の対象としては必ずしもふさわしくないんじゃないかということでございます。

それから、ある地域が非常に苦勞されて新しいアイデアを持って特区を作られた、それが成功した。それをほかの地域がまねてはいけませんというように、正に今、松井先生が御発言になったような特許権的なものも排除するというのも一つの大きな思想であります。むしろ積極的にまねしてもらいたい。最初の先発者というのは、もちろんある意味で名譽的な意味で報われることは大事なんです。が、決して企業が開発する特許権のような形で利益を受けてはいけませんというのが一つでございます。

だからこそ、先ほども申し上げましたが、政府の特定の地域だけに限った財政的な支援というものがあ

のと正にそれに近いものになりますので、今回はこれは極力考えるべきではないんじゃないかということでもあります。それから、あとではできるだけレントシーキングにならないように、様々なところから歯止め措置を付けていくことが大事であろうと思ひまして、引き続き松井先生の御発言の趣旨を是非参考とさせていただいて、今後とも、規制改革会議でも特区推進室と協力して考えていきたいと思っております。

○松井孝治君　ありがとうございます。

それで、先ほど森下先生の方からも御発言、御指摘があったところでありますが、これは別に条文審議の時間ではありませんけれども、八代先生が評価のお話をおっしゃっていただきました。それは、今の特定地域の利権にしたいけないということにも関連して、先ほど先生の方にも念のため条文のその関連部分をお届けいたしましたけれども。

この法律の三十六条に、見出しから言うと、「規制の特例措置の見直し」という条項がございます。まず、関係行政機関の長が定期的な適用の状況を調査して本部に報告するという項目があるわけですから、それを受けて、関係行政機関の長は、地方公共団体等の意見を踏まえて必要な措置を講ずる、これをもって政府側はそれを見直しをするんです。あるいは全国的な規制改革の是非を議論するんですというふうな御答弁を既にこの委員会ですでにしています。

例えば、私は、この部分、この第二項の「関係行政機関の長」というのを内閣総理大臣にするとか、あるいは法律上、本部というのが設けられて全閣僚がそこに入って規制改革の在り方を議論するわけですから、例えば、簡単なことは、第二項を内閣総理大臣にするとか、あるいは本部というものをここに位置付けて、主語を政府全体にすることによって、私は、各省庁が個別に、先ほど先生が御指摘されたような不同意というものを乱用するとか、あるいは個別の問題で言うとか、文部科学省であるとか厚生労働省だけが規制改革の全国

的適用について判断をするということについて、具体的にこの法案を個別に数文字改正をすればおっしゃった点の改善が抜本的に進むと思うんですけれども、この点について、先生の御意見をいただければ有り難いと思ひます。

○参考人（八代尚宏君）　ありがとうございます。

正におっしゃったように、評価の点は極めて重要であって、特にこの特区法案の基本的な考え方である特定の地域での規制改革が成功したかどうか、成功したらそれを全国的に適用すべきかどうかという評価について、関係行政機関の長だけが判断するのであれば、非常にある意味では危険なことになるわけでありまして、それは当然ながら、内閣総理大臣あるいは閣議で決定することである必要があると思ひます。

ただ、三十六条の二項をよく見ますと、「関係行政機関の長は、前項の調査の結果及び地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講ずる」ということで、なぜか総理大臣が「その他」に入ってしまったというふうな、非常にある意味では問題のあることであって、これは是非、ある意味ではそうではなくて、正に関係行政機関の長の意見も当然ながら聞かなければいけないけれども、最終的に決めるのは当然ながら総理大臣であり、また、より幅広い見地から考えなければいけないということは全くそのとおりだと思ひます。この点はやはり将来の課題になるのではないかと思っております。

○松井孝治君　貴重な御指摘をありがとうございます。

私は、この三十六条について言えば、「地方公共団体その他」ということになって、例えば民間事業者の声も例示に入っていないんです。すべ

て「その他」の中に入っている。そういうところにも、何というんでしょうか、シンボリックな、象徴的な、やっぱり官尊民卑的な発想があると思ひます。

時間も限られておりますので次の御質問に移行

したいと思ひますが、先ほど河北先生がお話をされた中で、官と民、公と私というお話があつて、全く私も同感でございます。企業は悪であるとか、あるいは特に大企業が悪であるという発想ではなくて、今や民間も含めて公共的な政策の担い手になりつつある、あるいはもう既になつてい

るということは、今や私は良識ある方々から見ればもう常識のたぐいだと思っております。株式会社

の参入を妨げる理由がないとおっしゃったのは、私も全くそう思っております。入口で法人の属性ですべてを判断するという物事の考え方がやはり今非常に大きな間違いを起しているのではないかと。逆に、ある一定の、例えば公益的法人であればそれは善である、その後の行為についてはとんどこしかるべき規制が行われていないという現状もあるわけですから、その考え方を変えていかなければいけないと思っております。

実は、この委員会におきまして、株式会社医療分野への参入について、私が十一月二十八日でございますが、質問をさせていただきました。その際に、鴻池大臣の御見解と厚生労働省の見解というのが大分違つていたと思ひます。私も別に、医療分野を全部株式会社が席巻すればいいなというのを全然思っていないんですけれども、その食い違いの背景に、厚生労働省の現在の医療の問題、今日、河北先生からる御説明をいただいて私も非常に勉強になったんですが、その現状認識がそもそも大分違つているのかなというふうな率直に言つて感じました。

先ほどちょっとその部分のメモを河北先生にもお渡ししたところでございます。厚生労働副大臣の御答弁の中で言うと、そもそも社会保障、特に医療は人の命にかかわるので、これは特区にまずなじまないという発言をされています。それから、株式会社は営利動機を持つのでクリ

うな一つの考えがございましてというふうにおっしゃっています。さらに、その上で、現在の皆保険で、そしてさらにフリーアクセス等を実現している我が国医療制度そのものが健康寿命、そして費用対効果、こういうような面において世界に冠たる制度であることは間違いない、あとは微調整は否定しないと、そういう御発言をしておられるわけでございます。そもそも、医療特区の是非に入る前に、現在の我が国の医療の水準、あるいは患者さんにとつての医療の質の問題、あるいは医療の提供者側の問題も含めて、私はこの現状認識自体が相当議論の余地があるのではないかと思います。こういう厚生労働省の副大臣の現状認識を踏まえて、そしてまた医療特区制度の在り方について、河北先生から一言御意見をいただきましたと思います。

○参考人(河北博文君) 私は、過去を否定をするつもりはございません。ですから、正に今、先生がおっしゃられたように、現状認識をどうするかというところが大きな差になって出てくるのではないかとこのように思っております。

私がアメリカの大学院の学生でいたときが七〇年代後半から八〇年代でございます。例えば、アメリカでメディケア、メディケイドという制度が導入されたのは一九六五年でございます。公的医療保険が導入されると医療の市場が拡大をするというふうなものが考えられて、そこに営利企業が参入をしてきた時代でございます。ですから、正に一九七〇年代から八〇年代の前半が営利企業による病院経営が非常に伸びた時期でございます。

ところが、結果として、現在アメリカ、これは統計の取り方にもよるんですけども、恐らく、医療費ベースで考えたときに、アメリカの営利の病院が持っているシェアというものは恐らく四分の一弱にすぎないというふうなことで、そこで基本的に考えなければいけないのは、さつき先生が言われたように、席巻をされるということではないんです。ですから、営利企業体を私は排除す

る必要はないと考えておりますけれども、彼らが入ってきたことが現存する医療機関が頑張ることにつながるというのが大切なことです。現存する医療機関の水準というものは、私は国際的に決して高くはないというふうには思っています。

それが正に私が今日お示しをした、この日経新聞の記事なんです。海外のことをよく知っている人たちは、日本の医療には、病院には掛からないということをはっきりこの人は書いています。

そこで、そのために何をすればいいかということでありまして、一つは、マネジメントと何かということを考えるべきなんだろうと思います。私が日本病院会の副会長を六年やり、それから今は東京都病院協会の会長でございますけれども、私が見ていて、日本の病院にマネジメント、組織管理がきちっと存在をしているところは一割にすぎないというふうには考えています。

マネジメントとは一体何かということとは、我々が社会から与えられている資源、人的、物的、財的資源を、良質な情報を得て、ある時刻設定の下に、時刻設定がなければやらないことと同じです。から、ある時刻設定の下にいかなる社会価値を作り出すかということがマネジメントであります。

これは営利であっても非営利であってもマネジメントの原則は変わりません。ですから、先ほど私が申し上げたように、資金調達の道が違ふということ、あるいは利益処分の道が違ふということであって、マネジメントに差があつてはいかないというふうには考えております。ですから、そこは、現存する医療機関が本場に組織管理をきちっとできるマネジメントを持つということが非常に大切であります。

例えば、これはしかられるかもしれませんがけれども、国立病院の院長、人事管理権があります。人を採用すること、給料を考えること、人を評価すること、全くありません。それから、病院の建て直し、あるいは大きな機械を買う、それも何年も掛かって予算を獲得するということになり

ます。あるいは、お金というのはどんなに病院が頑張つてもそれは国庫に入つてしまつて、決められた予算が下りてくるだけである。こういうものは管理者ではないんです。そういうことを平気でやってきた我々の医療のマネジメントというのは、私はもう破綻寸前であるというふうには考えております。ですから、営利企業体が入つてくると、やっぱりここを考え直さなければ、日本の医療は、これは更に向上していくということはあり得ないというふうには考えます。

以上でございます。

○松井孝治君 ありがとうございます。

先ほど、八代先生にもう一つ聞き漏らした点がございました。

八代先生、最後に、内閣府と総合規制改革会議との連携という御指摘をされました。これは私も非常に大切な問題だと思ひまして、この委員会でも質問をさせていただいたところでございます。が、例えば、鴻池担当大臣が総合規制改革会議に、これはこれまで出席をされたこともないし、一般的に言えば、事務的に聞けば、総合規制改革会議には石原大臣は御出席されるけれども鴻池大臣はそこに御出席されるメンバーには今のところは入っていないということでございます。これはやっぱり特区と全体の規制改革のブリッジといひます。うか、特区が自己完結的に存在するのではなくて、それはむしろ全国的に広げていかなければいけない。より良いものを広げていく。そして、ある意味では試行ですから、それは好ましくないといふたものをすべて広げる必要はなく、そこは試行的、あるいは先生は実験という言葉をお使いになられました。そのリンクをきちんとして、総合規制改革会議ですと御議論をしてもられていて、全体の規制改革と特区構想をどうつなげていくか、その体制整備の在り方についての先生の御意見をちょうだいしたいと思います。

○参考人(八代尚宏君) ありがとうございます。

正にその点も大きな、今後重要になる点だと思います。

先ほど申しましたように、構造改革特区の一つの大きな意味は、やはり社会的実験ということを通じて特区の規制改革を全国的な改革に広げていくということが大事でございます。この点、当然、連携はございます。

それだけではなくて、今回も現に、特に厚生労働省関係であつたわけですが、特区にはなじまない、したがって全国的に規制改革するということを担当省庁自らが定義したということも幾つもあるわけでありまして、正に特区が契機になつて全国

の規制改革が進むという点もある。

それから三番目に、これはこういうことをやっていて気が付いた点ですが、規制改革で大事なものはシーズというふうな我々言いますが、規制改革に対するニーズがなかなか政府の方まで届いてこない、例えば経団連の要望とかそういうルートしかなく、正に国民生活の要望というものをちゃんと全国的な規制改革につなげるためには正に特区というのは非常にいい方向になってくる。

ある地方自治体の方が言つておられましたけれども、特区というものができると、地方自治体の公務員の方は、これまで法律というの上から与えられるものだというふうには考えていた。しかし、特区というものができると、地方自治体の公務員の方あるいは議会の方あるいは企業の方がそれぞれ何が一番いい制度なのか、これは企業のためだけではなくて、国民生活のためには、教育も正にその一番典型例であります。それを自分たちで考えて、それを自分たちが実現する一つの道が生まれたわけでありまして、そういう意味で、正に地域から全国の規制改革のアイデアを出していただくという一つの大きなルートが形成されたと思っております。

そういう意味で、是非、規制改革会議と特区推進室との今後の連携というのは、大臣のレベルだけじゃなくて事務レベルも含めてあらゆる方向で

して統計・確率論で保険料を設定する、給付を考
えるということ、それからどのように被保険者
を選んでいくかということ、それからリス
クの軽減を図るというようなことが保険である
というふうな思っておりますけれども、社会保険
の場合には多少違うわけでありまして、これは所得に
関しての保険料率が違うということで、所得とリ
スクは相関をしないということに私は考えている
んですけれども、ということは日本の社会保険に
関しては、これはある種の目的税であるというふ
うに最近では考えるように至っております。

ですから、そこに選択というものをどのように
導入するか。やはり基本的には、国民皆保険制度
というのは国家が主宰する社会保険の中にきち
としたセーフティーネットとしての広がりを持た
なければいけないんですけれども、それに加えて
上乗せができるような仕組みが必要なのかなとい
うふうに思っています。今でもこれは選択の自由がある
わけでありまして、民間の医療保険をどの
ように組み合わせるかということが必要なんだろ
うと思います。

それからさらに、民間の医療保険に関しては、
社会保険の運営をつかさどるということがあつて
もいいのではないかと。例えば、アメリカのメディ
ケア、メディケイドの運営に関しては民間の保険
会社が担っております。ですから、社会保険庁で
はなくともそういうものも参入できるような仕組
みにする。それから、保険者の機能というのが現在
は法律で定められた活動をしているということに
すぎないんです。ですから、それを最終的には
個別の契約まで持っていくかどうか分かりませ
んけれども、そういった保険者機能というものを
一度患者さんと医療機関の間に入るエージェン
トとして考えるかどうかということによるんだろ
うと思います。

これは情報の非対称性というようなこととい
うのは、医療は常にそれは言われますけれども、ほ
かの分野でも情報の非対称性はございます。それ
は、昨年でしたか、ノーベル経済学賞を取った人

たち、レモンの原理とかスクリーニングとかシグ
ナリングというようなものが正にそれに当たつて
おりまして、エージェンツとしての、エージェン
ツとしての機能をもう少し考えるべきであつ
て、それから一対一の対応ではなくて、被保険者
が選べる、あるいは保険者もこれは選べなければ
いけないのかもしれないけれども、そういった
選択の可能性を入れるということが大切なんだろ
うと思います。

○白浜一良君 今お話ししましたけれども、本来
保険というのはリスクに見合ったものだという、
所得にかかわるものじゃないという、それはよく
分かるんです。民間の保険はそうなんですが、公
的保険はもう極めて分かりやすいんですが、公的
な保険制度までそういうふうなものになります
か。

○参考人(河北博文君) それは非常に難しいとい
うふうに思います。ちよつと話は離れますけれど
も、例えば税制においても源泉徴収制度というの
がございまして、これがいいか悪いかわという議論
は、私はやっぱりすべきだろうというふうに思っ
ているんです。それと同じように社会保険に関し
ても、国家が主宰をするところにはやはり
今のようないくつかあり得ないのかなというふ
うに思っております。

ただもう一つは、価格設定の問題があるん
です。価格設定というのは、現在例えば診療報酬
系の中で、先生方御存じでいらつしやうと思
うんですが、私が以前、厚生省の老人保健審議
会の委員をしていたときに、隣に日本医師会の常
任理事吉田清彦先生という、非常に社会保険ある
いは診療報酬制度に詳しい方がいらつしやいま
した。その方に言われたのは、日本の診療報酬体
系というのは医師が行う医療行為に対する費用弁
償である。医師が行う医療行為に対する費用弁
償である。ということはドクターフィーでしかない
ということですね。それをこの数十年間改定に改定を
重ねてきた中で、このドクターフィーをいかにホ
スピタルフィーをカバーするようなものにしてし

まったかということで、もう訳の分からないもの
になってしまつていまして、それですね。

それから、一点十円というその仕組みがありま
すけれども、これも大きな経済変動があつたとき
に一点十円を五円に変えるかどうか、あるいは、例
えば消費税を導入するときにこれをどうするかとい
うようなことがほとんど議論されないままに一点
十円で据え置かれていまして、例えば、現在、臨
床研修制度の必修化あるいは診療情報の電子化、電
子カルテというふうな言われていまして、それ
ういふものを導入するというのが私は非常に大
切なことだろつと思つていまして、それを
するために非常に大きなコストが掛かります。と
ころが、これをカバーできる今財源を見付けるこ
とが非常に難しい。そういうときには、例えば、
これはまだ議論は必要ですけれども、一点十円を
一点十円、十二円にする、幅を持たせること。
それは社会保険で出せなければ、患者さんの選択
によつて自己負担をお願いをする。ただ、これは
三割負担との整合性を考えてということになりま
すけれども、そういった価格の自由化というもの
も私は必要なんではないかと。

ただし、それはきちつと情報を発信をしなければ
ばそういうことはあり得ませんので、そういうこ
とを含めてやはり診療報酬体系の見直しをする
ということが社会保険の中では必要になるだろう
というふうに思います。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。
もう一点、この同心円ですね、同心円。当然広
がっていく流れというのが、今の日本の社会構造
から見ると自然にも広がっていきます。ところが
が、その一番真ん中の社会保険という部分が財政
的な意味もあつてどうしても固く収縮するわけ
ですね。そうすると広がらないという、そういう
現状にあると思うんですが、いわゆる全
体像の中での社会保険の一番中心部分のことが広
がればもつと楽にずつと広がっていくと思うん
ですが、その役割というか、先生はどのようにお考
えになっていきますか。

○参考人(河北博文君) これは公費支出をどう考
えるかだろつと思つてます。政府の国家予算の中
での医療に関する公的支出というものがそれほど
外国に比べて大きくはないというふうには私は考
えておりますので、この公的な社会保険に關しては
やはりその公費支出をもう少し高めてもいいの
ではないかというふうには私は考えます。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。
それから角瀬先生、私率直な感想を述べます。
意見をお伺いしていただいて、ちよつと経済原理
が違ふなという感じがしたんです。確かに、弱者
に対する配慮、これ極めて大事なことでございま
す。しかし、今日の日本の抱えている問題というの
は産業の空洞化という問題があるわけですね。で
すから、企業が成り立たなければ雇用も成り立た
ないわけがございまして、ですから、そういう全
体的な観点でどう受け止めるかという、物をどう考
えるかということが私は個人的に大事だと思つて
いるわけがございまして、そういう意味で一点だ
けお伺いしますが、地方自治体、またそれぞれ地
域で民間も含めてやっぱり過疎化したり停滞し
たりしているわけですね。それで何とか活性化し
ようというところで、この特区法案にちなんでい
ろんなアイデアをそれぞれ地域から出してきてい
るわけですね。

そういう地域の意見というんですかね、そうい
うことも、この法案全体の趣旨から見ても余り好
ましくないというふうには先生はお考えなんでしょう
か。この点だけをお伺いしたいと思います。

○参考人(角瀬保雄君) 御質問の地域の活性化は
大変重要なことであります。今地域が過疎化し
たりして沈滞してしまつていまして、その責任はど
こにあるのかという、やはり、私最近聞いた話
なんです、上場会社の人は、うちの工場は一杯
あるけれどもみんながらんどうになつちやつてい
る、つまり海外に出てしまつていまして、こういう
ことであつたり、やはりその企業の活動原理とい
いますか、それは利潤というものであつて動いてい
くということとは否定できないわけでありまして、

○参考人(河北博文君) これは公費支出をどう考
えるかだろつと思つてます。政府の国家予算の中
での医療に関する公的支出というものがそれほど
外国に比べて大きくはないというふうには私は考
えておりますので、この公的な社会保険に關しては
やはりその公費支出をもう少し高めてもいいの
ではないかというふうには私は考えます。

そこら辺の歯止めをどうするかということ、いろいろな方策を考える必要があるんですが、そういう中の一つとして例えば沖縄の特設と、そういったような個別のものについては私も否定いたしません。それが必要などがあるところと、あるいは北海道であるとか、全国的に見ても著しい状況に置かれているところに対しては特別な手段を講ずる必要があるかと思いますが、そうじゃなく、地域に対して特区をそれぞれ与えてお互いに競争させると、そういうやり方で果たしてうまくいくのかなという点、根本的な疑問があるわけなんです。

本来ならば、要するに市場経済であるわけですから、企業がみんな競争していたわけですが、自由な競争をやっているわけなんです。ところが、それでうまくいかないと、それについては一定の誘導なり、規制なりがやっぱりなくてはならないと、こういうふうにも考えるわけです。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

三人の参考人の皆さん、本当に御苦労さまです。

私は、まず角瀬参考人にお伺いいたしますが、実は昨日、NHKの「クローズアップ現代」で長距離トラックの規制緩和の問題をやっております。これによりまして、トラックの台数が規制緩和で増えて、そして長時間労働になり、事故が多発している、そして過労死が増えているということがビデオの、NHK側の挿入を加えながら進んでいった番組なんですけれども。

さらに、これは私が聞いたことなんです、このトラック業界では区域の規制も外してしまうということが今後行われるそうで、そうなると、一度、一たび自分の住んでいるところから荷物を運んで長距離トラックで出ると、もう一か月とかそれ以上、次から次からあつち行けこち行けという形になってなかなか自分の家にも帰ってこれないんだと。これは働いているトラックの運転手さんから聞いたお話なんですけれども、こういう状態が進んでいます。

それから、タクシイの問題で、私は自分で運転できませんのでタクシイによく乗るんですけど、この皆さんの状態というのも非常に悲惨で、これもタクシイの規制が緩和されて台数がどんどん増える、そして、しかも賃金が、これは基本給というのはいくらでも減って全部歩合制です。それから、そういう中で事故も多くなっているし、収入がもうとにかく物すごく減っている、二百万台と、年収が、こういうお話も日常的に聞くんですけれども。

このような規制緩和が今、日本を覆っているということに対して一体背景に何があるんだろか。そして、どんな弱者を追い詰めるような規制緩和がどこかで歯止めが掛かるんだろか。歯止めを掛けるためには何が必要なんだろか。もう私は、正に自分自身が弱者、その弱者に近いところで生きている者として規制緩和というものに對して非常に害悪を感じています。こういう問題について先生の御見解はいかがでしょう。

○参考人(角瀬保雄君) 今、例に挙げられました長距離トラックの事例とか、あるいはタクシイの運転手の事例、これは私もいろいろと話に聞いたりしております。

大変なひどい状態にあるということであるわけですが、そのことがその当事者だけじゃなくて周りの環境に対しても大変否定的な影響を及ぼしているという社会的な問題を引き起こしているというふうにも思うわけですが、やはり、これは今の日本の国内のことしか議論がいておりませんけれども、もっと大きくは今の世界的なグローバルゼーション、アメリカを始めとする、そういう先進国のグローバルゼーションによって日本もその中に巻き込まれている、いや応なしに。企業の担当者にとっても、いや応なしに自分が生きていくためにはそれに従っていかねばならない。だんだんだんだんと行きますと、最後にはそこで働いている労働者のところにしわ寄せが行くと、そういうような構造に今の世界はなっているんじゃないかと思えます。

ですから、日本国内で経済の再生を考えることも重要でありますけれども、同時に国際的な観点、国際的な場面では、いわゆる国際的な金融資本が金転がしをやっている、それで経済が混乱させられているわけなんです。そういうことを何とかして国連その他の国際的な機関がちゃんと規制できるようにしないことには、一国内でどうしようとするだけでは限界があるというふうに私は思うわけなんです。

グローバルゼーションの中で、先進国のごく一部ですね、やはりその恩恵を受けているのは。そうでない先進国から更に東南アジアとかアフリカ、中南米にまで目を向けていきますと、これは物すごい状態にあると言われております。今、北朝鮮の食糧問題が関心を集めておりますが、もっと全地球的に見れば飢餓状態にある人々の数はどんどん増えていると、そういうような話も聞いております。

ですから、そういう意味で、私はやはり日本国内の、日本の経済の構造改革ばかりじゃなくて、世界経済全体の構造改革に取り組まなければならないと、これは私なりの意味での構造改革という用語の使い方でありまして、そういうふうにも今考えているところです。

○吉川春子君 国際的な会議に行きますと、グローバルゼーションということが本当に深刻な事態を途上国を中心にもたらしているという報告がたくさんあります。サミットの会議やりましたも、グローバルゼーション反対の大きなデモがあったり、それを取り締まる官憲側とのあれで犠牲者が出たりというような報道も私たち日本にいても接しているわけなんです。確かに日本一国ではどうにもならない。空洞化の問題もそうですけれども、このグローバルゼーションも日本一国ではどうにもならない。

そして、やっぱり企業は、さっきお話がありましたように、企業はつぶれてはどうしようもならないから生き残りを懸けているんだことをすると、そういう事態に陥っているんですが、先

生、これは国連がどの程度の役割を果たせるかという問題が一つあるんですけども、これは、ある種資本主義経済の危機というような側面であらえられるのか、あるいは、それにまた資本主義の中でも、私たちは資本主義の中で改革をという政策を掲げているんですけども、そういう中で改革という道があるのかどうか、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○参考人(角瀬保雄君) 今の事態をどのようにとらえるべきかという御質問だったと思いますが、資本主義と一言で言いますが、アメリカ型の資本主義、あるいはヨーロッパ型の資本主義、あるいは日本型の資本主義と、こういうようにそれぞれ異なっている点が大いにあるわけです。

今、問題を引き起こしているのは、正にこのグローバルゼーションを引き起こしたアメリカ型の資本主義の在り方だと思えます。それを株式資本主義と私は呼んでおりますが、株価の上昇だけを追い求める、ついに今破綻を来しているわけなんですけれども、そういうものはお手本にならないというのはいま世界の中のいろいろな大学の教授たちも指摘しているところです。

新しい制度や、どういう資本主義が望ましいのかということになるわけですが、一つモデルになるのはヨーロッパ型の資本主義というのを挙げることもできるわけでありまして、日本は機械的にまねるわけにはいかないし、日本は日本独自で最も望ましい経済、社会を作っていくかなければならないというふうにも思っております。ですから、国際的な機関の果たす役割とともに、それぞれの国の政府とか、あるいはそれぞれの市民の、あるいは働く人たちの草の根の運動等が大きな役割を果たしていかなければならないと思えます。

特に最近痛感するのは、御指摘の国際的な機関の活動に対して日本政府の参加が非常に消極的なんです。ILOその他の最近の活動状況を聞いても、本当に責任のある人が参加していないと言わざるを得ません。そういうことで、もっと本気になって政府には取り組んでいただきたいと、そ

ういうふうに思っているところです。

○吉川春子君 ありがとうございます。

次の質問は八代参考人と角瀬参考人に共通してお伺いしたいと思うんですけれども、先ほど八代参考人が、特区法案は最初非常識のものだと非難されたけれども閣議決定された、こういうお話がありました。

前回は、私、大臣にも質問したんですけれども、身体、生命、健康、公序良俗、消費者の利益、これに反するという理由だけで規制緩和を排除することはしないんだと。これ、ちょっとまさかという活字で、今までずっと何年も国会議員やってきて、法律も何百本となく議論して、反対したのもあり、賛成したのも通していく中でこの言葉は非常に私にとってショックでした。

公序良俗という、善良な風俗、国家の秩序です。それに抵触するからといって規制緩和をやめないんだということは、今までの、何というんですか、価値観のすごい転換だと思つて、私はこれはもういかなものかという立場なんですけれども、ちょっと今度の特区法案はそういう哲学、思想で出てきたのかということで、非常に私としては賛成できないという立場です。

それで、そういう国の基本的な秩序、ポリシーにかかわるようなものでも、とにかく特区の提案ということで、一点突破的なある地方が出てきたらそれを認定していくという、こういう判断を地方にゆだねていいかという意味じゃなくて、一地方にゆだねていいかということに非常に疑問を思うわけです。

つまり、例えば教育とか医療とかその他の問題でも、国は少なくとも今まで審議会を設けたり、いろんな各方面の意見を聞いて、そしてその政策転換を図ってきた、新たな制度を導入してきた、こういう手法なんです。私が見てきた日本政府の手法は、それを、そういう専門的な機関に全然ゆだねないで、アイデアとして出しなさいと、それはこういう方向で認めますよという、こういう、今度の特区法案の特徴とでもいうので

しょうか、私はこれに大変危惧を覚えたのです。この点についてお二人の参考人から御意見を伺いたいと思います。

○参考人(八代尚宏君) ありがとうございます。

今おっしゃった点はある意味で完全な誤解でございまして、これは、なぜ生命、身体にかかわる規制も対象にするかという点と申しますと、正にこれまでの規制が生命、身体にかかわるといことを口実にあらゆる制度改革を排除してきたという例があるわけですから、そういう意味で、今回の特区法案における規制改革というのは、そういう生命、身体にかかわるから無条件に排除するということではないわけで、当然ながら、生命、身体を侵していいという規制改革ではないのは当たり前のことでございます。

これは、先ほども申し上げましたように、この生命、身体にかかわるというのは一番目が医療であります。医療というものは、先ほども河北先生がお話になりましたように、今、日本では様々な大きな問題点があつて、患者、消費者も改革を求めているわけでありまして、そうした分野についても積極的に対象としていくというのが第一点でありまして、むしろ患者、消費者のために良い規制改革をしていくということを目的にしているわけでありまして。

第二の点については、それを一地方だけに任せていいかどうかということですが、逆に言うと、それは国は正しくて地方は正しくない可能性があるとこの御意見に近いのではないかと思います。

国というのは確かに審議会を通じて様々なことを議論しておりますが、その審議会のメンバーというのは各省庁が選ばれるわけでありまして、ある意味で狭い利害の関係者の間だけで様々な改革あるいは改悪が行われている。そのときに、そのすべてを国だけで決めていいのかわるか。つまり、これは労働者の利害、患者の利害、企業の利害も非常に多様化しているわけでありまして、それが例えば労働者の代表、例えばお医者さんの代表とい

う代表だけの間で決めると、結局多様な利害というものが十分反映されない場合がある。

そういう意味では、当然ながら従来型の国の審議会を通じていろんな法律を作るといふ仕組みを残しつつ、それとは別に地方の多様な声を特区という形で国に反映するパスがあつていいんじゃないかなるか。これは、多様化するニーズにこたえるための国民の意思決定の多様化であつて、決して従来型の仕組みを排除することではないわけですね。当然ながら、この医療関係の改革については厚生労働省ときちつと協議して決めるわけでありまして、決して御心配のようなことはこの特区では起こらないというふうに考えております。

○参考人(角瀬保雄君) 今、問題とされている点は、この規制緩和の問題が起つてきた当初から経済的規制と社会的規制という形で議論されてきたわけでありまして、そして、その中で社会的規制がやり玉に上がつてきているのは最近の大きな特徴だと思つています。かつては、経済的規制をできるだけでなくしていくということはもう突破したということで、社会的規制の方にそのターゲットが絞られてきておりました。

私は、この社会的規制というのは、今は問題になつておりませんが、個人の人權であるとかあるいは公共性にかかわる大変重要な国家の果たさなければならぬ役割であるわけですから、これはもつとも強化していかねばならないという立場に立つております。

と同時に、この社会的規制は単なるそういう問題だけにとどまるのかという点、そうではなくて、社会的規制を通じて、例えば雇用であるとかそういう経済的な面においても大きな効果を生み出すことが可能だというのは、医療とか福祉を考えていただければこれは分かると思うんです。

そういう二面的な点をきちつと押さえて、これをもつと強化していく、そういう必要があるのではないかと今度には私は思つております。

○吉川春子君 地方自治体の、地方公共団体の判

断が正しくないと言つても全然ありませんで、私も地方議会を、議員を経験しておりますので、地方の重要性ということももちろん十分知っています。

今度の特区のアイデアは、夏休みを含む一か月間で出せと。七月の終わりにやつて八月の終わりに出させたわけですよ。議会も開かれていない、十分な検討する余裕もない、そういう短期間の間にアイデアとして出させたということ自体、私は大変問題だというふうに思つていますが、今日はそれ以上はあれですが。

最後にちょっと、時間が余りないのですが、河北参考人にお伺いしたいのですが、率直に言つて、医療の機会に株式会社が入るといふことになるかどうということになるのかということについて私は危惧を持っています。

一つだけ伺いたいんですが、今、医療費さえ払えない、病気で病院に掛かれない、こういう人たちに對して株式会社への参入というのはメリットになるのかどうか、その点だけ伺いたいと思つています。

○参考人(河北博文君) 基本的には、その人たちは恐らく自己負担という意味では対象にはならないと思つています。ただし、株式会社経営をする病院が将来あつたとして、あるいは現在も数十の病院がございまして、そういうところから、そういう方たちに対しての診療を行わないかといえ、決してそうではないというふうに思つております。

私の病院は先ほど申し上げたように財団でございまして、医療費を払わない人たちが割合多く来られます。それから、例えば私の非常に親しい麻生さんという人が経営をしている麻生飯塚病院という、これは企業の病院でございましてけれども、こちらの方も地域医療としては基本的にきちつとした医療が行われていて、保険を持っていな、あるいは医療費を払えないからといって拒否することはございません。

ただ、その人たちは社会の仕組みの中で守られ

ているというふうには私は思っております。例えば生活保護あるいは医療保護というふうなものがございまして、それはきちつと医療費の支払につながつていく仕組みがあると。ですから、提供体制の問題ではなくて、それは保険あるいは保障体制の問題だというふうに考えます。

○吉川春子君　ありがとうございます。終わります。

○島袋宗康君　国会改革連絡会の島袋宗康です。

御三名の先生方、大変貴重な時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

まずは、八代参考人にお尋ねいたします。

参考人は国際医療特区という考え方について述べておられます。つまり、世界から一流の医師や医療関係の研究者を招聘し、滞在ビザや国内の医師免許等に煩わされることなく、先端的な医療技術の成果を競ってもらう。また、企業の資金を活用することで、病院と研究機関の一体的な運用で効率的な臨床研究を実施できる。また、効率的な病院経営を実現するために、病院の理事長要件、医師以外の者による病院経営の禁止や、公的医療保険と自由診療との併用禁止、医師、看護婦の派遣禁止等の規制は免除されるというような特区について述べておられますけれども、今回の法案が成立すれば日本のこのような国際医療特区は実現できるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○参考人（八代尚宏君）　ありがとうございます。

今回の特区の考え方というのは、あくまでもできるだけ幅広い規制の撤廃、緩和を目的としているわけで、今、島袋先生が引用していただいた私の論文は一つのアイデアとして出したものでありまして、必ずしもそれに沿った要望が出てきておりませんので、そういう形ではまだ実現していません。

それから、厚生労働省との合い議の中で認めていただけだったものも幾つもあるわけですが、ただ、特区としては実現しておりませんが、先ほど少し御説明しましたように、全国対応という形

で高度先進医療病院というのは規制緩和をしていただいた。そういう意味で、外国人医師の活動範囲も従来の規定を拡大解釈することにより自由度を認めていただいた。そういう意味では第一歩だと思われま。

ですから、今後は、どんな自治体あるいは企業から、あるいは市民団体からのそういう特区提案というものを踏まえまして、再度今後関係各省市と協議することによって、全面的な解禁ではなくて、例えば混合診療でも株式会社でも特定分野から少しずつ外していくというような形での特区構想というのは今後生まれてくる可能性があるのかと思います。

これはやはり何といひしても、今、日本で一番人々が求めているのは良い医療を受けたいという願いでありまして、ですから病院の情報本であるとか、いいお医者さんの選び方という本もたくさん出ているわけでありまして。これまでの日本の医療というのは、残念ながらそういうニーズに十分こたえてこなかった。これは当然ながら、かつての結核等の感染症が非常に問題であった時代にはともかくも国民に画一的な医療という精神が優先していたわけで、それはそれとして非常に重要であったわけですが、それはそれとやはり経済発展も進み、国民のニーズも多様化したときには、やはり人々の多様な選択肢を広げていく。そのためには、先ほど河北先生もおっしゃったように、国民皆保険は基本的に死守する、維持した上で、それに加えて多様な選択肢を広げると、そういう道を広げるのが特区の役割ではないかと思っております。

○島袋宗康君　実は、この前、この審議の中で、ある自治体から外国人の医師を招聘してこの特区を設けたいというふうな提案がなされたけれども、やっぱり医師そのものが国内の免許じゃないんでこれはできないんだというふうな内容だったかと思ひますけれども、そういうふうなことになるかと、先生の今おっしゃっているような多様ないわゆる外国からの医療も医師も受け入れてやっ

ていくという場合に、国内の免許を持たなければできないんじゃないかと、基本的には。そういうふうな関係については、今のところどういふふうな見解でございますか。

○参考人（八代尚宏君）　御指摘のように、今回の特区法案では、外国人の医師が単独で日本の免許なしに診療行為を行うということは認められておりません。ただ、依然として日本人の医師と共同で行う診療行為は認められていくわけでありまして、この辺かなり解釈の幅があるんですが、そういう形で少しずつそういうところに近づいていっていると思います。

ただ、もちろん外国人の医師といつてもいろんな国がございまして、一概にももちろんそれを認めることは危険である。ですから、当然ながら日本人の医師と同等以上の能力を持っているところ、しかもあらゆる病院でというのやや問題があるわけで、厚生労働省が認定したレベルの高い病院に限定してという形で、様々な代替措置を考慮しつつ、患者がわざわざ外国に行かなくても世界でトップクラスの医療を受けられるような地区をまず日本のどこかに設ける。できれば全国的に認めるのが一番いいわけですが、それが問題があるとなれば、まずそういう特定の自治体しかるべき条件を備えた上で申請していただく、そういう形で私は一步一步進んでいるかと考えております。

○島袋宗康君　ありがとうございます。

河北参考人、お伺いいたします。

先進諸国の医療費の対GDP比は、アメリカが一・五％、フランス、ドイツが一・二％、イギリスが六％、日本が六から七％であり、イギリスは安過ぎる、アメリカは高過ぎる、日本は、フランス、ドイツと同様程度の一から二％あつていいとおっしゃっておりますね。一から二％あつていいということは、医療費の総枠の問題で官僚ではなく市場が決めていくという形にしなければならぬ、市場では非効率なプレーヤーは淘汰されるので、何の努力も改善もしない病院、診

療所は消えていっていいと言っておられます。医療の市場形成が必要だと言っておられます。しかし、セーフティネットの部分に関しては、安易に民間に任せたり寄附に頼るということではなく、税金と社会保険と自己負担のバランスを考えながら国家が政治と行政の中で作るべきだと述べておられます。

そこで、医療の市場形成ということとセーフティネットとの関連についてどのようにお考えになつていらっしゃるか、お伺いいたします。

○参考人（河北博文君）　日本の医療の中で大きな問題の一つに資源の集積ができていないということがあります。医療のこれからの市場、市場という言葉がいいかどうか、私は市場と使いますけれども、の中での資源の集中というのは余りにも今まで分散し過ぎてきたということが片やあります。

ですから、病院の数が今全国に九千三百、これは病院の定義によります、それから診療所が九万か所をもう超えているというふうなもの、それに対して医師が今約二十五万人いますし、それから現場にいる看護師の数が約百万人でございまして、けれども、これを国際的に見たときに、一人の入院の患者さんに対しての人員配置というものは極めて薄い。これは、医師を含めた全職員、病院の職員が一・〇でしかないんですね。アメリカが五から六、それからイギリスが三・五ぐらいというふうに言われています。それから、ドイツとかフランスが二・五。

これと極めてきれいに反比例するのが在院日数なんです。一人の方が入院をされたときに平均どのぐらい滞在をされるかというものでありますけれども、アメリカの六日弱、日本はこれは統計の取り方によりますけれども三十日、今、急性期の病院が二十一日ぐらになつております。私のところも今十四日をちょっと切るぐらいになつておりまして、極めて短くなりつつありますけれども、ということとは、在院日数が短くなるということとは非常に人手が掛かるということなんです。

それで、市場形成をするに当たっても、ただ病院の数が増える、診療所の数が増える、そこにいる人たちが増えるということではなくて、それぞれの拠点に資源が集中するというのが必要なんですね。そういうことが始まれば、決して病院の数は増えない。病院の数は逆に減る方向になるだろうというふうに思います。

ただし、先ほどのちよつと御質問にもあったんですけれども、価格の問題がそれに関連をします。価格というのは、これは我々いわゆる労働集約型というふうに言われていて、アメリカの医療費が百五十兆円と言われても、その中の人件費率というのは日本よりも高いんです。非常にたくさん人にお金が集まっている。ですから、人が行う仕事に対して、価格がどんどん下がればいいということはありません。やはりプライスリーダー的な価格設定、あるいは公的な最低賃金みたいなものが確保されるということがやはり必要であって、それを維持しながら集積をしていくというふうな市場形成の方向が私は最もいいというふうに考えております。

○島袋宗康君 先ほどの先生のお話の中に、日本の小児科病院がいわゆるもうからないと。そのために地方に行けば行くほど、それは先生の言葉じゃないけれども、私の考え方なんですけれども、地方に行けば行くほど小児科病院が成り立たないということで、非常に地方では小児科病院を是非設立してくれという声が強いですけれども、それは恐らく日本全国に言えることじゃないかと思えますけれども、先生、そういう小児医療についての御見解についてどういうふうにお考えですか。

○参考人(河北博文君) 小児科を含めて、例えば無医村というようなものに対しての考え方も含めてでございますけれども、医療の拠点がたくさん増えればいいということでは決まてないと思うんです。ですから、やっぱり適正な数が確保されているということを前提にして、いかに小児科の医師を確保していくかということも一つつながる

だろうと思えます。

これは、多少話が長くなるかもしれませんがけれども、日本の臨床研修医教育の中でようやくゼネラルな、ですから一般的な総合診療的な臨床研修医教育がこれから始まる。これは、六年の医学部教育を終わって、その次の二年間で臨床研修医教育を行って、アメリカのUSMLEというんですけれども、そのステップ3までようやく行けるかどうかということになります。アメリカの場合にはステップ2というところまではもう学部卒業で作られています。そのステップ3を含めて各科の研修医教育がその後レジデンスとして始まるんです。日本の教育は、私は製造物責任とは言いませんけれども、各科に分散する以前の教育がいまだに学部教育のレベルで行われていないということが一つ大きな問題としてあります。その後、例えば小児科医になるために、あるいは小児科救急に対応できるドクターというものを確保するということがほとんど議論されないでできてしまったんです。私のところは以前は二十四時間三百六十五日小児科の医師がいました。ところが、大学の医局の都合で全員引揚げになってしまったのが数年前でございます。ですから、こういうことがもうまかり通ってしまふ。

ちよつと話がかわりますけれども、先ほどの医師の問題、国際免許ということ、例えば麻酔科あるいは病理、それから放射線画像診断というところの医師も極めて不足しているというところとで、そういうものに関しては、コミュニケーションがもちろん必要であります、患者さんとの会話は必要でありますけれども、こういった部分に關しても外国の医師の診断を仰ぐということは私は可能ではないかというふうに思っておりますし、小児科医に關しても医師を確保することが非常に難しい。

それから、大変申し訳ないことですがけれども、女性の医師が増えてきたということも一つの問題であるわけですね。やっぱり、この人たちの働く環境作りというものを同時に進めながら子供たち

の診療がきちつとできるようにするということは我々これはもう絶対使命でございます。

ですから、診療報酬、経済的に厳しいからといってやらないということではなくて、医師が確保できないということで小児科医療が今不足しているということが私は現状の方だろうというふうに考えております。

○島袋宗康君 どうもありがとうございます。角瀬参考人にお伺いいたします。

医療、福祉分野に市場原理を導入すれば消費者に良質なサービスを効率的に提供することができるという命題は、医療・福祉が生存権の基本的な権利保障の土台であることを無視あるいは拒否する認識をベースにしているというふうな御意見であります。そして、その論理には致命的な落とし穴があり、その落とし穴とは、かの命題が、医療・福祉サービスの消費者は十分な情報さえ手にすることができるとならば、いつ、どこでもだれもが合理的に選択し行動できるという仮定の上に立っていることであると批判されております。

先生には、医療・福祉分野における個人と国家あるいは行政とのかわり方、そしてこの分野の企業参入の問題について御見解を承りたいと思います。

○参考人(角瀬保雄君) 市場原理が今問題になっているわけですが、この市場原理にもいろいろとレベルとありますが、区別しなければならぬところがあります。それは、一般の消費財等々の需要供給を調整している市場原理があるとともに、もう一つ問題なのは、私がなぜ医療の分野に株式会社が入ってきたかは困ると言っているのは、アメリカでは株式会社の株が証券取引所に上場されるわけですね。それで投機の対象にもなり得るということ、株価が下落すればその医療機関はどうなるのかと、またそこで医療を受けている人たちはどうなるのかということについて全く放置される形になるんじゃないか、無責任な形になるんじゃないかというふうに思っているわけですね。そういう事例はアメリカでもう頻繁に起こっています。

るわけですね。保険会社についてもわかりであります。

それから、情報格差についてはこれはもうかなり決定的な格差がありますので、情報の公開というのとは違ってはならないことでありますけれども、それでも株式会社、利潤動機で動く、投機の対象になるような株式会社がそれを運営していくというところはいろんな弊害が起こってくるんだろうと考えているところです。

○島袋宗康君 どうもありがとうございます。終わります。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。三人の参考人の先生方、本当に忙しい中、国会までおいでいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、角瀬先生にお聞きします。私は、今回、医療の分野への株式会社参入というの件に關して参考人の御意見を聞きしたいんですけれども、先ほど角瀬先生の提言の中で、やはり弱者に優しい社会を作っていく、それにはちよつと利潤追求主義というのが相反するといふふうな表現があつたんですけれども、私、今回の特区法案の審議の中で再三申し上げているのは、官と民の在り方、そして公と営利というものの關係で、私はこの公と営利というものは決して相反しないものだ。

私は民間企業におりましたけれども、やはり今、企業というのは、いかに社会に貢献し、そして社会から信頼を得て、結果それが利益につながるという、こういう企業しかも生き残れないという、これがもう大方の常識です。そういう意味で、私は、株式会社で医療に参入しても何ら問題はないどころか、むしろプラスの効果もあるのではないかと考えております。

それで、角瀬先生が御著書の中で、患者というのは医師に依存した消費者だという表現で、要は、患者というのは自分の欲求、ウォンツは分かるんだけれども、何が必要か、ニーズが分からないという表現で、言わば株式会社の参入云々につ

いて否定的な見解、これは先ほどから出ているや
はり情報の非対称性ということだと思ふんですけ
れども、私はこの情報というものが相互に複数の
関係にある、お互いがきつちり理解しているとい
うことが本来あり得ないということもありません。
これは若干ネガティブな理由ですけれども、
もつと言え、むしろ株式会社が入ることによつ
てどんな情報を提供して、今のこの情報の非対
称性が解消されるんじゃないかという、私はそう
いうポジティブな見解を持っております。

今申し上げた公と営利という関係、それと情報
の今の医療機関の特殊性、この二点について私が
今申し上げた見解に対して、角瀬先生の御意見を
ちょうだいしたいと思います。

○参考人(角瀬保雄君) どうもありがとうございます。
私、一番言いたいと思つておる点につ
いて質問をしていただきました。

公と営利は反しないんだと、株式会社でも今日
では社会的貢献をいろいろとやっているし、そう
でないとき残れないと、こういうことであるわ
けですが、私も是非そうあつてほしいと願つてお
ります。株式会社だからすべて悪だと、株式会
社は全部これはもう解体してしまふべきだといふ
ような、そういう考え方は少しも持つておりませ
ん。

ところが、現実の株式会社の中には、そういう
社会貢献をされているところもあるかと思ひま
す。圧倒的にはマスメディアのところに登場して
くるのはそれに反する、反社会的な行為をする株
式会社の例しか出てこないですね。

あと、いろいろと、もつと、例えばソーシヤル
インベストメントなんという問題も最近を取り上
げられているわけです。そういう社会に貢献する
ところにお金がかかるように、会社にお金がか
るようになっていく。ところが、実際はなかなか
なっていないという、今のこの日本型といひま
す。アメリカ型にだんだん引きずられてきてい
る株式会社あるいは経済の仕組み、そこに大き
な問題があるんだらう。

それで、そうでない、先生のおっしゃられるよ
うなそういう経済なり株式会社なりになつてい
けばこれほどいいことはない私も考えているわ
けです。ですから、その点についてはそんな意見
の違うということはないかと思ひますが、
そして、二番目の、情報の非対称性が解消され
る、株式会社によって解消されるということであ
りますが、株式会社ほど社会的な企業というの
はないわけですから、株式会社においては徹底し
た情報の公開が行われなければならないと思ひま
す。

ところが、実際には、株式会社は真実の情報を
なかなか出さないと。粉飾決算をするというこ
とがもうしょっちゅう起つておるわけですね。だ
から、必ずしも情報の量が減ったからそれで問題
が解消されるということにはならない。やつぱり
真実な情報が出てこないことには駄目なわけ
ですね。

ところが、真実な情報ということになります
と、アメリカのエンロン、ワールドコムに見ら
れますように、あのアメリカ有数の企業が実は
社会を欺いておいたということになりますし、そ
の会計を監査していた公認会計士もそれとど
ろなつておいた。アンダーセンという世界的な
ビッグファイブに入るところがつかいにも消滅
する事態にまで至つておるわけです。

そういうことで、私も、株式会社こそ情報の、
真実な情報の積極的な開示に取り組むべきであ
るということ、先生の言われるような方向に進
んでいくということを希望しております。ところ
が、現実にはなかなかそうならないということ
ですね。

○黒岩宇洋君 どうも官尊民卑的な思想が根底に
あつて、例えば株式会社でしたら、そういう粉
飾決算が明るみに出れば経営が揺らぐか倒産す
けれども、国や公共団体も同じようなことをや
つておる。つぶれないんですよ。だから、そう
いう意味で、私は情報公開の透明性という意
味では、企業の方がリスクを負つておる分、明
らかに

担保されていると思ひます。

私、ちょっと時間がないもので、お一人一問
ずつ、次に八代先生にお聞きしますけれども、今
の議論でもあつたんですけれども、この特区構
想というのは私は本当に二十一世紀の新たな挑
戦だといふ、本当に前向きなことで私はとらえて
おります。けれども、ずっと役所の方と話をし
ても、本当に官尊民卑ということが我々には
じみ出てくるのを感じられるわけです。

私、河北先生と八代先生と伊藤前政局長と、
厚労省の、この鼎談なんかを見たんですけれ
ども、前局長の表現でも、株式会社が赤字を出
しても歯を食いしばつていかに地域医療のため
に貢献していくかという姿勢は営利企業にはな
い、そういうふうな表現も出ておるわけです。私
は、やはりこういうことに対して八代先生の方
から御見解があると思ひます。

八代先生がある意味これ生んだ法案なんです
けれども、中身を見ていくと、やはり手を離
れてから大分しつちやめつちやかに、怒られ
ちゃうかな、大分じくられておる状況なんです
。そういう意味で、官と民との関係と、そ
してやはり医療への株式会社の参入について
の御見解をお聞かせください。

○参考人(八代尚宏君) ありがとうございます。

今、正に黒岩先生がおっしゃつたように、株
式会社の参入というのは実は消費者の選択権を
広げること、大きな意味がありまして、これは
競争を促進するからであります。ですから、株
式会社の方が例えば医療法人、学校法人より
必ず優れておるということではないんで、問題
は競争を促進するための一つの道具にすぎない
ということになります。

だから、先生がおっしゃいましたように、正
に選ぶのは消費者であり利用者である。もし
利用者、株式会社が嫌いだと言へば選ばな
ければいいわけ、その選択の自由を与えるとい
うことがこの参入の意味でありまして、今は選
ばせないといふ

ことなんです。つまり、消費者は選ぶ能力が
ないから我々が代わつて規制してあげるとい
う、これが正に今、先生がおっしゃつた官尊
民卑の発想であるわけでありまして、もちろ
ん放置しておけば患者も学生も、情報の非
対称性があります。それは逆に言えば、医療
機関、学校の間の競争をさせればお客を得
るために自ら情報を提供するというインセン
ティブが生まれるわけでありまして、
ですから、正に大事なことは、競争が独占
が大事なのであつて、株式会社がもうけ主
義かどうかというのとは二次的な問題であ
つて、正に競争を促進するためにどうい
う手法があるのかということをお考えなけ
ればいけない、そのための特区だと思
われます。

それから、情報公開については、先ほど株
式会社は情報の公開をすべきであるといふ
ふうにおつちやつたわけなんです。が、むし
ろ法律でもう既にそう決まつておるわけ
でありまして、情報の公開義務があるわけ
です。株式会社の場合は、株主に情報を提
供しなければ株式会社として株主総会も
開けないわけですね。

ところが、医療法人、学校法人はそういう
義務はございません。特にあつたとしても、
それは国に対して、監督機関に対して出さ
ないといふので、一般の消費者に対して出
す義務はないし、現にほとんど出して
おられない。医療なんというのは、公
的保険を使う、国費を投入している法人
であるにもかかわらず、医療法人は事実上
の個人企業でありますから、何ら出す義
務はないわけ、正にそういう意味でも異
質な株式会社が参入することによつて従
来型の閉鎖的な非営利の世界、いわゆる
非営利の世界と言ふべきであると思ひま
すが、そこに競争が巻き起こるといふこ
とが大事だらうと思ひます。

そういう意味で、マスメディアには当然
ながら悪いケースだけが出てくるわけ、大
部分の企業はきちつと法律を守つてやつ
ておるわけでありまして、そういう一部
だけのことを取り上げてやつぱりこの問
題を議論するのはまずいんじゃない

か。やはり悪いことをした企業あるいは医療法人、そういうものが淘汰されなければいけない。そのために競争の必要性がますます重要なのであって、それをするための特区であろうかと思ひます。

○黒岩宇洋君 最後に、河北先生にお聞きします。

私は、この医療の株式会社……

○委員長(小川敏夫君) 時間がないので、手短にお願いします。

○黒岩宇洋君 それで、私は、医者以外の人間が経営に携わるといふ意味のすいメリットがあると思うんです。というのは、今医療法人というのは医療法の四十六条で医師免許がなければいけません。このことによる弊害というのは結構ありまして、私の実家は医療法人、先生のところと違つて社団法人なんです。私が医学部に行かなかつたものですから、弟のことを父と二人で説得して医学部に行かせたという、これ浅ましいことも起こるんですけれども。

私は、先ほど先生おっしゃつた、正にプロフェッショナルコミットメントというところで、医者は確かに自分の使命を神に誓わなければいけない。だけれども、私はそれと経営者というのは別だと思ふんです。ですから、医者が経営者であつてプラスな面もあると思ひますけれども、医師じゃなければ病院経営というものができないんだという、このことについてどうお考えか、先生お聞かせください。

○参考人(河北博文君) 医師でなければできないということはございません。診療と組織管理は違ふということであつて、診療ばかりに専念をしてる院長は私は早く辞めた方がいいと、院長です、よ、というふうにお思ひます。ただし、医師であれば非常に有利であるというふうには考えております。

○黒岩宇洋君 ありがとうございます。

○委員長(小川敏夫君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、大変御多忙な中、貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、川橋幸子さん及び筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として鈴木寛君及び畑野君枝さんが選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

構造改革特別区域法案審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣官房内閣審議官中城吉郎君、内閣府大臣官房審議官山本信一郎君、同政策統括官坂井邦子君、総務大臣官房総括審議官板倉敏和君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君、同高等教育局私学部長玉井日出夫君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、国土交通省海務局長金子賢太郎君及び同港湾局長金澤寛君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 休憩前に引き続き、構造改革特別区域法案を議題とし、質疑を行います。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

ます。

構造改革特別区域法案に関して御質問をさせていただきます。構想が実現するかどうか、大変御多忙な中、貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、川橋幸子さん及び筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として鈴木寛君及び畑野君枝さんが選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

構造改革特別区域法案審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣官房内閣審議官中城吉郎君、内閣府大臣官房審議官山本信一郎君、同政策統括官坂井邦子君、総務大臣官房総括審議官板倉敏和君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君、同高等教育局私学部長玉井日出夫君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、国土交通省海務局長金子賢太郎君及び同港湾局長金澤寛君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 休憩前に引き続き、構造改革特別区域法案を議題とし、質疑を行います。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

革の推進等の意義、目標、それから、定期的な特区に関する提案募集など政府が実施すべき施策の基本的方針、それから内閣総理大臣が計画を認定する際の基準、それから、政省令、告示、通達等も含む特区において講じられる規制の特例措置と関係行政機関の同意の要件、こういったものが閣議決定されるわけでございます。

地方公共団体は、この基本方針に基づいて構造改革特別区域計画というものを作成して、平成十五年四月一日以降に申請交付されることになりま

すが、先生御指摘のように、ここには、八月末までに提案を出さなかつた自治体であっても、この基本方針に載つてゐる規制改革項目について自分たちの地域計画というものを提出することができるといふことでございます。

もう一つの流れといたしまして、一方、一月十五日を締切りで第二次提案というものをやつてゐるわけでございますが、第二次提案は、受け付け次第緊急に関係省庁に検討を要請しまして、結論を得られたものについては速やかに基本方針に定める規制の特例措置のリストに追加するといふようなことでその二次募集に対する対応というものを考えていきたいというふうにお考えをしておりますが、先生御指摘のように、一次募集といふものが、八月末で締め切つたものにつきましては、これまで提案をしていなかったところも四月一日以降の申請ができるというところでございます。

○鈴木寛君 私は、特に教育分野についてのこの法律の適用に大いに関心を持って注目をしてゐるわけでありまして、特に教育の場合は四月一日から始まりますから、恐らく二〇〇三年の四月一日を逃せば、恐らく二〇〇四年の四月から、あるいは二〇〇五年の四月から、それから、二〇〇三年から先行的に始まつたほかの地域を見て、これはなかなかいいぞということになれば、そういう後続地方自治体も続々と手を挙げてくるということになると思ひます。

今の内閣からのお話、御答弁ございましたけれども、随時、地方自治体がきちつと作つてくれれば

ほとんどやりやすと、こういうことでありますが、文部科学省、今の内閣官房の御答弁に付け加えることがありますでしょうか、どうでしょうか。そういうことで、同じ理解かどうかだけ確認させていたきたいと思います。

○政府参考人(玉井日出夫君) 今回の構造改革特区、正しく各自治体の様々な提案、しかもそれぞれが地域に基づいた特色ある御提案、これをしていただけるだけやはその趣旨に沿って実現するというのが政府の基本的な方針でございますので、そういう政府の方針の中で、文部科学省としてもできるだけその趣旨に沿った実現ができるように努力をしてまいりたい、かように思っております。

○鈴木寛君 それから、第二次提案募集を行っておられるわけですが、いわゆる基本方針の改定はどういう見通しになるのか。

もう一度、その時期的な、一次の計画と、要するに地方自治体は一次のところで準備を進めた方がいいのか、第二次まで見た方がいいのか、その辺りを今迷っておられるといいますが、よく見ておられますので、第二次提案募集を受けた基本方針改定について、これはあれですか、要するにバージョンアップといいますが、ということになるんだと思いますが、その辺の時期も含めた見通しを再度お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(中城吉郎君) 二次募集でございますが、先ほど申し上げましたように一月十五日を締切りにしておりますが、提案を受け付け次第、早急に関係省庁と検討を始めて、結論を得ましたものから速やかに基本方針に定める規制の特例措置のリストというものを追加していくというようなことで、特区において講じることができる規制の特例事項というものを決めていきたいというふうに考えております。

第二次募集でどのような提案ができるか、出されるかということについてはまだ予見できませんけれども、法律の特例措置を講じる必要がある場合には、次期通常国会というようなことで改正案を提出することも視野に入れて本法案に追加する

ための改正案というようなものを検討していきたいというふうに考えております。

○鈴木寛君 それでは、少し個別の問題について伺いたいんですが、今回、構造改革特区研究開発学校制度というものが検討されていると、基本方針にもそうしたことが打ち出されるというふうに聞いております。

基本的に私は、今の非常に硬直したスクールガバナンス、いわゆる学校の運営を、こうした研究開発制度が導入されることによっていわゆる教育現場の創意と工夫というものを引き出すという観点で評価をしているわけですが、改めて、この構造改革特区研究開発制度の趣旨、ねらいについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 学校の教育課程につきましては、これは全国的に一定の教育水準を確保いたしますとともに、教育の機会均等を実質的に保障する、そういう観点から、国におきまして、それぞれの学校が教育課程を編成する際の基準として学習指導要領というものを定めているわけでございます。

今回、構造改革特区制度に関して設けることといたしております構造改革特区研究開発学校制度、これは仮称でございますけれども、この研究開発学校制度は、これは地域の特性に応じまして、国の定める教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施することを可能といたしますために、学校教育法施行規則の特例の規定に基づきまして、現行の研究開発学校制度とは別に新たなタイプのそういう特例制度として設けたいと、そういう趣旨のものでございます。

○鈴木寛君 この正に研究開発学校制度について、先ほどの御答弁であれば、これはもつと積極的に活用していくという地方自治体が行うことと、先ほど述べたように全国各地方自治体が行うこととについては先ほどの答弁で御確認をいただきましたが、これはあれですか、計画策定は地方自治体でございますので、その自治体内の学校であれば随時どこでもできると、こういう理解でよろし

いのかどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 具体的なイメージをいたしまして、その計画の中に具体的な学校というものが当然のことながら特定をして、そういうものを盛り込んだ形で計画として申請をいただければ、そういうふうに理解をいたしております。

○鈴木寛君 これは、活用する方法によつては非常に期待される制度なんでありますが、残念ながら、これは法律自体がそういうことなのである程度はやむを得ないと思ひますが、五年後にいわゆるこの構造改革特区制度が見直しと、こういうことになっております。せっかく各自治体で工夫して非常にその地域に合った、あるいは地域の子供たち、児童たちに合った教育が行われるということとで始まったけれども、五年後になっちゃうとまた元の学習指導要領に戻さないといふ。

こういうことになりましたと、大変よろしくないといひますが、残念な結果になるわけでありまして、これは是非この制度は五年で切るといふこととじゃなくて、未来永劫きちつといふものではないと、とんどもん取り入れていくということが必要だと、いふふうに思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 委員先ほど御指摘がございましたように、五年後の取扱いにつきましては、特区法案の附則の二条におきまして、法施行後五年以内に本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているところでございまして、文部科学省といたしましては、この規定に基づいて実施される政府全体としての検討を踏まえまして、個々の学校の取組の状況を十分勘案の上、適切に対応をいたすことにならうかと思ひわけでございますが、この特区に係ります研究開発学校制度の在り方につきましては、その取組の期間も含めまして、今後、制度の在り方という観点で検討してまいりたいと思ひます。

○鈴木寛君 今回は構造改革特区研究開発制度と、こういうことになっているわけでありますが、元々、研究開発学校制度というのはございまして、この研究開発学校制度の目的というのは、実験的にいろいろな新しい試みをやってみて、そこでいいものが出てくれば学習指導要領本体に反映をさせるということがこの研究開発学校制度の趣旨だと思ひます。

その制度の枠の中で、今回構造改革特区についてこの制度が更に援用をされているわけでありますが、私は、これはどんどんいいものが出てくれば、五年間見るわけじゃなくて、随時、学習指導要領を弾力的に改訂をしたらいいのではないかと、いふふうに思ひますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) まず、構造改革特区の研究開発制度の成果の活用の方でございまして、これにつきましては、各地域における取組の成果、課題についての評価を十分行いまして、その上で全国的な教育課程の基準でございまして学習指導要領の改善に反映させることが適当と考えられる、そういう内容につきましては、学習指導要領の改善の検討のための実証的な資料としてこれを生かしてまいりたいと思ひます。

それが一つでございますし、それから、学習指導要領の改訂の仕方についての御指摘がございましたが、これにつきましては、この学習指導要領は、これまで大体おおむね十年程度を一つの期間といたしまして改訂を行ってまいったところでございまして、今後は学校教育に対する社会的な要請等を踏まえながら、不断にその改善に向けた検討を行うことが必要であるというふうに私も考えております。文部科学省といたしましては、そのために中央教育審議会という私どもの審議会があるわけでございまして、その中に常設の機関として教育課程部会、これは学習指導要領を検討するということを主たる目的とするものでございまして、教育課程部会を設置をいたしますとともに、継続的に全国的な学力調査を実施す

るなどいたしまして、教育課程の基準について不断に見直す体制を整備をいたしているところでございます。

そういう観点で、そういうふうな考え方で今後教育課程の基準についての改善に取り組んでまいりたいと思っておりますが、その中におきましては、先ほど申し上げましたように、この特区の研究開発学校制度の成果も必要なものについては活用をしまいたいと考えているところでございます。

○鈴木寛君 今、御答弁の中で不断にやるということでございます。これは本当に不断にやっていますかと思ひます。

と申しますのも、今、局長の御答弁にありましたが、学習指導要領というのは十年に一回しか変わらないわけですね。これだけ世の中の変化が激しい、特に今までの近代産業社会における人材像と新しい情報社会、あるいは文化多元主義、あるいは国際化という中で、教育制度のみならず、その中で何を教えていくかという、育てるべき人材イメージというのはどんどんどんどん変わってきております。

ある意味、試行錯誤だと思ひますけれども、だからこそ、こういう構造改革特区でいろいろな試みをしていくということでありまして、確かに戦後は十年間に一回の学習指導要領、私もこの二〇〇二年から始まってあります情報教育の導入についてはその協力者会議にも私、参加をしております、学者として。であります、やっぱりそのプロセスを見ていると、非常にこれ慎重過ぎるという感じもございまして、そうした中で、不断にどんな柔軟に変えていくという御答弁、是非実行していただきたいと思ひます。

加えまして、我々民主党がかねてから申し上げておりますけれども、そもそも学習指導要領の内容が非常に細か過ぎる。詳細なことまできつと決めて、正にトップダウンで文部科学省から三万八千の末端の現場の小中高に下ろしているという

こと自体、もう少しきつと地方分権を踏まえて、現場でいろいろなことを自由に、そして私はきつと、児童生徒の顔が見える人たちがその人たちの学習内容をきつと決めていける制度ということが最終的に必要だと思っております。

そういう観点から、学習指導要領の大綱化ということ、中身自体は不断に見直していただけたらということでありましたが、併せて、もう少し大きくくりにして、現場でいろいろなことを特区の指定を受けずともできるような学習指導要領にしていけばいいかというふうに思ひますが、この大綱化についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 学習指導要領は、各学校が、先ほど申し上げておりますように、教育課程を編成する際の基準であるわけでございます。それぞれが学校がこれに基づいて地域や学校あるいは子供の実態等に応じて創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが重要であるわけでございます。

我が省といたしましては、先ほど御指摘がございましたように、これまでも学習指導要領の大綱化、弾力化を図ってまいってきたわけでございます。こういう例えで適切かどうか分かりませんが、戦後すぐに学習指導要領の試案としてきた当初、それは大変大部なものでございまして、何百ページといったような形のものでございまして、現在は大綱化、弾力化を進めてまいりました。例えば小学校の学習指導要領、小学校全教科の教育内容を規定したものでございまして、それでも百ページ足らずといったような、極めて小冊子にまとめられるぐらいに大綱化、弾力化をまいっているところでございます。

本年四月から実施されております新しい学習指導要領におきましては、例えば国がその内容を定めるのではなくて、地域や学校あるいは子供の実態に応じて学校が教育内容を定める、全面的に学校が教育内容を定める、そういうものとして総合的な学習の時間というものをカリキュラムの中に新設をいたしたり、あるいは子供たちが興味、関

心に応じて学習できるように選択学習の幅を大幅に拡充するなどの一層の大綱化、弾力化を進めてまいっているところでございます。

そういう意味で、今後とも私も、御指摘の趣旨は私もそのとおりというふうに考えているところでございまして、それぞれの学校が地域や学校の特徴を生かした教育を一層展開できますように、新しい学習指導要領の下での優れた取組を全国に普及するなどのそういう措置を講じながら、そうした学校の努力について支援をまいりたいと考えております。

○鈴木寛君 大綱化するののかしんのか若干不透明な答弁だったわけですが、ちよつと前段のところ、局長があえてそういう御答弁をされたので付言しておきますと、元々、局長もおっしゃったように試案だったわけですね。試案のころは、確かにこれは試案ですから、それを参考に各現場が決めていいということがあります。しかし、これはもう釈迦に説法でありますけれども、これは国会の審議でありますからきつと申し上げさせていただきますが、学習指導要領のいわゆる法的拘束力というのが高まってきたと、そういうことがその背景にあるということはきつと押さえた上でそうした御答弁をしていただきたいと思ひます。

そうした法的拘束力を強める、それを私はもっとも弱くしていかなくちゃいけない。そのことがもちろん最終目的でありますけれども、その中で現状の法的拘束力を維持するのであれば、やはりその中ではきつと大綱化ということについて、現場主権の教育制度改革ということをやる上では大綱化を真剣に取り組んでいくべきではないかと、こういうことでございまして、いや、戦後からずっと大綱化しています、簡素化していますというところではないんだということもきつと踏まえた上で、きつと再度この大綱化についての御検討をお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それで、その話も実はもっとしたいわけでありますが、今日一番申し上げたい議論に移りたいと思ひます。株式会社制度の導入の問題についてであります。

いろいろ報道されておりますけれども、まず大臣にお伺いをしたいと思ひますが、いわゆる株式会社制度の導入について医療と教育についてはゼロ回答ということがいろいろところで報じられておりますが、大臣、医療と教育について株式会社制度が全くもう頭から駄目だと、こういうことになっている現状あるいはこの問題について、大臣としてどういうふうな方針で、考え方で臨まれようとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 先ほどから委員の質問、また答えておられる文部省の答弁を聞かしていただきました。一歩進んだという気がいたしました。

私はやはり、委員御指摘の医療、教育の分野に株式会社が入参するという点に関しては、極めて前向きにとらえていかなければならないという立場で絶えずそういう発言をさせていただいておるところでございます。

これが進んでいく過程におきましても担当大臣と意見の交換もいたしました。そこにはいろいろな歴史的なもの、あるいは周りにいる関係諸団体の御意見等々、相当乗り越えなければならぬ分厚いものがあるというところは各大臣のお話で承知もいたしております。しかし、やはり先ほど局長の御答弁にもありましたけれども、一定の教育水準、これは大事です。一定の教育水準を保つ役割の姿勢というのは非常に大事でありますけれども、一定の教育水準、これをかたくなにそれだけを考へておるといことは私は今の御時世に合わないのではないかと思ひます。

一つの目標に向かつて、鉄を造らなければならぬ、あるいは船を造るんだと、とにかく日本はそういうことでやっていくんだという時代が当然ありました。これは、すこしややはり役所の指導力に、文部省の指導力によってそういう教育が、同

じ服を着て同じ給食を食って同じ日に運動会をやつて同じようにやる、しかし一定の教育水準だから競争心を余りあおつてはならない、運動会でも一、二等を付けない、こういう教育も実は戦後の日本教育の社会であつたわけです。

果たしてそれが今の我々が考えている現代社会に合うのかということを考えた場合には、私はすべて、間違つてゐると思ひません。やはり、多様なニーズの中で教育も考えられるべきである、医療も考えられるべきである。そういう中で私は、やはり供給者側よりも国民側、教育を受ける側、あるいは受けさす父兄の側の立場に立つて多種多様の教育というものがあつてしかるべきである。そこに株式会社社の参入ということは大変結構なことである、全国で株式会社社の教育というものを私はやる必要があるとは思つておりませんけれども、やはり先行して一か所二か所、その地域のニーズ、そういうものがあれば認めていくべきだ、このように考えております。

○鈴木寛君 内閣官房にお尋ねをしたいわけでありましてけれども、今は文部科学省と相当この問題について御議論をされてゐると思ひます。

内閣の方としては、株式会社制度を導入することの意義といひますかメリットということ、大枠、コンセプト、理念については今大臣から明確に御答弁をいただきました。本当にありがたうございました。もう少し具体的にといひますかブラ

クティカルに、私は、どういう御説明といひますかどういふ御説得といふかされてゐるのか。いわゆる株式会社制度導入の意義とメリットについて、まず内閣はどのように御理解をされてゐるのかといふことをお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(中城吉郎君) 私どもは内閣官房といたしましては、地方から出てきた提案といふものの中に株式会社も入れてほしいといふようなものが十件近くございまして、それにつきまして、その要望に沿ひましてできるだけ地方のニーズを

生かすためにはどうすればいいかということ、地方のニーズをできるだけ受け入れられる形でできないかという形で折衝してゐるということでございます。

それにつきましては、株式会社社の参入につきまして、できるだけ民間の活力を最大限に引き出すということが構造改革特区の一つの有効な手段でございまして、そういう意味では是非そういうものを検討してほしいということでございます。

理念的なことについての御質問でございますけれども、株式会社といふものが万能といふわけではございませんけれども、株式会社社が参入すれば、例えば資金調達や円滑化するだろつとか、あるいは経営の近代化、効率化というものが図られるだろつと、それでまた投資家からのチェック体制もできるだろつと、いろいろなことで、より効率的で質の高いサービスを提供できるだろつと、そういうメリットがあるんだと、そういうことで地方公共団体から出てきてゐるんだろつと、そういうことで折衝してゐるところでございます。

○鈴木寛君 大臣、今日は私の問題で、相当何といひますかメンツ争ひみたいな、やや不毛な議論でちよつと議論が硬直してゐる、それは非常に残念なことなわけでありまして、もう少し建設的な議論を深めていただきたい、その一助となるような議論を私は展開させていただきたいと思ひますが。

確かに、民間の活力の導入という観点で今回のことが行われてゐると、そういう中で株式会社制度を導入していくといふこと、もうこれはいろいろなところでいろいろな議論がなされておゐるもので今日はあえて私は繰り返すつもりはございません。しかし、それ以外にもいろいろな観点からの論点があるんです。それを私は今日は幾つか御提案をし御指摘をさせていただいて、今後の内閣の中での、あるいは内閣官房とそれから文部科学省との議論に反映をさせていただきたいと思ひますので、是非それをちよつとお聞きいただい

て、一番最後にまた御見解をお伺ひしますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それで、特に内閣官房と文部科学省の本件をめぐるやり取りを私も少し勉強をさせていただきました。

文部科学省さんは、学校教育は公の性質を持ち極めて公共性が高いものであるため、営利を目的とする株式会社とは相入れないでありますとか、あるいは学校経営を永続的に進めるだけの安定性、継続性を学校の設置者に求めているといふことと、公共性、安定性、継続性といふものがが学校運営に求められてゐる、よつて株式会社は駄目だ、こういうロジックが展開をされておゐる。

さらに、十一月二十八日のこの内閣委員会での同僚の松井議員からの河村副大臣に対する御質疑に対する副大臣からの御答弁も、副大臣からは、やつぱり教育の公益性の高さといひますか、そういうことを考えたときに、やつぱり株式会社が持つておる利潤の追求といひますか、そういうものが整合するかどうかという点に私どもは非常に懸念を抱いたものでございましてという答弁がありました。さらに、現実には株式会社も学校法人という形態を持つて多く大学等を運営されておると。そういうことを私はもつとやるべきで、企業は投資をするといふこととあれば、もつと学校法人に投資をしていただくというやり方があるんだ、はいかといふ御答弁をいただいてゐるわけなんです。

まず、これをもう少しやつぱりきちつと論理的に私は今日深めていきたいと思ひますが、まず後段の、今、企業は学校法人に投資をしてゐるといふふうにお答えになっておりますけれども、企業は今投資でできませんよね、学校法人には。寄附はできます。そして、寄附した場合の寄附の税額控除といふ特典は受けられますけれども、投資といふのはその出資、投資に対してリターンがあるもので投資といふわけでありまして、そういう意味では寄附免税しかない。正に、これは企業は寄附してゐるケースは多いかもしれないけれども、投

資はできないわけでありまして、投資という形態が今なお行われてゐるという実態については、これは事実誤認ではないかといふふうになつて思ひます。

それから、教育の公共性、安定性、継続性が要だと、私はここについては全く賛成であります。しかし、だから株式会社社の参入は一律に駄目だといふところは論理の飛躍があるんでないかといふことを申し上げたいわけでありまして。

私、いろいろな御議論を聞いていますと、まず現行の私立学校法に基づく学校法人のガバナンスの実態といふことについての文部科学省ないしは内閣委員会での御理解といふものをもう少し深めていただきたいと思ひますが、株式会社イコール金もうけの組織だといふ非常に印象論といひますか、教条主義的な思ひ込みで議論がなされてゐることに私は大変な懸念を覚えます。

私は、もう一度株式会社制度といふことを昨日専門書を引つ張りまして確認をいたしました、でもそも株式会社といふのは人材とか資金とか知識を集めて事業を行うための非常にある意味一六〇〇年以來人類が進化させてきた器なわけでありまして、その器あるいはその知恵といふものを、この公共性、安定性、継続性が求められる教育の事業に導入することは是非といふものをやつぱりもう一回きちつと考えていかなければならぬといふふうになつてゐます。

特に、日本における株式会社といふのは百二十万社あります。しかし、上場企業は三千五百しかないわけですね。そうすると、百十九万数千の会社といふのは非公開の株式会社でありまして、更に申し上げると、様々な公的な目的を持つた公企業といふものも株式会社形態で運営をされてゐるわけでありまして、でもそも株式会社といふのは営利性と社団性と法人性と、この三つの要素を持つた団体である、社団であるといふことであります。もちろん、この一番最初の営利性といふところ

が難しいわけですが、この営利性というのは、済みません、少しちょっと細か過ぎる議論になりますが、しかし、こういう正確な議論の下に議論がされないといけないものですから少しお許しをいただきたいわけですが、商法あるいは関連法でこの営利性は恐らく私は三つに分類できる。一つ目は収支適合性ということであり、二つ目は利潤獲得性ということであって、三つ目は利益配分性、いわゆる配当がされるかどうかと、こういう話であります。

一点目の収支適合性は、これは何も学校法人であつてもちゃんと収支が適合して赤字を出さないということとはこれは重要でありますから、別にこの意味での営利性というのは何ら問題がないわけでありまして、そして三つ目の利益の配分性ということとは、先ほど内閣官房からも御答弁がありましたけれども、このことによつて資金調達が円滑になるということでありますから、学校法人の経営という観点で何ら問題がないわけでありまして、よく言われておりますけれども、いわゆる今現在も学校法人は銀行から借入金をしてるわけでありまして、それに対する利子というものと株式会社配当と別に実質は違わないではないかという議論には、私は非常に説得性があるというふう

に思っております。

残るは利潤獲得性、こういう問題なわけでありましてけれども、そこは松井議員も前回御指摘をさせていただきましたように、様々な行為規制でもってきちっと手当てをしていくと。もちろん、利潤獲得性を全面的に否定するわけではありませんが、それよりもいわゆる学校教育活動の再投資というもののきちっと向けられる、あるいは経営の安定性というもののに対して向けられるという議論が私は必要だと思っております。

ちなみに、こうしたいろんな知恵は他省庁の所掌する政策の中ではもう幾つも取り上げられておりまして、典型的なものは、日本銀行というのはこれは株式会社であります。それで、日銀法の第五条できちっとこれは公共性についての規定があ

りますし、じゃ、日銀が利益第一主義でやっているのかという決まてそうではなくて、通貨の安定と金融システムの、金融秩序の維持という観点から日本銀行というのは運営されているわけでありまして、日銀が株式会社で営利だけに走っているから日本経済がおかしくなったというロジックではないというふうに思いますし、さらに銀行、いわゆる一般の銀行とか保険というの、これもちゃんと銀行法とか保険法の第一条に公共性というのが担保されていて、それに伴ういろいろな認可制、許可制、あるいはそれに基づく行為規制というもののまでする掛かっているわけでございますので、頭から株式会社は営利目的だ、だから駄目だというのは、若干これは正確性を欠く論理ではないかなというふうに思いますが、改めて文部科学省に株式会社制度導入についての見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。

委員も先ほど来の御質問の中で、教育が多様であるべきであり、そして民間活力が生かされるべきであるという正に御指摘があったわけでございますが、日本の学校システムはまさしく公共性と同時に多様性を求めようというところで、国、地方公共団体と、今国立、公立だけではなくて私立学校という形で民間活力を大いに生かしてきているわけでございますので、これは委員御案内のとおり、諸外国と比べてもこんなに私立学校が大きな役割を果たしている国はちょっとほかにはないぐらいでございます。

その際、民間活力を生かすに当たって、やっぱり教育の公共性とか継続性、安定性の観点から特別な形態で学校法人という形を作り、そこに様々な活力が生かされることによつて教育全体が多様化していくことを願っているわけでございます。

そして、それは先ほど来申し上げておりますように、やはり公共性、継続性、安定性からいうとやはりそれにふさわしいシステムではないか。株式

会社そのものがどうこうと申し上げているのではなくて、よりふさわしいのは何だろうかという観点から申し上げているわけでございますので、したがって、先ほど利益追求ということについての講学的な御説明がございましたけれども、要はやはり学校とそれから民間の株式会社でありますので、そこで利益追求あるいは私的配分、こういうものを前提とした活動と、そしてやはりそれは中の教育研究活動に再投資するんだというシステムと、ここがやはり基本的に違うんではなからうか。あるいは、場合によっては投機的な事業だつて自由でできる企業と、それから安定性、継続性を求めている学校のシステムと同じにやはり議論をできるであらうかと、かように思っているわけでございます。

いまして、これは委員御質問の中で既に御指摘いただきましたように、企業が正しく学校に寄附、正しく言えば寄附でございます、という形で事実上設立をしていくと。自分たちが学校法人という姿を取って大学等を設立するという例はたくさんございまして、近年では、これも委員御案内のとおり、地方公共団体と学校法人が協力して、いわゆる公設民営という形での新しいユニークな学校も今出つつございまして。そういったものを是非私どもとしては促進をさせていただきたいと思っております。

ただ、時代の変遷から見ますと、学校法人の設立要件が、今見ますと安定性、継続性を求める余り大変厳しいというところも、これも事実でございます。したがって、その設立要件についてやはりその緩和を図っていく、見直していくということとは必要だろうと思っております。

今回、構造改革特区におきましては、先ほど冒頭でお答えいたしましたとおり、せっかくの自治体の御提案でございます。直接株式会社を設置するということについてはやはりいかがであらうか、適切とはいえないわけですが、その御提案の趣旨といふものをどう生かしていくかということについて真摯に検討し、様々な検討をして、この構造改革特区におきましては自治体の提案に実

質的にこたえて、企業が学校教育に参入するのと同様になるように専門職大学院やあるいは不登校の児童生徒を対象とした学校など特定の種類の学校の設立につきましては学校法人の設立要件というものを大幅に緩和する、そのことによつてその趣旨を実現しようとしているところでございますので、そこはひとつ御理解を賜れば有り難いと思っております。

○鈴木寛君 ちなみに申し上げておきますが、大臣も御理解をいただきましたいんですが、私は決して経済界側の人間ではないんですが、むしろ教育現場サイドの人間だというふうな思っております。私自身も高等学校の教壇にも立つておりまして、今なお大学の教壇には立つております。加えて、私の研究テーマの一つが、新しい社会におけるスクールガバナンスの在り方ということについて、ここ二、三年、いろいろな観点から検討を行っていた者でございます。そういう者がどう考えているかという意味で大臣にもお聞きをいただきたいというふうに思いますが、私は、いわゆる教育分野における市場万能論ではないんです、私はないです。

と申しますのも、教育というのは確かに非常に情報の非対称性というものがあつた分野でありますから、そうすると、情報の非対称性がある程度ありますと、これはなかなか市場というものがワクれない、いわゆる市場の失敗というものが起こつてしまふ可能性というものが非常に高い。特に、初等教育というのは、小学校のときに教育したサービスの結果が出るのが、これは一生出るわけでありまして、そういう意味でのサービスを提供した時期とその効用あるいは効果というものが現れる時期にも非対称性があるという問題もありません。そういう意味でありますし、それからサービスというものは、同じことを教えていてもAという生徒には非常に教育効果があるけれどもBという生徒には全然ないとか、そういう意味で、何でもかんでも市場にあるいは民間に任せていけばいいということではないということは私も十分に理

解をいたしております。

そういう意味でのまず情報の非対称性、それからある情報を判断する判断の非対称、あるいは能力の非対称という意味があることはよく分かっておりますし、特に教育というのはこれは不可逆なものでありまして、十五の春は二度と来ない、十八の春は二度と来ないということでありまして、そういうことは十分よく分かった上で、私は、じゃ、いわゆる教育自由論者ではなくて、どういう論者かと言いますと、私は教育現場論者なんです。要するに、そこで学ぶ学習者の顔が見えてくる人たちが、大人たちが、あるいは高校とか中学であれば本人たちが、生徒たちが入ってもいいと思いますけれども、きちっと自分たちが何を学んだらいいかということ現場でどんどんどんどん決めていく、そして不断に現場からより良い教育というものが行われる、そういうふうな自発的な創意工夫というものがわき出てくる、そしてそれがどんどんどんどん実行に移される、そしてどんどんどんどん進化していくと、こういうふうな教育現場主義というものをこの教育、日本教育サービスの中で展開していきたいなというふうな観点に立っております。

でありますから、単に私は市場取引に、あるいは価格だけで物を決めていくというところに教育をさらすということについては、やはりそれはある程度慎重にしていかなければいけないと思いますけれども、そういう中で現場でより良いものを選んでいくという意味で、やっぱり選択肢というのは多様にあった方がいいだろう、そしてその選択肢を選ぶその選択の機会、判断の機会というのはやっぱり一杯あった方がいいだろうと。しかも、ピリオド、インターバルというんですかね、その間隔というのはやっぱりもつと、いつでもより良いものを選ぶ、あるいは更に言うところ、より良い判断を教育サービス者にフィードバックをしていくと、こういう進化のメカニズムを私は教育に導入したいというふうに思っておりますけれども、そういう観点からも、私は現状の

日本において株式会社制度というものはやはりもうちょっときちっと検討をすべきではないかというふうに思っております。

それは、正に今教育の現場というものは、先ほど設立に当たったのもろもろの御答弁はありました。その自由度あるいはそこに創意工夫を入れていくということについての取組をされているというところは、私はその部分はきちっと評価をしたいと思えます。本当にこの数年間でかなり劇的に変わってきているなというふうに思いますし、この国会でも学校教育法の改正が行われました。しかし、より大事なことは、できた後、要するに走りながらどんどんどんどん良くなっていく、そういうふうなガバナンスを学校に導入するということがやっぱり一番重要なわけでありまして、そういう意味で、先ほど来ずっと申し上げておりますような情報の非対称性というものをきちっと措置をしていく。

結局、最近のガバナンスというのは情報の開示、あるいは情報のシェア、共有、それと関係者からの、いわゆるすべての関係者、ステークホルダーからの正当な評価という仕組みをどういうふうに作っていくかということに尽きるんだと思います。そして、正に情報の入手、ステークホルダーから言えば情報の入手と、その入手したものに基いて正しいフィードバックをするんだということをそれぞれのステークホルダーがきちっとモチベートされながらやっていく、そしてきちっと、要するに正当な監視、正当な評価のフィードバックというものを怠ったならば自分も不利益に陥ってしまう。更に言えば、もつとポジティブに言えば、きちっと情報を入手して、そして評価をフィードバックしていけば良くなるんだと、そういうふうなインセンティブ、それは両方必要だと思えますが、そういうことが制度上きちっと担保されているということが必要でありまして、そのような正に情報公開と評価と、それからだれからでもステークホルダーがきちっとチェックできて、更にいろいろなインボルブメントがなされて

ガバナンスにインボルブされていくというようなことのための行為規制とか事業規制とか、そういうことをむしろきちっとすべきではないかと思えます。それを一律に設置主体によつて学校法人ならオーケーで株式会社ならそれができないという議論はややこれは乱暴ではないかというふうに思いますが、いかがでございますか。

○政府参考人(玉井日出夫君) 学校の在り方についてのかなり御意見をいただきました。

学校の設置認可の弾力化、言わば世の中全体が事前規制から言わば事後チェック型に世の中の仕組み自体が動きつつある、こういう中で学校の在り方でございますので、設置認可の弾力と事後のきちんとしたチェック、それからその間の言わば第三者評価をきちんと入れるということは、委員も正にこの国会での御審議を賜りましたけれども、今国会で法律を成立をさせていただきま

た。あわせて、やはり大切なことは、今設置者である学校法人についての御意見であったわけでございますけれども、そもそも今の学校法人という仕組み自体をよくごらんいただきますと、この法律によりまして、理事会では同族支配を禁止すること、あるいは評議員会を必置にすることによつて教学とのバランスを取っていくとか、あるいは監事制度がございまして内部監査機能がある、しかもこの監事というのが問題があれば直接所轄庁、大学でいえば文部科学大臣に直接報告ができるというふうな仕組みが実は整えられているわけでございます。

ただ、いろいろ御議論がございまして、果たして制度はあるが監事機能が本当に十分に機能していると言えるであろうか、あるいは財務情報の公開が、実はもう八五％ぐらいの大学がそれなりの取組をされておりますけれども、果たしてそれでもう十分と言えるであろうかという御議論があることは重々承知をしているわけでございます。そういう意味でのいわゆるガバナンス機能について更に強化を図るべきではないかという御意見が

あると承知をしているわけでございます。

このため、実は現在、大学設置・学校法人審議会の学校法人分科会におきまして、学校法人の内部監査機能の強化や、あるいは財務の透明性の確保のための具体的な方策はいかにあるべきかについての検討を既に開始をしているわけでございます。その検討結果を踏まえながら必要な施策を講じてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○鈴木寛君 その検討がやっぱりちよつと遅かったなと思えますね。

今、私立学校法で、例えば評議員会制度、評議員制度のお話がございました。しかし、そうした現行の私立学校法が想定しているチェック機能というものがはつきり申し上げてほとんどワークしていないんです、大臣。

例えば、その評議員というのはどういう人たちが構成されるかと申し上げますと、私立学校法の四十四条で、これは法律で規定されているんですけれども、まず学校法人の職員から選ぶという話になっているんです。それから二つ目は卒業生から選ぶと、こういうことになっているんです。あとは学識経験者。そうすると、要するにその学校の職員さんですから、あるいはその卒業生ですから、それに対してある意味できちっと批判的精神を持って、本当にこの学校経営というのはいくらもいっているかどうかということをチェックする人がそもそも評議員に入っていないわけですよ。

だから、私は公共性の意味というものをもう一回きちつとらえ直すべきだと思います。私の考える公共性というのは、その学校運営に携わるすべてのステークホルダーがきちつと入って、そのすべての関係者の関与によつて適正な運営が行われるということ自体が私は公共性の追求だと思

う。だけれども、現行の私立学校法はどうなっているかといいますと、正にだからOB、こういうことになっているから、私立学校の経営というのはOBが発言権を持つわけです。OBに対して、何

といひますか受けのいい執行部が、ですからOBの顔色をうかがい、そしてあとは内部ですから、それからあとは、めくら判をとはいひませんけれども、別にそのことに、学校経営がうまくいこうがいくまいが別にそんなに痛みを感じない学識経験者と、こういうことになっているわけです。

もちろん、何かあれば所轄省に言つてくれればちゃんと発動できますよと、こういうお話です。しかし、現実問題、数百とある私立学校法人を現行の文部科学省、もちろん一部都道府県にも下りておりますけれども、じゃ、そういうふうな所轄省が逐次チェックをできるのかと。それから、そもそも今の規制改革あるいは構造改革、日本全体の構造改革の趣旨というのは、一番最初に大臣がおっしゃられたように、何でもかんでも役所がチェックするということではなくて、きちつと現場で当事者がそうしたチェック、チェックをしながら、あるいはより良いフィードバックをしながらかセルフガバナンスを確保しながらやっていきましようという趣旨でありますから、そうすると、現行の私立学校法に基づくガバナンスというのは私は破綻していると思う。だからこそ、帝京大学の問題とか酒田短大の問題とか起こっているわけなんです。

私は、なぜ世論がここまでいろいろな厳しい声があるかということをもう一回考え直してみますと、現行の学校法人というのがうまくいっていないじゃないですかと、そこに対して何かのやっばり是正措置というものを取らなければいけないという声なんだと思うんですね。私は、そういうガバナンスの観点から、株式会社制度というものをもう一度きちつと見直していく必要があるというふうに思ひます。

日本の株式会社制度というのは、ここ数年、劇的に変わっております。商法あるいは会社法の改正というのは急速に進んでいるわけですね。正にコーポレートガバナンスというのに向けて商法の改正が非常によく行われております。例えば、十三年から十四年の一年間だけでも四回の商法改

正が行われております。そして、コーポレートのガバナンスあるいはステークホルダーの関与、更に言えば、きちつと電子化というものも取り入れながら迅速な経営判断をやっていく制度ということも取り入れられております。

例えば、監査役の独立性あるいは監査役の監査機能の強化ということも私は現行の私立学校法の監事に比べればよっぽど株式会社の監査役の方がワークしていると思ひますし、そういうふうな制度に私はなっているというふうに思ひます。

それから、最近では執行役員という言葉が広まっておりますけれども、これはいわゆる委員会等設置会社制度の創設というものが行われて、きちつと取締役会が監視をして、そしてその執行役が実質業務を行うという取締役会自体が、今までももちろん監査役というものが見ていくという道と、それから取締役が監査機能をきちつと強化していくと、こういう新しい方法を見いだして、そして業務執行をきちつと監督をしていくということができております。

それから、それぞれのいわゆる株主の監督は正権というものがかなり付与されておまして、これはいづれも単独でできるわけでありまして、違法行為の差止め請求権もありますし、代表訴訟提起権もあるわけでありまして、更に申し上げますと、解任請求権というものも現行の株式会社制度は認められております。

このように、いろいろなステークホルダーが何か経営がおかしくなつたときにチェックをできるということが株式会社制度では導入をされているわけでありまして、るる申し上げませんけれども、時間がなくなつてきましたので。しかし、現行の私立学校法というのは、精神論は公共性、自主性と書いてある。私はそこを否定するわけじゃない。しかし、その担保が本場に現行の私立学校法下の学校法人でできているかというところ、これ詳細に制度を見ていくと、あるいはその実態を見ていくと、明らかに株式会社の方がいよるコーポレートガバナンスあるいはスクールガバナンスと

いう観点では優れていると言わざるを得ないという意味でも、私は株式会社制度というものを頭ごなしに否定するというのはおかしいんじゃないかというふうな考へております。

そういう中で、改めて今の議論に対して文部省の見解をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。先ほどは現行の仕組みのことを若干重立つたところを申し上げたつもりでございますが、要は株式会社、正に事業そのものをどう最も効率的に行うかというところ、やっぱり学校教育とその運営とのバランスをどう取っていくかということを同列になかなかそれは論じ難いところがあるんではなからうか。

先ほどの、言わば株主の、株主が最終的にはその出資の比率に応じて議決権を持つ株式会社と果たして学校というものが同じなのかどうか、これはやはりいろいろ議論が分かれるところではないかと率直に思ひます。したがって、一概に、先ほど委員がおっしゃつたのとおりとは、それはなかなか言いにくいではなからうか。ただ、議論としてあるのは、そういう仕組みはあるけれども、本当に機能しているのかどうか、実態はいかがであるのかといったところについては、先ほどお答えしたやつぱり点もあろうかと思ひておりますので、その点は検討していきたい。

それから、かなり運用で考えねばならないところがあると思ひております。それは、例えばより機動的に学校を運営していくというときには、今は少数ではございますけれども、学校の中には担当理事制を導入しているところもございまして、これはまだまだ少数でございまして、そのういったいような工夫を学校法人自身が新しい時代に向けて今行っているところとございまして、そういう私どもはそれぞれの工夫あるいは努力というものが促進されるように支援はしていきたい、かように思ひております。

○鈴木寛君 正にそういう意味できちつと議論を

すべきだということだけは私一致させていたいたかと思ひますが、ここでもまたほかの法律の説明しませんが、そういういろいろなことをバランスする中で、いろいろな知恵があるわけですから、そこを議論は深めていただきたいと思ひます。

もう一つ私は指摘したいのは、同じくこれは平成九年辺りからでありますけれども、特に平成十一年の持ち株会社解禁などが行われて、いわゆる会社分割とか企業結合とか企業連携とか、そういう組織間の非常にフレキシブルな連携強化ということがこの会社法の一連の改正の中で取り入れられております。

この点も私は非常に重要なポイントだと思ひておまして、実は我々文教関係者の中で非常に懸念をされておりますのは、これからいよる学校法人の経営問題というものは少子化の中で非常に深刻化してくると思ひます。もう既に深刻化していると思ひます、実態は。これから正に右下がりの中で学校法人というものがいかに生き残っていくかということがこれはもう本当に文教政策の最重要課題なわけでありまして。

そういう中で、むしろ座して死を待つてではなくて、座して死を待つて、また私学助成金で公的資金導入で今までの二分の一制限を超えてどっと入れると、こういうことにならないようにするためにも、むしろ戦略的に今ならまだいよるな体力があります。いろいろな体力がありますから、もう少し有機的な大学間の連携とか、場合によれば統合とか、あるいはいよる親子関係とか、いろいろな制度あるいは企業連携の在り方ということが必要だと思ひます。

これも現行の私立学校法で見ますと、理事会三分の二、更に評議会三分の二の同意がないと、実態上はないと、これはなかなか合併とか、いろいろ解散というのはいよるできないと、こういうことであります。こうなると、またいよる卒業生が非常に有力な実権を握っている評議会制度のところで止まっちゃうわけですよ。そうすると、非

常に好機をどんどんどんどん逸していくと、こういうことになります。更に申し上げると、こうした企業再編あるいは事業のリエンジニアリングというのになってきますと、資金調達というものが非常に重要な課題になってきます。

そういうような観点で、私は、やはり現行の私立学校法でもうこれでいいんだということを突っ張り続けるというのはいかぬか、先ほど地方自治体が公設民営の方式を検討されているというお話がありました。確かに、いろいろ検討されています。しかし、なかなか取り得べき制度が学校法人法しかないのですから、例えばこれが株式会社であれば、例えば高知工科大学というのがあります。これは高知県が造った私立大学です。理事長は高知県知事になっていますが、しかし理事のうちの一人なわけです。しかし、そのあは高知県がほとんどお金を出しているわけです。であれば、高知県の御意向をもうちょっときくと反映させるために、すつきりと思えば株式会社の制度というものを参考にし得るといふふうに思いますが、現行の学校法人の在り方のままでいいということでもないといふふうに思います。

そういうふうな観点から、私はもちろん学校教育法あるいはその中で一発でその株式会社を学校設置者に入れていく。これは私自身も非常に勇気の要る、それを頭から主張するにはね。しかし、今回の構造改革特区法というのは、正にそうしたいろいろ慎重にかつ大胆にやらなきゃいけない問題について、期間と区域を限定して、そこでいろいろな実験、トライアルをしてみよう。そして、そこで正に部長がおっしゃったように、いろいろな実態を踏まえて、そしてそれをもう一回持ち帰って、いろいろな関係者で株式会社制度なんかも参考にしながら、私は、株式会社を導入するといふ方法もあるかもしれないし、あるいはきちっと学校法人の在り方をもう一回根底から議論をしていくということもあるのかもしれない。

ん。

その議論は本当にいろいろこれからさせていたきたいと思いますが、その一つのきっかけ、あるいはそれを机の上だけで議論していても始まりませんから、そういう意味で、やっぱり実際のいろいろ試験的にやってみるという意味で、正に構造改革特区でまずやってみるにふさわしい私は試みではないかといふふうに思います。

ほかにもいろいろ御議論をさせていただきたいことを一杯用意させていただいておるんでありますが、時間なので、今御議論をさせていただきましたが、鴻池大臣、今の議論についての感想と、こうした観点からも、要するにコーポレートガバナンスというもので相当法務省さん中心になられていろいろな知恵が出ております。この知恵を教育行政あるいは医療行政に導入をしていくという観点から株式会社制度導入問題ということの内閣官房としても、そうした観点からも、単に民間活力ということだけではなくて、現場の知恵を最大限に生かすんだと、そういう観点から再度見直し、議論を総括し、更にこれからの御議論に反映をさせていただきたいといふふうに思いますが、それについての御答弁、御感想をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 御議論を聞かせていただいておりますといふよりも、大変勉強させていただきました。

私は明日、あさってからPRに九州や北海道や、もう既に大阪方面も行つてまいりましたけれども、教育だけの問題じゃなく、特区というものについて出前持ちをするという就任当初から申し上げていることを実行していつていくところでございすが、ただいまの先生の御高説につきまして、大変勉強をさせていただきました。また、文部省側の御意見もすべてが反論ということではなく、私自身も極めて真摯に聞かせていただいたところでございます。

ただ、私自身、二十九歳からちっぽけな運送会社、港湾運送事業でございすけれども、ちっぽ

けな会社の社長をいたしております。株式会社でございす。そういうところで、お役所の方から、どうも、厚生省、文部省の、株式会社どうも悪党だといふふうな感じで聞こえるものですか、そうでないぞという感情的なものも実はございすけれども、ただいまの御議論で大体御理解もいただいていると、このように思ひました。

そこで、ただいまのお話のように、いわゆる監査制度とか、株式会社自身が相当法案が、対する法律が整備をされてきて、そして株式会社というのは公共性があるんだというふうな審査の制度、監査の制度というものが充実をしてきておりますので、こういったものを取り込んでしつかりいけば、悪口ではありませんが、帝京大学のあの正しからざる状況といったものに株式会社制の学校ができて対応を、そういった他山の石を見ながら対応ができるのではないかと一うに思つております。

正に私は、何度も申し上げておりますように、全国一律株式会社でやろうと、こういう構想ではあります。一点、株式会社で試みにやってみたらどうかと、これが特区の構想でございすが、文部省の方も御理解をいただいて、また私、文部大臣ともお話をいたしますけれども、次の一月十五日の締切りの第二次提案にも恐らく地方からこの教育の分野に株式会社参入というものが出てくるかと思ひます。これが出てまいりましたら、なお一層議論深めまして、一点これが実現できるように私自身も努力をしていきたいと、このように覚悟を新たにいたしております。

○畑野君枝君 日本共産党の畑野君枝でござい

ます。構造改革特別区域法案について、私は最初に教育の問題に係つて質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、特区法案の十三条の市町村費負担教職員任用事業にかかわりまして、その問題に入る前に、まず義務教育費国庫負担制度の問題について伺わせていただきたいと思います。

八月三十日の経済財政諮問会議で、退職手当や共済費長期給付など五千億円の削減が提言をされております。小泉総理から夏休みの宿題を与えられた七省庁のうち、明確に数字を示して減らすことを明言したのは文部科学省だけだといふふうに思ひますけれども、それではその五千億円というのは一体だれが負担をするのか、地方自治体か国か、この問題についてまず伺いたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 義務教育負担制度の見直しについてのお尋ねでございますが、少し経緯を申し上げますと、この義務教育国庫負担制度につきましては、地方分権の推進あるいは国の歳出削減に係る観点から、まず直近の話といたしましては、先日、十月の三十日でございますが、地方分権改革推進会議の報告におきまして、共済費長期給付、それから退職手当等にかかわります経費についてはこれを国庫負担対象から外して、平成十五年度からこれを段階的に縮減し、一般財源化を行うと、そういう提言がなされているところでございす。これを受けて、十月の三十一日、翌日でございますが、経済財政諮問会議におきましては、負担対象経費を国として真に必要なものに限定するなどの文部科学省としての考え方を示したところでございす。

具体的お尋ねは、こうした負担対象経費に外す、例えば共済費長期給付等の経費についてこれをどうするか、これはどこが負担するかというところでございすが、共済費長期給付等の経費を、これを国庫負担の対象から外しても、当然のことながら都道府県はこれを支給しなければならぬわけでございす。そういう意味で、これを国庫負担の対象から外した場合の財源措置について問題があるわけでございす。

このことにつきましては、私も、国庫負担の対象から外した場合についての地方財源の手当てへの配慮というのは、私も文部科学省としてもこれは必要であるといふ、そういう認識をいたしているところでございすが、この問題につきましては、分権会議の報告にもございすように、

基本的には国庫補助金負担金それから地方交付税、それから国と地方の税源移譲問題を含みます税源配分の在り方、この三者を一体の中で検討する中でこれは政府全体として検討をしていただかなければならない、そういう課題というふうに考えているところでございます。

○畑野君枝君 これまで義務教育費国庫負担については堅持堅持というふうにおっしゃってきただけですね。そして、その中でいろいろと手を付けてこられたというふうに思います。

私たちの議員団も過去にはいろいろな大臣に質問をいたしましたけれども、例えば一九八五年の十二月十九日の文教委員会では、松永大臣が義務教育費国庫負担制度の基本はあくまでも堅持してまいりたいというふうにお答えになつておられますし、一九九二年の衆議院の文教委員会ですが、

鳩山大臣の方からも義務教育費国庫負担制度の根幹は死守するという、必ず守っていかなければならない、極端に言えば未来永劫と言つていいかもしれません、こういうふうに言つてこられたわけですね。しかし、そう言いながらも削減をして、例えば国と地方の役割分担ということでも旅費、教材費、共済年金に係る追加費用に要する経費、恩給費などを減らしてきたわけなんです。

そうやってやっていきますと、次は何かというふうにどんどんなっていくと思うんですが、今お話がありましたように、政府そのものあるいはいろいろな審議会、調査会でも、これは本当に一致しない、三位一体と言いますが、三位が一体にならない状況が続いてきたわけですね。財務大臣の諮問機関である財政制度審議会では、地方交付税の財源保障機能の将来的廃止と言つし、一方で小泉首相の諮問機関である地方制度調査会では、交付税堅持、税源移譲、こういうふうになつていくわけですね。

ですから、その五千億円というふうに加圧する上でも、一体、じゃどこがやるのか。本当に無責任極まりないというふうに思うんです。そういう点ではそういうことを言うべきでは

ないと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(矢野重典君) 繰り返しになりますけれども、この義務教育費国庫負担制度についての見直しにつきましては、これは地方分権会議等における見直しの御議論もございました。また、あわせて、総理の方からも私どもに対する見直しの御指摘、御指示があったわけでございます。そうした中で、分権会議としては、私どもに對して真に負担すべきものに限定すべきである、そういう観点から義務教育費国庫負担対象経費について見直しをしてほしいと、そういう御要請があったわけでございます。私どもそれを受けて、先ほど申しましたけれども、義務教育の、この義務教育費国庫負担制度の趣旨、目的があるわけでございます。

すなわち、義務教育についての国としての一定水準を確保する、そのための制度としてのこの義務教育費国庫負担制度の趣旨、目的があるわけでございます。その趣旨、目的を維持しながら、その範囲内において、今、先ほど申し上げましたように、国として真に負担すべきものに限定すべしという、そういう観点からぎりぎりの見直しをした結果、先ほど申し上げたように、在職の教職員の給与以外のものについては、これを国庫負担の対象から外しても義務教育費国庫負担制度の趣旨、目的を損なうことはない、こういう判断に立つて、私どもの分権会議の御指示に対する一つの答えとして、一つの案として御提言を申し上げたところでございます。

○畑野君枝君 その案を出しても財源を決める権限はないわけですから、それはもう本当に混乱を生むわけですね。

そして、地方自治体含めて今どういう声が寄せられているか、文部科学省はつかんでいらつしやいますか。

○政府参考人(矢野重典君) 地方自治体のこの問題についての御意見でございますが、これは全国知事会等が、分権会議の中間報告が六月に出され

ましたが、それに対するアンケート調査結果として分権会議で御披露があった調査がございますが、その中では国庫負担制度の負担対象経費の見直しについて、慎重に検討すべき、あるいは現状維持すべきという、そういう意見が多数を占めていたというふうな承知をいたしておりますし、また先般の分権会議の報告がなされた段階で、全国知事会等六団体から、この問題については財源措置が明確にされていないといったことなどを理由とする談話が当日公表されるなど、地方財源の手当て等について批判的な御意見があったというふうな私どもは理解をいたしております。

○畑野君枝君 今おっしゃったとおりの声が本当に、大勢占めているわけですね。

十一月二十九日の地方制度調査会、総理諮問の調査会の意見の中では、退職手当、共済長期給付等に係る経費を国庫負担対象から除外する案が検討されているが、これについては財源措置も明らかにならず、何ら地方の自主性向上にもつながらないことから、地方公共団体の強い反発を招いている、このままでは単なる地方への負担転嫁となりかねず、当調査会としても強い危惧を抱かざるを得ないというふうにおっしゃっているわけですね。これは私のところに参りました指定都市市長会、十一月二十日でありますけれども、同じ、到底受け入れることはできないと、こういう意見も上がつてきているわけですね。

全教のアンケートでも、十一月二十三日までに四百五の自治体の首長から義務教育費国庫負担制度堅持に賛同すると。そして、同じ全教の調査でも十一月十一日時点で、議会での採決が三十五都道府県議会を含む三百七十八地方議会で行われていると、こういうことであります。

ですから、そういう意見を真摯に受け止めるならば、その制度は堅持するということは当然でありますし、これは給与費というふうにおっしゃいますけれども、やはりいい教員、きちっとした教員を配置するというのが、国の責任でやってきたわけですから、そういう点ではユネスコの教員の

地位に関する勧告でも、社会保障は十分行つと、そして教員の質を保つということを言っているわけですね。

ですから、そういうのであれば、こういう削減、見直しというのは、これは撤回すべきだと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(矢野重典君) 今回の義務教育負担制度の対象経費の見直しにつきましては、先ほど申しましたように、分権会議から共済長期給付についての見直しの報告がなされたわけでございますが、その際に分権会議自体としても、この財源手当てについては今後、補助金、負担金の見直し、それから交付税の見直し、さらには税源配分の在り方を見直し、この三者一体を見直す中で検討してほしいと、そういう要請があるわけでございます。

そういう意味では、この財源手当てについては政府全体として、先ほど来申し上げておりますように、単に国庫負担の対象から外すだけではなくて、必要な財源手当ては検討する、政府全体として検討する、こういう状況になっているわけでございますから、まずこの点は御理解をいただきたく思うわけでございます。

そしてその上で、私どもとしては、いろいろな経緯がある中で、こうした経費を国庫負担の対象から外しても義務教育費国庫負担制度の趣旨、目的を損なうものではないと、そういう理解の上に立つての一つの判断であるということについても併せて御理解をいただきたく存じます。

○畑野君枝君 地方自治体で保障できる条件が整っていないときに、そうやって空論を言つても私は説得力を持たないというふうに思うんです。そういう流れでどんどん、堅持といいますが、今度はそのようなものを五千億円だと幾らだとして、これを本当に人質に差し出して減らしてきたわけですね。それで、私はこういう姿勢がやっぱり今度の特区法案の中で本当に大きく問題として浮かび上がってくるというふうに思うんです。それで、十三条の市町村費負担教職員任用事業

の具体的な中身に入りますけれども、特区では国庫負担なしに教員一人当たり全額負担をしていくことになるわけですが、そういう市町村というのは存在するかどうか、その点について伺います。

○政府参考人(矢野重典君) 今回の特区制度によって、県費負担教職員以外に、特区における独自の特例的な制度として市町村が単独で独自に経費を負担する教職員というのを新たに置くことができるようになるわけでございます。

○畑野君枝君 だから、具体的にそういうところがあるんですか、考えられるんですか。

○政府参考人(矢野重典君) これは、制度ができて実施される段階になればそういう市町村もあろうかと思うわけでございますし、現にこういうことを法案として御提案申し上げている背景には、こういうことをやりたいという提案があった市町村が現にあるわけでございますので、そういうところの市町村におきましては、制度化されれば、この制度を適用する形で今申し上げたような市町村単独の教職員を置く制度として実施されることになるかと思えます。

○畑野君枝君 もしそういう自治体を手を挙げるというふうになりますと、その自治体はお金があるじゃないか、国の負担がなくても全額保障することはできると、そういうふうになってくると、そこは自治体があるから今後その分の教員給与費の国庫負担が減らしてもいいじゃないかというところが大変危惧されるわけですが、そういう可能性についてはいかがですか。

○政府参考人(矢野重典君) 今回、制度化いたします特区における市町村費負担教職員というのは、これは現在の制度で措置されております教職員定数、すなわち義務教育標準法等の規定に基づき都道府県が定めた教職員定数というのが定められているわけですが、それとは別に、言わば上乗せをする形でその地域の特性に応じた特色ある教育を実施する、そういう観点に立つて市町村が独自に常勤の教職員を任用する、そういう

場合に限られるわけでございます。

したがって、市町村県費負担教職員の任用については、国としての特段の財政措置を新たに講ずることは予定しておりませんけれども、特区として認定された市町村につきましては、これは引き続き、引き続きというのは現行の制度をベースにという意味でございますが、引き続き義務標準法あるいは県費負担教職員制度などによりまして全国的な教育水準の確保のための制度は適用されるわけでございます。すなわち、義務教育標準法に基づく定数は確保されるわけでございますので、その上で特区として認定された市町村において特色ある教育を実施するためのそういう独自の取組となされるわけでございますから、そういう意味では、今回の特区における市町村費負担教職員の制度化は現行の国庫負担を減らすことにはつながるものではないかというふうにご覧いただいております。

○畑野君枝君 そうでなくとも困るんですね。しかし、十一月二十日の衆議院内閣委員会でも河村副大臣が特区のケースについて、その動きを奨励しながら、つまり市町村で全額見るといことも含めてですよ、奨励しながら、また今後全国的な制度化はどうだということに進んでいくことになるだろうと、どんどんそういうところをやつてくださいと、まるで奨励するような発言をされているんです。

国の負担も少なくなっていくじゃないかと、こういう危険な方向性を含んでいるんじゃないかと、そういうことがあつてはならないというふうには思いますが、いかがですか。

○政府参考人(矢野重典君) 先ほど申し上げておりますように、新しい制度ができたことによつて現行の国庫負担制度を減らすということにはつながらないという話を申し上げておりますが、そのことと全国化の話というのは別な話として御理解をいただきたく思うわけでございます。

すなわち、国庫負担の減少につながらないということはもう説明は繰り返しませんけれども、全

国的な制度化ということにつきましては、これは私ももちろんに全国化ということにつきましては、市町村県費負担教職員の処遇の在り方の問題とか、あるいは同一市町村に県費負担教職員と市町村費負担教職員が混在することによる学校運営の問題といった幾つかのいろいろな問題が考えられるわけでございますので、私どもとしては、特区制度で実施することとなる市町村の状況も踏まえながら、かつまた都道府県や市町村あるいは教育関係者の御意見も聞きながら、全国化の問題には別途の問題として検討をまいりたいと考えております。

○畑野君枝君 鴻池大臣、済みません、今の点で。要するに、こういう特区で国庫負担を減らすという方向に行くのではないかと懸念があつて、そうではないという話がありました。そういう問題を含めて、市町村費の教職員の問題について御認識を伺いたいと思ひます。一言で結構です。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 国庫負担は、私は特区構想が実現していく中でそう簡単に減っていくものではないと思ひます。というのは、全国に株式会社をしようと言っているわけじゃない、一か所やりませんかと言っているだけですから、私はその……

○畑野君枝君 株式会社のことを聞いているんじゃないんだけれども。

やはり今回の法案も、地方では少人数学級にしたいという願ひがあるわけですから、そういうところと本間に、標準法もやはり緩和しても国からの負担がないということで非常勤になつていくわけですね。だから今やるべきことは、本当にこういう法案でなくて国の責任できちつと少人数学級をやると。もう既に一年間で倍の自治体、四割の県に広がっているわけですから、こういうことをきちつと私はやる必要があるということをお願いして、次に幼稚園の問題について伺いたいと思ひます。

それで、特区法案の十一條なんです、幼稚園の入園について、現在満三歳としている学校教育

法を変更して満二歳児の入園を可能にするものなんです、二歳児を受け入れる場合の学級編制についてそれぞれで自主的に御判断をいただくというふうにされておりますけれども、この設置基準との関係でどのように認識されているのか、伺ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 幼稚園の設置基準におきましては、一学級の幼児数は三十五人以下を原則とすると、こういうふうな規定をされているところがございますけれども、特区における当該特定事業の実施のために最低基準である幼稚園設置基準の改正までは、この点については考えておりません。

○畑野君枝君 やつぱり三十五人以下が原則という、この三十五人ということが本間にそれぞれのところ幼稚園の運営の大きな支障になつてい、あるいは保護者の負担になつてはいるわけですよ。それで、やはり定数改善をしてほしいという声が本当に自治体からも現場からも寄せられておると思うんですけれども、その点についてどうお考えになるのかということ、もう一点、幼児教育で三十五人というのは余りにも大き過ぎる。そういうその三十五人を基準に、公立なら交付税措置、私立なら私学助成ということなんです、国の財政支援はまだまだ少ない。そういう点で、私立における一人当たりの園児に対する国の助成はどうなつていくのか、その二点についてまとめて伺いたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) まず、私の方から三十五人についての問題をお答え申し上げます。先ほど来申し上げておりますように、この学級定数についての基準の改正までは考えていないことを申し上げたわけでございますけれども、この三十五人以下という基準はこれは最低の基準であるわけでございます。幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるわけでございますので、そういう意味で、幼児一人一人の発達段階や年齢に応じたよりきめ細かい保育を行う

ことができるよう教育環境を整備することは大変重要なわけでございます。

そういう意味で、私どもといたしましては、複数の教師が合同で保育に当たるチーム保育等の少人数指導を推進するために、私学助成の充実でございますとか、あるいは公立幼稚園の教育環境の充実のための地方交付税措置などを通じてそうした支援をしてまいっているところでございます。

さらに、この基準そのものの改正でございますが、これを更に引き下げるべきという御意見もあることは承知いたしておりますけれども、この問題につきましては、全国一律にこれを、幼児数の基準を下げますと、当然のことながら学級数が増加することになって、それに応じて施設や教員配置などの基準を満たす必要が出てまいりますわけでございます。そういう意味での幼稚園側の負担、特に私立の場合その負担が相当なものになるといふふうに考えられるわけでございます。

そういう意味で、私どもとしては、一律に学級編制の基準を引き下げるのではなくて、先ほど申し上げましたようなチーム保育等のそういう指導が可能となるような体制を整えるということが実際の、現実的ではなからうかと考えております。

○政府参考人(玉井日出夫君) 幼稚園に対します私学助成の観点からお答えを申し上げます。特に今少子化の中で、幼児教育、大変重要になってきているという認識を当然のことながら持っております、そのうちの八割が実は私立幼稚園、幼稚園のうち八割は私立であるということでございますので、したがって、その充実の、振興のためのやはり私学助成の充実は大変重要と認識をしております。

そこで、十四年度、現在の平成十四年度の予算でございますけれども、これは私立高等学校等経常費助成費補助金でございます。その中で、一般補助につきましましては幼児一人当たりの単価を増額をしておりますし、また特別補助の中で、これも委員御案内のとおりでございますけれども、預かり保育だとかあるいは子育て支援、こういった観

点の経費の増額を図っているところでございまして、なかなか私学助成自身も大変厳しい予算の中ではございますけれども、幼稚園関係につきましましては対前年度九・五％増というものを図り、トータル二百九十二億二千六百万円を計上しているところでございますし、さらには私立の小中学校と違って幼稚園の場合には就園奨励費という形で保護者の負担軽減ということも行っているわけでございます。

今後とも、幼稚園教育の充実、その観点からの私学助成の充実については努力をしてみたい、かように考えております。

○畑野君枝君 一人当たりというのは伺いましたでしょうか。

○政府参考人(玉井日出夫君) 十四年度の単価という意味で申し上げますと、一般補助、特別補助を合わせまして、幼稚園の場合には園児一人当たり国費でございますと、国の場合には二百七十七円でございます。

ただ、これは委員も御案内のとおり、私学助成というのはこれは都道府県が行う、それに対して国がその一部の助成を行うということでございまして、都道府県も正に交付税措置の中で私学助成が行われているわけでございます。

合わせますと、これ十四年度、これは国庫補助とそれから地方交付税の単価を両方合わせますと、幼稚園につきましましては園児一人当たり十四万四千七百七十円というふうになっているわけでございます。

○畑野君枝君 チーム保育の話とか、あるいは後で預かり保育の話もしようと思っていたんですが、いろいろされていくということなんです、まだまだ少ない額ですし、それから就園奨励費です、これも本当に収入による制限もいろいろと差がありまして、これも本当に増やしてほしいという声がたくさん出されております。

そこで、私は時間の関係でまとめて伺います、預かり保育の問題にかかわって、四十万円というふうになっております。また、職員配置の問題も基準はないというふうになっております。

そこで、特区法案なんです、二歳児が幼稚園に入園してくると、例えば朝の部分とかあるいは幼稚園が終わった午後部分とか、それがその預かり保育というふうな理論的には考えられるわけですね。そういうふうになりますと、二歳の子供が朝から夕方まで、長時間しかも三十五人の中で、また体制も弱く中で成長発達を保障できるのかという問題が出てくると思うんですけれども、この点についてはどういふふうにお考えになっているんでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 今年の六月現在でございますが、預かり保育を実施している幼稚園が全体の六一％という状況でございます。私ども、一般的に預かり保育の実施に当たりましては、これは通常の教育時間の指導計画の作成、あるいは諸活動に支障がでないようには適切な指導体制を整えること、それから幼児の心身の負担に配慮した環境作りが必要というふうにお考えになっているところでございまして、このため文部科学省といたしましては、幼稚園教育要領におきまして、預かり保育につきましましては先ほど申しました指導体制の整備の必要性ということを強調いたしておりますし、さらには、具体的には全国の実施事例を基に作成いたしました預かり保育の参考資料におきまして、実施に当たった際の留意事項等について指導をしております。

そこで、構造改革特区で預かり保育を実施する場合におきましても、先ほど御紹介申し上げました幼稚園教育要領あるいは預かり保育の参考資料の趣旨を踏まえながら、必要な体制を整えた上で実施されることが大事であるかと思っておりますし、引き続きそうした点について指導をしてみたいと思っておりますし、また予算等の面におきましても引き続き支援をしてみたいと考えているところでございます。

○畑野君枝君 しかし、預かり保育をやっているところには伺いますと、やっぱり三十人超えたら幼稚園の先生、視野に入らないとかもう八人で手一杯とか、本当に手間が掛かる中で二歳の子供たちが入ってくるわけですね。それで、今度の特区法案で省令を変えて保育園と幼稚園のクラスを合同にできるようにという話もありまして、これ具体的にどんなふうに変えようとしているのか伺いたんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 今回の合同保育の趣旨は、幼児が社会性を涵養することが困難となりました地域におきまして、幼児が同年齢帯の児童とともに活動する機会の充実を図り、そしてその社会性の涵養を促すと、そういう観点に立ちまして、幼稚園の学級定員、先ほど申しました三十五人でございますが、学級定員の範囲内におきまして幼稚園児とともに幼稚園に在籍していない幼児に対し、これは保育所の子供なども想定しているわけでございますが、そうした子供たちに対して合同の教育、保育活動が行うことができるよう、そういう特例を設けようとするものでございまして、そのことを幼稚園設置基準におきまして明確にすることを具体的には考えているところでございます。

○畑野君枝君 具体的にどうするかということとは本当にこれからというふうに思います。

その点でも本当に聞きたい不安な点はあるんですが、もう時間がありませんので最後にこの問題について厚生労働省に伺いたいと思うんです。

十月三十日の地方分権改革推進会議において幼保一元化問題が検討されて、「保育所運営費負担金等の国による補助負担金の一般財源化等も検討されるべき」というふうに出てくるんですが、これは厚生労働省はどういうふうにお考えいらっしゃいますか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育施策は、従来から児童福祉施策の中で中核的な施策として取り組んでまいっておりますが、今後とも少子化対策として、あるいは男女共同参画社会の推進という観点からも引き続き強化をすべき分野の政策であるというふうにお考えしております。

お尋ねの保育所の運営費負担金等についてでございますが、保育所については職員の配置あるいは施設の面積などについて最低基準が設けられておりますけれども、国の保育所の運営費負担金等につきましては、そういった最低基準が維持することができるよう必要な経費を計上いたしておきまして、こういうような形で保育サービスの質の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、特に今年度から待機児童ゼロ作戦という政策も推進しているところでございますけれども、保育ニーズが拡大している地域がございまして、こういったところも含めて、国庫負担金によつてそういった拡大する保育ニーズに対応してきているという実態があるというふうに考えております。

したがって、保育所の運営費負担金等を一般化、財源化することにつきましては、保育サービスの質の確保の観点から、また供給量を拡大する必要があるという観点から適当ではないというふうに考えております。

〇畑野君枝君 それで、鴻池大臣、教育の問題、株式会社参入問題は私は大臣と違う立場でございまして反対なんです、そこはもう時間がなくてもう一つ別のことを伺おうと思つていたので伺えないんですが、幼稚園のその二歳のお子さんたちが入ってくる特区というのは、いろいろなまだ不安なところ、今、少子化が言われてますけれども、親御さんたちが安心して預けられるところでは、まだまだ説明されていない不安な部分があるというふうに思ふんです。

そういう点について、やはり教育のことはきちっとやるということがやっぱり必要じゃないかと思ふんですけれども、そういう不安についてどのように大臣は考えられますか。

〇国務大臣(鴻池祥肇君) 先ほど来、文部省の答弁のように、幼児教育というのは極めて大切でありますし、親御さんが安心してそういう施設に預け、そして働ける、あるいは重要な用事を果たしていくというようなことは極めて大切と考えております。

りますので、必要な体制を整えた上で実施、実行していかなければならないと思つております。

〇畑野君枝君 それでは、最後に特区法案の四条、港湾問題について伺いたいと思ひます。

地方公共団体が、特区内の港湾において特定埠頭と規定したところを特定の民間業者に長期貸し付けることが可能になるというふうになっております。

これは、岸壁使用、あるいはヤードなどでの荷さばき施設もすべて民間業者に任せることになるということからいえば、正に港湾関連の法体系を根本から崩すものだと思ふに思ふんです。

〇政府参考人(金澤寛君) お答え申し上げます。現在、アジアの港との間で激しい国際競争というのが進んでおりまして、我が国の港湾の相対的地位が低下してきております。国際競争力を強化していくことが我が国の経済の活性化ならん国民生活の安定のために非常に重要な課題となつております。

今回、特区法案の中で改正をお願いしております特定埠頭運営効率化推進事業と申しておりますが、この事業は、当該重要港湾の効率的な運営を実現し、また我が国港湾の国際競争力の強化を図っていくために、公告とか縦覧などの公正な手続を経ました上で、特定埠頭、これは岸壁とその背後の荷さばき施設などをいいますけれども、この特定埠頭を事業者に貸し付けまして、一体的かつ効率的に運営していただくという、そういう趣旨の事業でございます。

この特定埠頭運営効率化推進事業の具体的な内容は、現段階では、福岡市とか那覇港管理組合から要望のございましたいわゆる公共コンテナターミナルの一体的、効率的な運営を行う事業を想定しておりますけれども、今後、地方公共団体の自発性というものを重視する特区法の趣旨にかんがみまして、関係港湾管理者の意向を把握した上で、国土交通省として省令で規定してまいりたいと思つております。

先生御指摘のように、民間に貸し付けることが港湾法の体系を抜本的に変えるというお話でございますが、元々、港湾法の中では、港湾の埠頭、これは公共で整備しておるということが現状でございますけれども、そのいわゆる運営につきましましては、いわゆる企業者、民間事業者に許可の形で、貸付けというところではございせんが、一定の期間の許可を、使用許可をするという形で利用していただいております。

そういう意味では、特にこの法律で根本的な体系を変えているということではございせん。

〇畑野君枝君 私が問題視したのは、正に形骸化していくということです。

今ありましたように、国際競争力というふうに言われます。一言で言えばアジアに負けるな、シンガポールや韓国に負けるなということが言われているんですが、結局、国際ハブ港湾を目指すものなわけですね。単なる中継にすぎないと。中国の貨物を日本に持ってきて北米に持っていくと。私は横浜ですけれども、横浜に例えばそうなれば荷物が降りて、国内に物流が回るというのじゃないんです。素通りするだけなんです。それじゃ、その地域の経済にどういふふうに関与を果たすのか、せいぜい港湾使用料が入るだけと。ですから、国土交通省もハブという言い方は今されていらないというふうに思ひますけれども。

同時に、比較すること自身が意味があるのか、ないんじゃないかと。大体、シンガポールなどもう造り方が違うわけですね。使用料は安い、賃金は安い、そして税金も掛けない等々ですね。ですから、意味がない問題だというふうに思ふんです。

それで、私、今回の法案の……(発言する者あり)時間がありませんから私、焦つてます。端的に申し上げます……(発言する者あり)

〇委員(小川敏夫君) 静粛にお願いします。

〇畑野君枝君 港湾運送事業法はそのままというふうに言ひますけれども、大きな、例えば北九州などで問題になっているPSA社が入つて

きた場合にはコスト削減が目指される、運送事業者も労働者も低コストでたたかれるということですから、どうなるか心配だ。

結局、運送事業法が変わらないといつても、仮に運送料金がかわらないと仮定しても、岸壁使用料やクレーン使用料などの費用が下がれば、それは結局他の港湾やそれから非特区のバースとの差が生じるわけですね。そういう中で、結局コストの切下げしていくことになるんじゃないかというのを私は危惧しているんです。

それで最後に、私、二十四時間フル稼働の問題について伺いたいんですけれども、一番危惧しているのは、その二十四時間フル稼働の前提とした環境整備、あるいは交代制の勤務というのを労働者は要求しております。それにきちつとこたえる、このことをやらなければ、それは二十四時間フル稼働といつたつていかなければいけません。

〇政府参考人(金子賢太郎君) 御指摘のとおり、昨年の十一月の末の労使合意を受けて二十四時間化が進んでおります。例えば年末年始でありますけれども、全国で五百四十五隻の船舶が入港して荷役が実施されるなど、大変我が国の港湾の競争力の強化に大きく貢献しているものと考えております。

今、先生御指摘の二十四時間のフルオープン化の進展につきまして、港湾労働者のための労働環境の整備も重要ではないかというところでございまして、確かに、その点につきましては私も私も思ひます。今後は、今後とも港湾事業者あるいは労働者の声を聞きながら、所要の労働環境の在り方について関係省庁とも連携しながら検討を進めてまいりたいと思ひます。

〇畑野君枝君 最後に申し上げたいのは、そういうことも本場にまだきちつとやられていないという中で特区をやるといふことなんですけれども、

例えば国土交通省が一バス当たり百五十万トンというふうに言ってきましたけれども、アジアのシンガポールなどではもっと多い数をやっているわけですね。それから、日本の博多でもそういう高いものを取り扱ったときもございます。私のいる横浜でいえば、本牧、大黒、南本牧、二十一バスあります。そういう計算すると、コンテナバスでは百五十万トンやっていると。しかし、それ以上に更に造るという話が今進んでいるわけですね。ですから結局、港湾造りというのは今本当に過剰になっていると。特区にする必要もなく、今のをもっと稼働を上げられるようなものをすればいいというふうに思います。そして、造り過ぎた港湾のしりぬぐいをするということになるわけですから、これは本当にどうなるのかという問題を指摘して、時間が参りましたので終わります。

○島袋宗康君 規制改革とは本来あるべき規制への改革であるが、現実には、たとえベストな制度が不明なときは実際に試してみたら決めた方が神学論争を繰り返すよりも建設的であるとの意見があります。

先日の私の質疑に対するお答えで、経済的分野の規制改革はある程度進捗しているが、社会的規制の分野では余り進捗していないとお話でありました。それは労働、医療、教育等で生命、身体、個人の権利等にかかわる分野で多面的な検討を要するから遅れているとの答弁であったと思います。今後、この社会的規制の分野の規制改革も促進していく考えなのか、それともこの分野では規制を存続させる必要があると考えておられるのか、承りたい。

また、これに関連して、例えば国際医療特区のような制度を設けて、世界から一流の医師や医療関係の研究者を招聘し、滞在ビザや先進国の医師免許があれば、国内の医師免許等に煩わされることなく先端の医療技術の成果を競ってもらうことはどうかというような提案があるようであります。この点についてはどのようにお考えである

か、お尋ねします。

○政府参考人(坂篤郎君) ただいまの御質問の前の部分だけ私からお答えさせていただきます。存じますが、先生のたのびまおっしゃいましたように、社会的規制はなかなか、ほかの分野に比べると改革がなかなか進んでいないというのは事実であるかと私も思っております。

それで、実は昨年来、総合規制改革会議では、そうした認識もございまして、労働でございましてとか医療でございましてとか福祉、教育といった分野につきましても、いわゆる重要分野ということになり集中的に昨年来検討をさせていただいたということがございまして。その中で、いろいろなことが指摘されたわけでございまして、そういう意味ではかなり積極的に取り組んでいる、またこれから取り組んでまいらねばならないというふう

に考えております。特に、今御指摘になりましたような分野というのは、なかなか考えなきゃいけないところが先般御答弁申し上げたように多いわけでございまして、同時に、国民生活と申しますか、そういうのには非常に密接に関連している分野でございまして、直接に非常に関連するところが多い分野でございまして。また、あるいは経済成長の側面から見ても、いわゆるこれは多分サービス系、サービス分野というものが恐らく占めるんだらうというふうに考えております。あるいは雇用の創出という意味でもサービス分野というのは当然に多いわけでござい

ます。そうしたことを考えますと、生活を向上する、国民生活の向上をするということ、あるいは経済の成長というように、あるいは雇用といったようなこと、いろいろなものを考え合わせまして非常に重要な分野であろうというふうに考えております。今後とも鋭意取り組んでまいりたいというふうに政府としても考えているわけでござい

○国務大臣(鴻池祥肇君) ただいまの内閣府から

の答弁と重なる部分がございますけれども、やはり可能な限り地方からの提案につきましては、経済活性化のためではなく、社会福祉の目的を持つても可能な限りの規制を改革していきたいというのがこの特区法案の哲学というところであります。

ただいま医療のことをお問い合わせでございますが、神戸市が先端医療産業特区というものを提案をいたしまして、高度先進医療の見直しや外国人の医師について臨床修練制度で対応をしよう、全国的にやろうということになりました。これも沖縄県から、特に具志川、私の孫の生まれたところですが、具志川から健康特区をやりたいと、こういうことの御提案がございまして、ちよつと引掛かっておりますのは、やはり外国人医師という問題、あるいは東洋医学だと聞いておりますけれども、こういったところを何とか福祉向上につながっていく、健康につながっていくということになれば、工夫ができないかなという

ことを我々も考えておるところでございます。いずれにいたしましても、地方の知恵、工夫というものを、第二次、一月十五日の締切りの第二次募集で期待をいたしているところでござい

ます。○島袋宗康君 坂統括官、どうぞ要件があるようですからお引き取りください。ただいまの大臣のお答え、大変、一月十五日です。それまでには何とか海外の、国際社会です。それからグローバルゼーションという意味では、やっぱりそういう地域医療というものを考える場合に、地域からせつかく上がってきたものを、それをただ現在の医療制度がどうだから駄目だというふうなことになるかと、せつかくの提案が何かしら期待外れといえますか、無駄になるというふうな感じがします。その辺を何とかいい方法はないのかというふうなことを思いますけれども、再度、何かありましたら感想を述べていただきたいと思

います。○国務大臣(鴻池祥肇君) 医療の問題になりましたら、また厚生省と意見が対立をしま

たら、また厚生省と意見が対立をしまして乱暴なことも言わざるを得なくなるんですけれども、やはり私は、今日の午前中に河北病院の先生がお越しになって相当御意見を申され、質疑が大変すばらしいところであったと思っております。

私は、河北病院の院長先生の御意見というのは大変すばらしいことだと思います。やはり日本での医療というのは、すばらしい部分もあるけれども、遅れている部分もある。その遅れている分野に、外国人の医師がその分野に携わって日本人の命が助かっていく、あるいは在日の外国人の命が助かっていくということは、極めて医師の天命にとっても重要なことだというふうに私も、今日、別の部屋で参考人の御意見を聞かせていただいているように思っております。

そういった中で沖縄県というのは、先日申し上げましたように、東京との等距離でソウルやあるいはシンガポールや香港といったところがあるわけでございますから、やはりアジアの私は中心的な場所として、ハブの場所として、例えばその先端医療というのを持って、例えばの話です、沖縄へ行ったらあんな病院へ行けば大概治るぞと、病気が治るぞといったような大きな構想も、是非ともこの沖縄県の知恵としてお出しただけだと、このように、私見でございますが思っております。

○島袋宗康君 大変、力強い御答弁いただきました。大変ありがたいございました。よろしく願います。構造改革特区を地域経済の活性化に結び付けるために、地方公共団体に対して求められていく幾つかの重要な観点があります。一つはグローバルな観点を重視することにありますけれども、規制が障壁となつて進出を妨げられてきたと考える外国事業は多いと言われております。外国事業のニーズの把握は重要であります。この点に

関し、政府は外国事業へのニーズをいち早くキャッチして地方公共団体にその情報を提供す

る必要があると思いますけれども、これについて
どうお考えですか。

○政府参考人(中城吉郎君) お答えを申し上げます。

構造改革特区制度につきましては、諸外国の政
府機関等も関心を持っておりまして、これまで幾
つかの国、例えばアメリカとかオーストラリア、
中国、韓国、こういったような大使館等とも意見
の交換を行ってきたところでございます。また、
構造改革特区制度につきましては、地方公共団体
や民間事業者などからの提案を基に構築してい
るものでございますので、外国の企業というもの
も提案する機会はあるわけでございます。

今後とも、こうした外国の政府機関や企業等
に對しまして構造改革特区をPRするとともに、こ
れらからのニーズの把握といったものに努めてま
いりたいというふうに考えております。

○島袋宗康君 また、最近の中国を始め、アジア
諸国が急速に工業化を進めております。したがっ
て、特区の企画に当たっては、国内だけでなく世
界的規模での地域間競争を念頭に置くことが必要
であろうかと思ひます。我が国に比べ、はるかに
労働コストの安いアジア諸国等との競争の観点か
ら、単なるコストの引下げではなく、新たな付加
価値を生み出すための施策を打ち出すことが重要
であると考えられます。

このような施策を打ち出すために、政府は積極
的な援助と協力が不可欠と思ひますけれども、こ
の辺についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(中城吉郎君) 御承知のとおり、先
生御指摘のとおり、地方公共団体、世界的な地域
間競争という中にさらされているわけでございま
すけれども、特区制度を推進するためには、地方
公共団体等に対しましてできる限り協力していく
ということが重要だというふうに認識してござい
ます。法案第十条におきましても、情報提供や技
術的アドバイスといったような国の援助について規
定しているところでございます。

この一環といたしまして、内閣官房の構造改革

特区推進室では、これまでも説明会の開催やホー
ムページ上での質問の受付など、地方公共団体や
民間事業者等に対しまして可能な限りコンサル
ティングをしてきたところでございますが、御指
摘のような点も含めて、今後とも地方公共団体へ
の支援を進めてまいりたいというふうに考えてお
ります。

○島袋宗康君 構造改革特区においては、内外の
企業等への広報が極めて重要になると考えられま
す。特例措置の内容や地域の様々な特性について
早期に広報を行うことが特区の活性化にとつては
極めて重要になると思ひます。

法案第十条は、内閣総理大臣及び関係行政機関
の長は、認定を受けた地方公共団体に対して特区
計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その
他の援助を行うように努めなければならないと規
定しております。また、内閣総理大臣、関係行政
機関の長、地方公共団体及び実施主体は、相互に
連携を図りながら協力しなければならないと規定
しております。

この規定には、内外の企業等への広報に対する
政府の援助や協力が含まれていると解してよいの
かどうか、積極的に解することができるとすれ
ば、政府は認定を受けた地方公共団体に対してど
のような形で援助、協力を行うか、お尋ねいたし
ます。

○政府参考人(中城吉郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、特区推進に当たっては、
内外企業等への積極的な広報というものが重要だ
というふうに考えております。法の十条では、認
定を受けた地方公共団体に対して必要な助言その
他の援助を行うことというふうにしております。
地方公共団体による広報活動につきましても適宜
相談に応じ、効果的な実施ができますように必要
な情報提供や技術的なアドバイスを行っていき
たいというふうに考えております。

また、国といたしまして、今後とも内外への
PRを積極的に行ひまして、外国企業も含めた

様々な民間企業によりこの制度が積極的に活用さ
れるように努めてまいりたいというふうに考えて
おります。

○島袋宗康君 内外の企業等への広報について
は、例えば米国においては、地域に関心を持った
企業に対して州や郡、市の首長によるトップセー
ルスが盛んに行われている、またほかにも多くの
州が企業誘致を主要な役割とした在外事務所を各
国に設置していることとあります。我が国の
都道府県や市でそのような在外事務所を設けてい
る事例があるのかどうか、現況についてお伺いす
ると同時に、政府は今後このような施策を推進し
ていくお考えがあるのかどうか、承ります。

○政府参考人(板倉敏和君) 都道府県又は地方団
体などの地方公共団体におきまして、企業誘致の
ために海外事務所などを設置している例はあるか
という御質問でございます。

海外企業の誘致や海外進出企業の活動支援、ま
た観光物産の振興などを目的といたしまして都道
府県や市が海外に事務所を設置している例は数多
く見受けられるところでございます。

○島袋宗康君 今年、成立した沖縄振興特別措置
法には、沖縄地域における情報通信産業特別地区
及び金融業務特別地区の創設が盛り込まれまし
た。情報通信産業、情報通信産業の集積の牽引力と
なる特定通信事業を行う企業の立地を促進するこ
とを目指し、名護市と宜野座村及び那覇市と浦添
市の二地区が指定されました。金融特区は、金融
業務の集積を促進することを旨として名護市が指
定されております。ここでは、いずれの制度にお
いても対象事業者に対する課税の特例措置が取ら
れることになっております。例えば、法人税所得
控除が三五％、投資税額控除一五％の選択適用
等。

一方、名護市は今回の特区法案によって金融テ
クノロジー開発特区を設けることを提案し、一部
認められたということのようでありまして、これは
アジアに最も近接している沖縄の位置と、我が国
で唯一の金融特区制度を生かし、キャブティブ保

険を始めアジア証券市場の創設、公共機関に対す
る通信回線の民間開放等の規制の特例を導入し
て、情報通信及び金融関連産業を集積、立地させ
て、雇用の拡大並びに沖縄北部の地域の振興を図
ることを目指すものであるとされております。
名護市では、二本の法律による制度が併存する
ことになるわけでありますけれども、このような
制度間の相關関係及び両制度の併存による効果に
ついてはどのようにお考えなのか、お聞かせくだ
さい。

○政府参考人(中城吉郎君) 名護市におきまして
は、先生御指摘のように、沖縄振興特別措置法に
基づく特区と同時に、今回名護市の方から金融テ
クノロジー開発特区ということで御提案がござい
まして、保険業へのキャブティブ保険業務の追
加、証券取引所設立に関する最低資本金の引下
げ、公的機関による民間への通信回線の開放等の
特例が要望されているところでございます。

そのうち、金融分野の規制の特例につきま
しては、先生御指摘のとおり、沖縄振興特別措置法に
基づく特区と同時、今回名護市の方から金融テ
クノロジー開発特区ということで御提案がござい
まして、保険業へのキャブティブ保険業務の追
加、証券取引所設立に関する最低資本金の引下
げ、公的機関による民間への通信回線の開放等の
特例が要望されているところでございます。

そのうち、金融分野の規制の特例につきま
しては、先生御指摘のとおり、沖縄振興特別措置法に
基づく特区と同時、今回名護市の方から金融テ
クノロジー開発特区ということで御提案がござい
まして、保険業へのキャブティブ保険業務の追
加、証券取引所設立に関する最低資本金の引下
げ、公的機関による民間への通信回線の開放等の
特例が要望されているところでございます。

○島袋宗康君 沖縄県では、沖縄振興特別措置法
による振興計画がスタートしております。自立型
経済の構築を目指すことになっておりますけれど
も、自立の目安となる失業率や県民所得の改善は
容易ではないというふうに思ひます。

沖縄振興計画では、人口及び社会経済の見通し
として、労働力人口は二〇〇〇年の六十三万人か
ら、二〇一一年には約七十五万人に増加すると想定
をし、就業者総数を五十八万人から六十七万人に
増やすとしております。人口増を吸収しながら失
業率を全国並みに下げるためには、一年当たり一

万人近い新規雇用の創出が必要とされるわけであり、この失業率の改善計画の達成、見通しについてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○政府参考人(山本信一郎君) 今、先生御指摘ございましたとおり、今回の新しい沖繩振興計画におきましては、今後十年間の計画期間中に約七万人の労働力人口の増加を見込みます中で、失業率の五%程度への改善を目標としております。したがって、十万人近い雇用創出がこれからの十年間に必要であるということになるわけでございます。

この目標の達成のためには、何よりも新規の雇用創出が必要であると考えております。沖繩の優位性や地域特性を生かしつつ、付加価値の高い産業群を形成し、自立型経済を構築していくことに全力を注いでいきたいと考えております。具体的には、今後、新計画に沿って、基幹産業である観光・リゾート産業を始め、近年急速に拡大しております情報通信産業、あるいは健康バイオ産業、加工貿易型製造業、さらには亜熱帯の特性を生かした農林水産業の振興等を図ってまいりたいと考えております。

また、最近の月間有効求人数が一人を上回るにもかかわらず失業率が増加しているという状況を見ますと、やはり一方ではきめ細やかな雇用対策が重要であると考えております。今回、沖繩県が作成いたしました職業安定計画にも盛り込まれておりますが、労働力需給のミスマッチの解消策ですとか職業能力開発、あるいは人材育成などの施策が着実に推進されますよう、政府としても積極的に支援をしていきたいと考えております。

こうした産業振興の面、それから雇用対策の面の両面の総合的な取組を進めますことによりまして、種々困難はあるとは思いますが、年平均では一万人近い雇用増の実現が達成できますよう、最大限の努力を図ってまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 私は大変重要なことだと思っております。毎度申し上げるようで、本場に沖繩県は失業率が高い、そして県民所得が低いというふうなことが長年続いております。これからの振興計画によって、やはり今おっしゃったような事柄が本場に達成できる状況にあるのかどうか。そして、今、県がどのような、皆さんが検討、もちろんいろんな形でそれをした形でこういったものが生まれてきていると思えますけれども、本来、やっぱり失業率、こういった本場の意味での形でのことをどういうふうに表していくのかというふうなことは、これはもう机上だけでなく、実際に沖繩県でどうすればいいのかというふうなことが問われているというふうに思います。

今、求人に対してなかなかミスマッチで雇用ができないというふうなこともありますし、それで、私は、教育関係といいますが、そういった情報特区とかそういった金融特区における労働者のいわゆる教育というのは非常に重要になってくると思えますけれども、その辺のことについて、教育関係から、あるいはそれぞれの問題について、これがどのように位置付けておられるのか、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(山本信一郎君) 今御指摘のとおり、非常に日本全体が厳しい経済環境の中で、沖繩県の失業率がこの九月には九・四%と非常に高い数字を示したところでございます。そういう意味では非常に厳しい状況でございます。しかしながら、一方では求人数というのが一万人を超すといったような統計数値も出ております。

したがって、今、先生おっしゃいましたように、求職を求人に結び付けていくというところのネックの解消が非常に重要な点という具合に考えておりまして、したがって、今おっしゃいましたように、あらゆる国や県の機関を通じて、職業能力の開発ですとか、あるいは人材育成ですとか、そういったものにも非常に力を入れて、そういうミスマッチをできるだけ解消していくというのを当座やっていく必要があるなど。

それから、沖繩全体の今後を長期的なレンジで考えますと、そういったような対策とともに、やっぱり新しい雇用をしっかりと沖繩の産業振興を図る中で生み出していくというところでの努力が必要だと。これにはもちろん行政も努力をしなければいけませんけれども、企業ですとか県民ですとか地域の市町村、あらゆるところが全力を挙げて取り組んで初めてこういったことが達成できることになるという具合に考えておりまして、私も努力していきたいというふうに考えています。

○島袋宗康君 御承知のように、与那国まで、台湾に近い与那国まで大変離島が多いわけですから、私もとしては、要するに離島も含めて沖繩のすべてのいわゆる振興策を図ってほしいというふうに願っておりますけれども、その辺についてはどうか、ありましたら御答弁いただきたいと思えます。

○政府参考人(山本信一郎君) 今、先生御指摘ありましたように、沖繩県の地理的条件ということを考えてみると、東西南北、非常に幅の広い地域の中で離島がたくさんございます。したがって、そういう意味では産業振興なりいろんな面で困難な条件を抱えているということになります。が、そういう中で、新しい計画の下で、沖繩県もそういったような離島の振興ということも十分に念頭に置きまして、高齢化いたします、そういった福祉、保健といったような面も十分に踏まえまして、離島にふさわしいような発展をこれから十年間やっていくということにしておりますので、私どもも県と十分相談しまして支援をしていきたいという具合に考えております。

○島袋宗康君 ありがとうございます。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。前回の質問で木村副大臣に、厚労省の、特養ホームへの民間参入についての質問で最後で終わってしましまして、肝心の鴻池大臣の御答弁をいただけない、本日冒頭で申し上げたんですけれども、やはり鴻池大臣の御答弁を受け止められる厚労省の政治家ということで、やはり舞台を整えるために渡辺政務官にお越しいただきました。政務官にお聞きいたします。

今申し上げた特養ホームへの民間参入の認可基準を厚労省に問うたところ、その答弁は、証券取引所の上場基準を満たしているとか、特養ホームの経営等を主たる事業とし、他の事業と経理を区分することなど、ケアハウスへの参入基準に準じているということでした。これは今法案の十八条の二項で示されている基準に比べますと、明らかに上乗せ基準だと言えらると思えます。おとといの議論のとおり、余りにも条件が厳し過ぎます。

このケアハウスへの民間参入を認めた平成十四年一月から今年が過ぎようとしております。しかし、いまだに民間の参入実績はゼロ。確かに、参入を認めたから実際の実績に至るまでにはタイムラグがあるのは分かるんですけども、ですけども、今現在で事業者の選定を行われている自治体も全国で一か所と聞いていますし、そのほか、実施方針の公表とかもわずか数自治体が行っているだけと。これはケアハウスの現状ですけれども、今回の特養ホームの規制緩和策を公表してから一か月が過ぎてもこの特区活用を表明して手を挙げた自治体は皆無であると聞いております。

おととい、木村副大臣は盛んにPFIの推進にうながると、この特区法がつかないと答弁されておりましたけれども、これで実際に参入してくる民間会社があるんでしょうか。政務官のお考えをお聞かせください。

○大臣政務官(渡辺具能君) 特養老人ホームの民間参入の基準が厳しいのでなかなか入りにくいし、PFIがなかなか推進できないんじゃないかと、こういう御指摘でございます。

委員御指摘のとおり、ケアハウスにつきましては既に昨年より参入を認めておるところでありまして、今回、特区におきまして特養老人ホームの参入に当たって、PFI方式の下で参入をいただくと

いうことになりまして、その審査基準は、委員御指摘のとおり、ケアハウスの場合と同じであります。しかし、これは元々社会福祉法の基準と同じでございます。考え方同じであるのでそういうことになっていくことでございます。

ケアハウスについては、このような基準の下であります。なかなかPFIが進行してない、推進されてないんじゃないかという御指摘でありますけれども、今のこの基準で既にプロジェクトが進行中のものであるわけでございますので、必ずしも推進されてないということではなくて、進行中のものであるということも言えるというふうに思っております。

特別養護老人ホームなんですけれども、やっぱりこのサービスは常時の介護が必要でございますし、在宅では困難な高齢者の入所施設であり、長期安定して介護サービスを提供することが必要だと、こういうことから、利用者保護の観点ということから、先ほど申し上げたような、委員も御指摘になりましたような基準が必要ではないかというふうに考えております。

しかし、これだったら、PFIがなかなか進まないんじゃないかということでございますが、法律自体が来年の四月からの施行でございますので、まだこれから時間もございますので、自治体ともいろいろ情報交換をしながらPFIが進行しますように努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○黒岩宇洋君 お待たせしました。鴻池大臣にお聞きしますけれども、今、政務官もおっしゃったこの社会福祉法の基準、これ前回は私、改めて申し上げましたけれども、五十年以上前、戦後間もないころに作った基準を二十一世紀のこの洋々たる特区法案の中で基準として丸写しで作っているわけですね。

こういう状況をまず念頭に置いて、私はこの問題というのは、基準の厳しさという程度もあるんですけれども、それ以上に、このような基準がどのようにして決められているのかと、このことが

私、大問題だと思っております。担当省庁、今回であれば厚労省だけで決めるのならば、従前の縦割り行政から何の変化もない、何のために今回内閣府主導にしたのか、何のために担当大臣を置いたのか、私は意義が全く分かりません。

どうも今までの議論から感じられることは、先ほど申し上げたケアハウスの事例でも分かるように、これは全国で数か所ですから、民間参入に厳しい条件を付けることによって事実上排除しているのではないかと、そのような感さえ私には否めません。民間参入と大きく打ち出してはいますが、結局は厳し過ぎて民間参入、私はないんじゃないかと思っております。これじゃ特区の、いや、この規制改革の意味が全くないかもしれないと、このことも私は心配しておるんです。こんな厳しい参入条件を法案の文言ではなく、先ほどのケアハウスのあれ、法案じゃありませんから。法案の文言ではなくて、上場基準とかこういったことを担当の省庁の判断で決めさせていいの

か。そこで、大臣にお聞きしたいんですが、今回のこのような条件というのは厚労省と内閣官房との間で調整は行われたのか否か、そして鴻池担当大臣は、この構造改革特区担当大臣としてこの件について御了承されたのか否かをお聞かせください。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 政治家として、政務官御出席の上で、私も政治家として責任を持って発言をしたいと思っておりますけれども、先日の厚労省の局長の答弁、委員が御質問なさいました。それを聞きまして啞然といたしました。その後、時間がなかったのが私が見て申し上げる機会を逸したんですけれども、今日また御質問をいただきましたのでここに立たせていただいたわけでございますけれども、例えば、民間参入オーケーだと言いつつも上場企業でない駄目だ。こんなことがあるんだらうかと、正に啞然と聞かせていただいて、それが、その真意がいかなところにあるのかということはまだに私は分かりません。

先ほどのお話のように、上場企業は約三千ぐらい、他のそうでない企業というのはわんざとあるわけです。参入したい企業、一杯あるはずで、福祉に自らの企業の力を使いたいというのが一杯あるはずで、上場でなかったらできないと。上場企業が、上場会社がつてでもすばらしいという感覚自身がどうかしているんじゃないかと私は思いますよ。上場企業でない立派な会社、一杯ありますよ。あるいは中小企業でも一杯ある。上場企業でないといけない、そんなとんでもない発想、私はこれはどうかしているんじゃないかと思えますよ。

それで、承知しておるか。知りません。聞いていません。聞いておりません、私は。そして、内閣府と厚労省と、そういう話、調整をしておるかということも、聞いておりませんし、まだやっていないはずでございますから、こういったことに、静かな中で意見交換をする機会を作っていくと、このように思っております。

○黒岩宇洋君 今の御答弁を聞くと、これからさつちりと横断的に鴻池大臣を中心として意見交換されていくと、私はそのことに期待しております。

次に、文科省の方にお聞きいたします。免許の授与についてちよっとお聞きしたいんですけれども、今回、多くの市町村から、これは群馬県の太田市からも出ていますけれども、免許状の種類の弾力化、もっと具体的に申しますと、民間人を市町村独自の判断で採用したいと、こういう提案が多数出されています。

それについての文科省の回答は、現行の特別免許状制度や特別非常勤講師制度を活用することで可能と、こうあります。また加えて、都道府県との手続の簡素化に対応としています。しかし、市町村の願いは、とにかく自分独自の判断でやりたいわけですね。

でも市町村が採りたいような人が採れるとは思えません。そして、非常勤講師制度といいますが、これも、正にこの非常勤では優秀な人材が採れないわけです。ですから、今、市町村というのは大変悩んでいるわけですね。

こういうような紋切り調で、可能だということでお答えしていますけれども、私はとにかく、簡素化云々とかそういうことではなくて、本法案の目的、第一条にございます。「地方公共団体の自発性を最大限に尊重」と、こうあるわけですから、本来の市町村の提案にある目的を達成させるべく、この特別免許状の授与権を市町村の教育委員会に与えてほしいというこの提案、全くもって私は理解できるんですが、この市町村の提案に対して文科省としてどうお答えになりますでしょうか。簡潔にお答えください。

○政府参考人(矢野重典君) 特別免許状は、これは制度といたしましては授与された都道府県におきまして終身、一生有効なそういう免許状でございます。そういう意味で、特別免許状の都道府県単位の広域的な通用性というものを確保する必要があります。市町村ではなくて都道府県教育委員会が責任を持って判断し、授与する制度によることが私どもは適当であろうと考えております。

一方、このたびの措置におきましては、市町村教育委員会の要望を踏まえまして、特別免許状の授与に関して、市町村教育委員会が独自に社会人等を教員として採用する場合には、市町村教育委員会における円滑な採用が可能となりますように、都道府県教育委員会における教育職員検定、これは特別免許状を与えるための検定でございますが、その教育職員検定に係ります手続の簡素化をするという内容を内容とした通知を指導通知として都道府県教育委員会あてに発出することとしたしていただいております。このような措置を講ずることによりまして、特区におきましては自治体の趣旨に沿った免許状の授与が円滑に行われるようになるのではないかと、またその

ように努めてまいりたいと考えております。

○黒岩宇洋君 今の答弁でも、私、何度でも文科省の方に聞いたときも、この通用性という言葉は、要は市町村だけでなく、県ならどこでも教職員として採用されるんだという、このために都道府県から授与されなければいけないとおっしゃいますよね。私、これは絶対におかしいと思うんです。どうしてかと申しますと、じゃ、今回、市町村が一回自分のところで雇うわけですね、自分のところの出費、負担で、この十三条の特例で。この人間が他の市町村で今度雇われるためには、一回市町村を辞めるわけですよ。辞めた後に更に県の採用試験を受けるんですよ。今、御存じのように、県の採用試験で受かるなんというのは本当に大変なことなんです。ですから、私は元々通用性がないと指摘したいと思います。

もう一つ、非常に論理矛盾がございまして、十三条の特例ですと、元々免許のある人を雇ったと、この人はその市町村でしか勤められないんです。この人に通用性がないんですよ。免許のある人が雇われると通用性がない。でも、免許のない民間人が特別免許制度で雇われると通用性がある。こんなばか話はないし、元々通用性があるとは思いませんけれども、この整合性が全くない。

もつと踏み込んで言うと、県単位の通用性といいますが、これは雇う側と雇われる側、すなわち今言う市町村と新しい教職員のこれは雇用の契約ですよ。別に通用性なんというものは、はっきり言えば余計なお世話で、雇われる側はここでいいんだと、雇う側はこれの中だけでと言ったときに、何でおせっかいにも通用性なんというところでまた新たな規制を掛けるのか。これは私は今回の規制改革の根本的な姿勢に反すると思ってい

るんです。これはちょっと長くなるからもう質問はしませんけれども。

こういう中で、太田市からも、やはり太田市の場合は英語のいい先生を採りたいんだということで提案が出ていますけれども、今のこのやり

取りを聞くと、どうも大臣が、鴻池大臣がおっしゃっている、おもしろいと言っている英語による授業の実現、私、大変もう既に危うくなっていると思っているんです。

文科省にお聞きします。

鴻池大臣が衆院でも参院でも内閣委員会で再三おっしゃっている太田市の英語による授業というのは本当に可能なんですか。私、大変ずっと疑問に思っております。今までの太田市の提案に対する文科省の大変つれない回答を見ると、どうも本当に可能かどうか疑わしくてしようがないんですけれども、これについて文科省の見解をお聞かせください。

○政府参考人(矢野重典君) 御指摘の群馬県太田市の構想は、これは構造改革特区において国語以外のすべての教科の授業を英語で実施しよう、そういうものであるというふうに理解をいたしております。

それへの対応でございますけれども、文部科学省といたしましては、構造改革特区において学習指導要領によらないで弾力的な教育課程を編成する取組を可能といたしましたために、先ほどの御質問にもお答えいたしましたけれども、新たに構造改革特区研究開発学校制度というものを設けることといたしております。

そこでは、受け皿としてはそういうことの、そういう制度を設ける考えでございますけれども、御指摘の構想につきましては、これは当然ながら幾つかの問題も考えられるわけでございますが、その点については関係の自治体において現在恐らく十分な検討、いろいろな問題を克服するための十分な検討をさせていただいていただけないかと思っております。文部科学省といたしましては、構造改革特区計画としての申請を待つて具体的な計画について検討をさせていただきたいと思っておりますので、今の段階で先走ったことを申し上げることは差し控えていただきた

存じます。

○黒岩宇洋君 大臣、これは大分まずくなってきましたね、これは明らかにもう。

私も何回か文科省に聞いているんですけど、いろいろんな条件で、大体、分からないというよりはほとんどできそうもないというニュアンスで私は聞いておるんです。

これは前の鈴木委員の質問で、構造改革特区研究開発学校制度について文科省のお答えがあったので私も何となく理解したんですけど、そんな中で、これは実は、大変幾つもの提案が結局この開発制度で検討だということでお茶を濁されているんですよ。だから、すごい万能な制度のようなんですけれども、これ、私、局長の御発言聞いていて、ちょっとおやっと思つたんですけども、今までの文書の回答では従来の研究開発学校制度の下に設置すると言ったのが、今日、その制度と別にと変わっていましたね。ただ、よく鈴木議員とのやり取りを聞くと、どうも下にありそうですね、研究開発学校制度というものに確実に沿っている。

そう考えますと、元々この研究開発制度というのは、繰り返しになりますが、要は学習指導要領の作り直し、もつと言えは要するに文科省のカリキュラムを作ることが目的なんです。そうなんです。ということは、今回の市町村の目的とは全く別のところにあります。同じような何か制度ですけれども、目的が違ふんですよ。更に言えば、やっぱり特区構想の地域地域の自主性を重んじるというのは違ふわけですね。要は、中央に何とかフィードバックしようという、そういう目的なわけなんです。

ですから、ここに何でもかんでも投げて、そして本当に各市町村や、もつと言えは子供たちが望むような、非常に自由闊達な学校教育というのが果たして実現するかどうか。そのことについて、局長、お願いします。端的にお願します。

○政府参考人(矢野重典君) まず、現在の制度についてもう一度私の方からきちんと説明させてい

ただきたいのでございますが、現在の制度といたしましては、学校教育法施行規則等によりまして教育課程の基準でございます学習指導要領により教育課程の編成・実施を認める、そういう制度があるわけでございます。

それは幾つかのタイプがございまして、研究開発学校制度というのはその代表的なものでございますが、研究開発学校制度等のそういう制度があるわけでございますが、その特例的な制度そのものがあるわけでございますので、その中に新しいタイプの特例的なものとして構造改革特区における様々な提案を受ける制度として、先ほど来申し上げてございます構造改革特区研究開発学校制度というものを設けたいと考えているところでございまして、その具体的な中身……

○委員長(小川敏夫君) 答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(矢野重典君) 中身につきましては、現行の制度との相違点も含めまして現在検討いたしているところでございますので、その中で十分対応は可能と考えております。

○黒岩宇洋君 そうしましたら、池坊政務官にお聞きしますけれども、今のやり取りを聞いて、やはり私は、教育も挑戦していくんだと、新たに挑戦していく。今大変荒廃している中で、鈴木委員のところでも出てきましたけれども、文科省自体が挑戦もせずに、大胆に切り込まないで、一体本当に子供たちに、挑戦だ、大胆な発想だと求める、こういった教育が果たしてできるのか。このことで、今のやり取りを聞いて、文科省の政務官として、池坊政務官の御見解をお聞かせください。

○大臣政務官(池坊保子君) 大胆に切り込むことも必要ですけれども、私はやっぱり市町村のいろいろな意見を聞きながら、その事情に応じて調整しながら、しっかりとしたやっぱり基になるものは守っていくべきではないかと思っております。

今ございましたように、研究開発学校制度は様々ないいことをいたしております。十四年度は

二億九千万取っておりますし、十二年度四十一校、三十三校、今は十七校やっております。ですから、これを更に拡大するような気持ちで、英語だけの授業が行われてもよろしいですし、あるいは小学校、中学校の一貫制教育が行われるようなことがあってもよろしいと思うんですね。

ですから、やはり私は大胆なことばかりがいいとは思いません。教育は大胆であるから新しい発想が生まれ、大胆な心根を持った子供たちが出来るわけではないと思います。教育は地味な努力の中で着実に堅実にする必要がありますから、私どもはそういう中で、いろんな地域の意見を聞きながら、でも、慎重にしなければいけない点はきちんと慎重にしていきたいというふうに思っております。

十三万九千人の不登校児も、今の学習指導要領によらない教育課程の編成によって学校に行きたいなと思う子供たちもいると思いますから、そういう子供たちにはそれにふさわしい学校を作っていきたいと思っておりますので、これは大変有効であると思っております。決して後退しているわけではございません。

○黒岩宇洋君 政務官にそうおっしゃられると私も何か納得しつつあって大変危険なんです、鴻池大臣、助けてください。

最後にお聞きます。

大臣、大臣が声高におっしゃる、わくわくする、そしておもしろくなるような学校、今回でいうと英語で授業する、こういうたものが何かできそうもないんですかね。大臣、そのことをどうお考え——できますか。じゃ、できるんだ、やるんだという、このことを大臣、ちょっとここで御披露ください。お願いします。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 太田市から面白い提案がなされ、それをやろう、できるぞということ、文部科学省との打合せで、できる方向で進めておると信じております。

ただ、いろんな、本日に至りますまで、委員各位の御質問にお答えされる役所の答弁を聞いてお

りますと、一歩前進二歩後退の部分が随分あるなという感じもいたしますし、日暮れて道遠しという感じもございいます。

しかし、特区の構想というものは全国でやろうというんじゃない、何度も申し上げておりますように。勘違いされている、お役所の方も。全国でやろうというんじゃない。一か所ですべてやろうじゃないか、一か所だけで。面白いところでやろうじゃないかと。経済の活性化につながるものを一か所ですべてやろうじゃないか。港、反対されているけれども、また要らぬこと言ったら怒られる。

教育の分野においても一か所ですべて、医療も一か所ですべてやろうじゃないかというのが特区の構想です。是非とも、我々は理解しておるんですけれども、理解されないと、教育は、政務官、地味がいい。その地味の部分も結構だと思えますけれども、やはりどこか一か所派手な部分があってもいいんじゃないかと。地味な教育ずっと余りにもし過ぎてきたんじゃないか、余りにも。だから、この世の中面白くなってきたんだと私は思いますよ。

先ほど、株式会社の話もありました。株式会社一番先にやったのは坂本龍馬ですよ、あれ。面白いじゃないですか。とにかく、そういう新しい時代にマッチするかどうか別に、とにかくやってみようというそういうチャレンジ精神というものをこの特区構想の中で作り上げていきたい。一歩後退でも三歩進まなきゃいかぬ、このように思っております。

以上であります。

○黒岩宇洋君 大臣、委員会質疑は大変わくわく面白いものになってきましたけれども、それだけではいけません。どうか教育もわくわくするようなそういったことが可能になるように担当大臣として御尽力ください。お願いいたします。

○委員長(小川敏夫君) 本日の質疑はこの程度といたします。

鴻池国務大臣は御退席ください。

○委員長(小川敏夫君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案審査のため、来る十二日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

平成十四年十二月十二日印刷

平成十四年十二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D